

当社発電設備に係る再発防止対策の実施状況  
および効果の検証結果についての報告

平成 20 年 4 月 4 日  
東京電力株式会社

## - 目 次 -

1	目的	1
2	検討体制	2
3	再発防止対策の実施状況と検証結果	5
3.1	基本的な考え方	5
3.2	再発防止対策の効果の検証方法	6
3.3	全社的な対策の実施状況と検証結果	7
3.4	各発電設備の対策の実施状況と検証結果	9
4	経済産業省からの行政処分、指示事項等に関する実施状況と検証結果	10
5	今後の取り組み（平成 20 年度行動計画）	10
6	まとめ	12

### < 添付資料 >

1	全社的な再発防止対策の検証結果一覧	13
2	水力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧	14
3	火力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧	15
4	原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧	16
5	経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの検証結果一覧	20
6	社員意識調査結果	21
7	社外第三者からのご意見	23

### < 別 冊 >

1. 全社的な再発防止対策の個別評価
2. 水力発電設備に関する再発防止対策の個別評価
3. 火力発電設備に関する再発防止対策の個別評価
4. 原子力発電設備に関する再発防止対策の個別評価
5. 経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの個別評価

## 1 目的

平成 18 年 11 月 30 日に経済産業省原子力安全・保安院から当社に、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うことを求める指示（指示 1）が発出された。

当社は、この指示に基づき点検を進めるとともに、確認された不適切事案に対する再発防止対策の検討を進めてきた。平成 19 年 3 月 1 日には、発電設備における検査データの改ざんに対する全社的な再発防止対策の方向性について経済産業省へ報告し、平成 19 年 3 月 30 日には、具体的な再発防止対策について、原子力安全・保安院に報告した。平成 19 年 4 月 6 日には、3 月 30 日に報告した再発防止対策に対するアクションプランを原子力安全・保安院に報告し、その後、平成 19 年 4 月 20 日の経済産業省からの指示（指示 2）に基づき、再発防止対策および経済産業省からの指示事項等に対する具体的な行動計画（以下、「行動計画」）を平成 19 年 5 月 21 日に経済産業省へ報告した。

本報告書は、この行動計画に基づき推進してきた再発防止対策について、その実施状況、効果の検証結果、および平成 20 年度の行動計画を取りまとめたものである。

### 【国から受領した指示文書】

#### < 指示 1 >

##### 「発電設備に係る点検について」

（経済産業省原子力安全・保安院 平成 18・11・30 原院第 1 号 平成 18 年 11 月 30 日）

水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、11 月 21 日に指示したものの以外のものであっても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うことを求める。

#### < 指示 2 >

##### 「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（嚴重注意及び指示）」

（経済産業省 平成 19・04・18 原第 42 号 平成 19 年 4 月 20 日）

- ・ 発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検の結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかになった。このようなデータ改ざん等が行われることのないよう嚴重注意する。
- ・ 再発防止対策について、今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成 19 年 5 月 21 日までに報告すること。
- ・ 福島第一原子力発電所 3 号機、福島第二原子力発電所 4 号機及び柏崎刈羽原子力発電所 1 号機で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれのある事案があったことから、直近の定期検査において特別な検査を実施する。
- ・ 該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検査を行う。
- ・ 更なる安全確保の向上を図るため、原子力分野で経営責任者による安全確保に関する関与の強化など 8 項目、水力・火力分野で保安教育の徹底など 3 項目の対策に取り組むよう求める。

## 2 検討体制

常設のリスク管理委員会（委員長：社長 勝俣恒久）の下に、発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会（部会長：副社長 清水正孝、以下発電対策部会）、法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検討部会（部会長：副社長 清水正孝、以下再発防止策検討部会）を設置し、点検、検討を横断的かつ網羅的に推進し、報告書の取りまとめを行った。（図2 - 1参照）

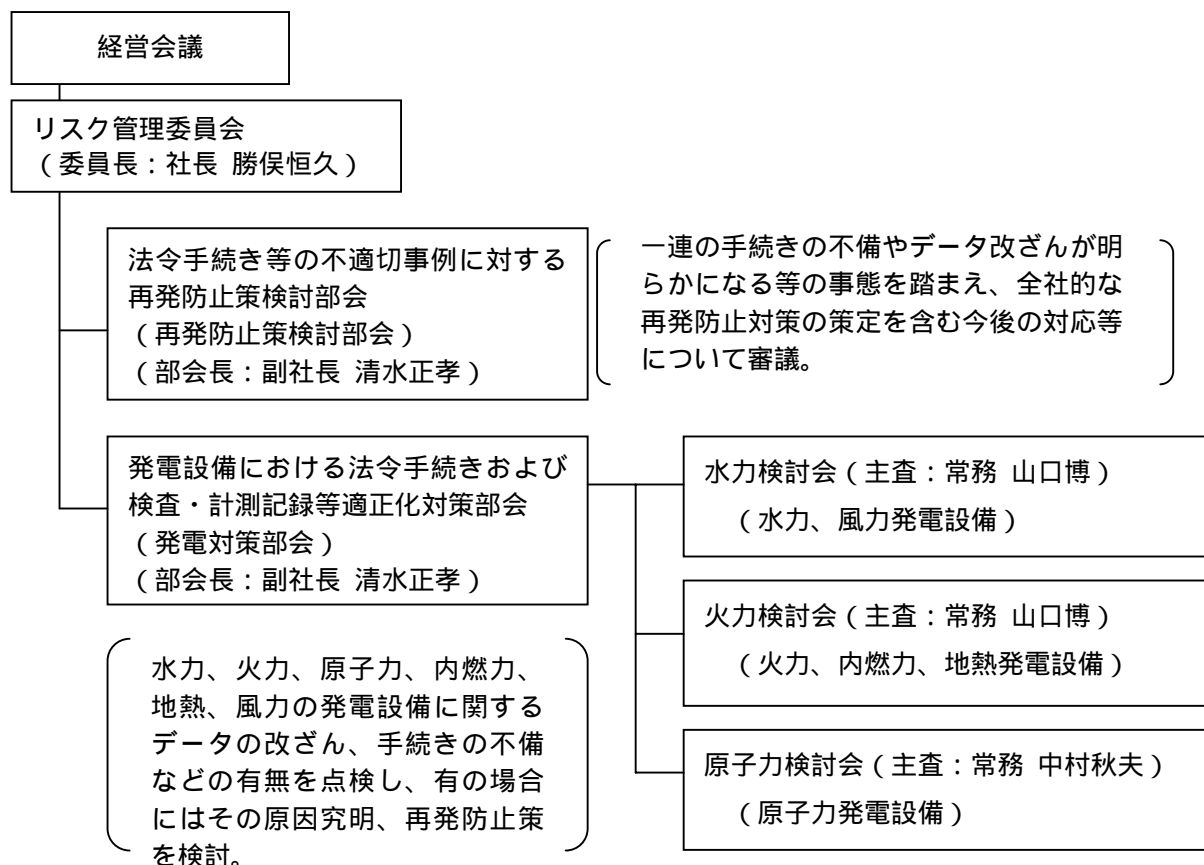


図2 - 1 体制図

再発防止策検討部会（構成員については図2 - 2参照）においては、全社的な再発防止対策を推進・展開するとともに、その効果の検証を行った。本報告書の取りまとめにあたっては、社外第三者からの助言も得ながら、企業倫理定着活動を進めてきた総務部門や社内法務部門、監査部門、労務人事部門等も参画し、再発防止対策の実施状況、効果の検証結果の取りまとめ、および平成20年度の行動計画の策定を行った。

発電対策部会、各検討会においては、各部門の再発防止対策および経済産業省指示事項等を推進・展開するとともに、その効果を検証した。また、検証にあたっては、当該設備所管箇所によるセルフチェックに客観性、透明性を確保するため、社内法務部門及び監査部門なども参画した。

本報告書は、平成20年2月18日、3月5日の再発防止策検討部会および平成20年3月11日の経営会議を経て、再発防止対策の実施状況、効果の検証方法および結果、平成20年度の行動計画などが確認され、承認された。各部会、検討会の開催実績を表2 - 1に示す。

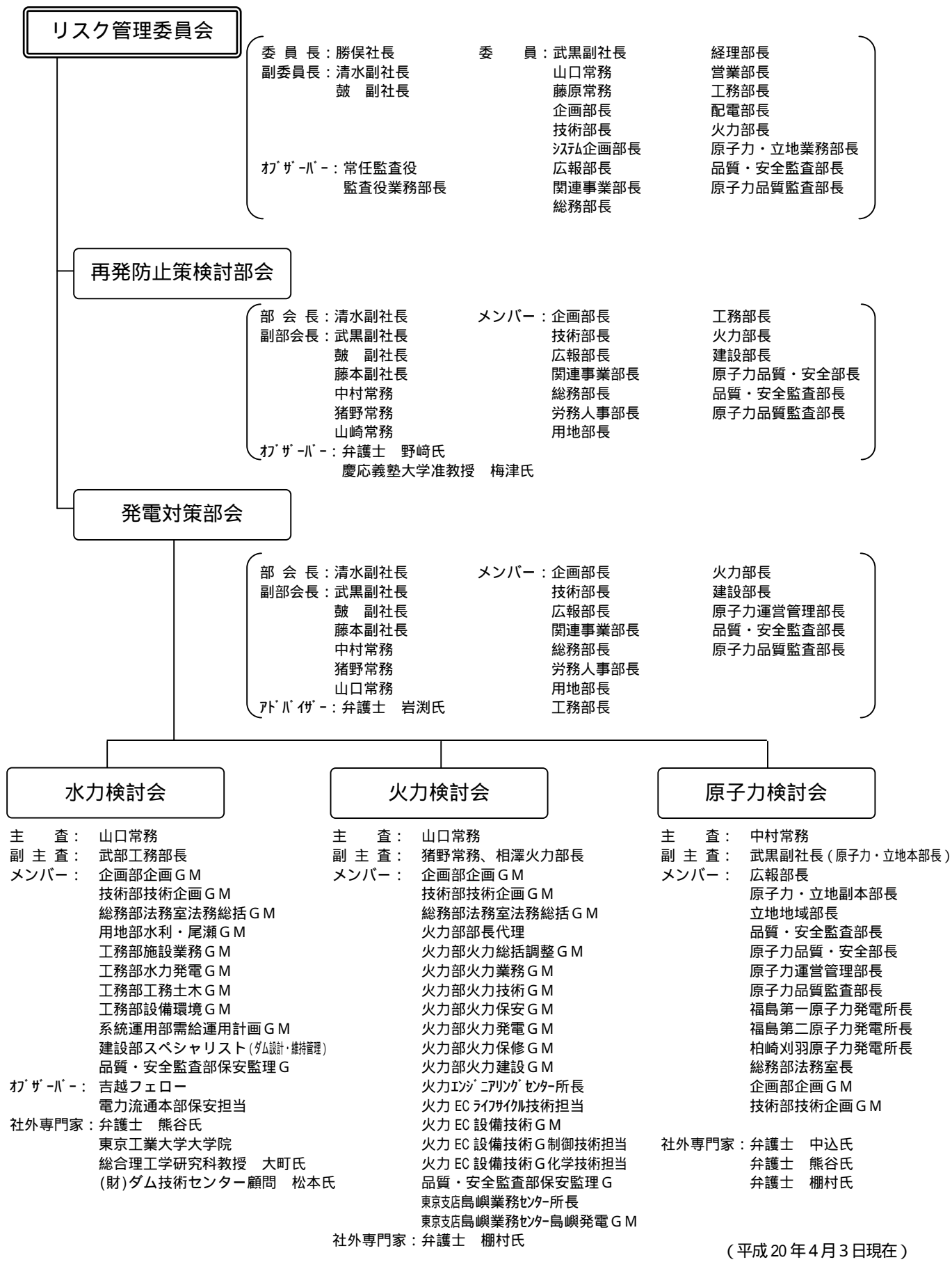


図2-2 発電対策部会、再発防止策検討部会、各検討会 構成メンバー

表 2 - 1 部会、検討会の開催実績

		経済産業省 への報告	発電対策 部会 (計 17 回)	水力検討会 (計 12 回)	火力検討会 (計 13 回)	原子力 検討会 (計 18 回)	再発防止策検 討部会 (計 11 回)	
平成 18 年	12月	上旬	4 7	1 8		8		
		中旬	11 18	15	14	19		
		下旬	20	28		22	25 27	
平成 19 年	1月	上旬	10	5	4	4 8		
		中旬		16	15	12 19	16	16
		下旬	24 31	22 26		25	25 29	22
	2月	上旬		9	8		6	
		中旬				14	15	
		下旬		23	22	22 26	21 26	23
	3月	上旬	1	9	7			
		中旬		19		16	14	19
		下旬	30				23 26	
	4月	上旬	6				4	
		中旬						
		下旬						27
	5月	上旬						
		中旬						14
		下旬	21			28		
	6月		7			12		
	7月		26			19		
	8月					27		
	9月		27	25	18		13 27	
	10月							
	11月				14			
	12月			25	21	13		25
	平成 20 年	1月			25			
		2月						18
3月						3 3	5	

: 原子力発電設備に関する再発防止対策フォローアップ会議

### 3 再発防止対策の実施状況と検証結果

#### 3.1 基本的な考え方

当社は、平成 14 年の原子力発電所における点検・補修作業に係る不祥事以降、再発防止対策として「4つの約束」を公表し、「しない風土」と「させない仕組み」の構築をめざし、グループの総力をあげて企業倫理・法令遵守、安全確保・品質管理の徹底、情報公開等に取り組んできた。

しかしながら、平成 18 年 11 月 30 日の経済産業省原子力安全・保安院からの指示（指示 1）に基づき、点検を実施したところ、水力・火力・原子力の発電設備に関するデータ改ざんや法令手続きの不備など、不適切な取り扱い事例が明らかとなった。こうした事態を真摯に反省し、東京電力グループ全体として「しない風土」と「させない仕組み」を充実し、徹底するとともに、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める取り組みとして「言い出す仕組み」を構築し、実施することとした。

全社的な再発防止対策の構成は、下図のとおりであるが、平成 19 年 5 月 21 日に報告・公表した「当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告」に基づき、再発防止対策について効果の検証を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策の見直しを行う。

#### ・しない風土の対策

「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実  
部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実  
企業倫理遵守に関する宣誓書への署名  
部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進

#### ・させない仕組みの対策

第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し  
内部監査機能の強化・充実

#### ・言い出す仕組みの対策

立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化  
業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施  
設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実  
業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化  
第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化  
原子力部門の業務運営の見直し

図 3 - 1 全社的な再発防止対策の構成

### 3.2 再発防止対策の効果の検証方法

再発防止対策の効果の検証にあたっては、以下のとおり、実施状況の確認、実効性の評価、監査による評価を行い、その結果を踏まえ、総合的に評価を行う。

#### (1) 実施状況の確認方法

主に制度の構築状況（規程・マニュアルの制改定、組織改編等）および運用状況（対策の実施率、研修受講率等）の観点から実施部署が評価を行う。

#### (2) 実効性の評価方法

主に以下の方法により、再発防止対策の実効性について、実施部署が可能な限り定量的に評価する。

- ・社員意識調査（平成20年2月1日～14日に実施。調査結果については、資料6参照）  
全社員を対象に、毎年実施している企業倫理意識に関する設問に加え、再発防止対策の効果・理解度等に関する設問を追加して調査。調査結果については、プラス評価（例えば、良好な状態かどうかを問う設問で、「思う」「まあ思う」「どちらともいえない」「あまり思わない」「思わない」の5段階の選択肢のうち、「思う」「まあ思う」と回答したものの）の割合、前回結果との比較などで評価。
- ・部門アンケート、参加者アンケート  
特定部門および研修受講者などを対象にしたアンケート結果による評価。
- ・実施結果  
窓口相談件数、改善実施率などの活動実績で評価。
- ・セルフアセスメント  
関係者に対するインタビュー、上位職者による評価結果等をもとに自部門で評価。

#### (3) 監査による評価

内部監査部門が各再発防止対策の実施部署の検討状況、実施状況等を確認するとともに、実施対象箇所における対策の周知状況、展開状況等を監査することにより、各再発防止対策の実施状況および実効性を評価する。

#### (4) 総合評価

実施部署が行う実施状況確認、実効性評価（自己評価）の結果に加え、内部監査部門による監査の結果を踏まえ、各再発防止対策の効果を総合的に評価する。総合評価については実施部署が行うが、評価結果については、社外有識者のご意見を反映しつつ、再発防止策検討部会および経営会議での審議を経て決定する。

表3-1 評価項目と評価区分

評価項目	評価区分
実施状況の確認	完了/一部を除き完了/未完了(次年度へ継続)
実効性の評価方法	有効/有効だが一部に課題あり/有効性に疑問/現段階では判断できず
監査による評価	有効/有効だが一部に課題あり/有効性に疑問/現段階では判断できず
総合評価	A:自己評価および監査の結果、実施状況・実効性とも目標を達成 B:自己評価および監査の結果、実施状況・実効性の一部に課題 C:自己評価および監査の結果、実施状況・実効性が大きく目標を未達



### 3.3 全社的な対策の実施状況と検証結果

全社的な再発防止対策の実施状況および効果の検証結果について以下に示すが、各再発防止対策の個別評価の詳細については、別冊1の通りであり、その一覧を資料1に示す。

#### (1) 意識面(しない風土)の対策

##### <実施状況>

「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実 【別冊1： - 1】

データの適正な記録・管理、保安規程・保安規定の重要性等の項目を「企業倫理遵守に関する行動基準」に反映し、これを活用した研修を実施した。

部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実 【別冊1： - 2 ~】

「目的の確認」、「ルールの確認」など仕事の基本に関する研修、技術者倫理に関する研修、管理職に対する研修等を実施した。

企業倫理遵守に関する宣誓書への署名の実施 【別冊1： - 3】

新しい行動基準の内容を理解し、それを遵守して行動することについての宣誓書に、ほぼ全ての役員・社員が署名を実施した。

部門間・事業所間のより一層の人材交流の推進 【別冊1： - 4】

平成19年7月の定期異動等にあわせて、部門間交流を実施した(52名)。

##### <検証結果>

###### 実施状況評価結果

全ての方策について、平成19年度中に実施が完了したことを確認した。

###### 実効性評価結果

社員意識調査等により、全ての方策の実効性を確認した。

###### 監査結果

実施状況、実効性に関して、課題が確認されなかった。

###### 総合評価

- ・実施状況に課題はなく、実効性評価、監査の面からも有効性を確認した。
- ・社員意識調査において、安全意識(Q1~Q2)、個人の倫理意識(Q3~Q4)、職場の倫理意識(Q5~Q6)について、いずれも評価が高く(78%~98%)、また、再発防止対策を含めた倫理研修による倫理観の維持・向上度(Q9)もプラス評価が増加しており、一連の対策により、社員の企業倫理意識が高まっていることを確認した。
- ・平成20年度も引き続き、この企業倫理意識の維持・向上を図っていく。

#### (2) 仕組み面(させない仕組み)の対策

##### <実施状況>

第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し

【別冊1： - 1 ~】

発電設備に関する総点検の結果を規程・マニュアルに反映するとともに、法令遵守等の観点から、全規程・マニュアル(約3,700)のレビューを実施し、約1,800の規程・マニュアルを制改定した。

内部監査機能の強化・充実

【別冊1： - 2 ~ 】

内部監査により、再発防止対策の実施状況を確認するとともに、保安監査において、河川法の遵守状況についても確認した。

#### < 検証結果 >

実施状況評価結果

一部方策の完了に遅れがあったが、平成 19 年度中に全ての方策の実施が完了したことを確認した。

実効性評価結果

社員意識調査等により、「規程・マニュアルの充実」については、一部に不合理な規程・マニュアルが存在するという課題が確認されたが、その他の方策では、実効性を確認した。

監査結果

「規程・マニュアルの充実」について、業務実態と乖離した不合理な規程・マニュアルの改善についての指摘があったが、その他の方策では、実施状況、実効性に関して、課題が確認されなかった。

総合評価

- ・ 一部の方策に課題はあったが、概ね方策の有効性を確認した。
- ・ 平成 20 年度は、不合理な規程・マニュアルを改善するとともに、引き続き再発防止対策の定着度合いを確認することが課題である。

#### (3) 仕組み面（言い出す仕組み）の対策

##### < 実施状況 >

立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化

【別冊1： - 1 , 】

原子力・立地本部の社員が安全と品質面で守るべき行動の規範を職責毎に定めた「安全と品質達成のための行動基準」を作成するとともに、本店に「地域の声委員会」を設置し、四半期毎に開催した。

業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施

【別冊1： - 2 】

平成 19 年 5 月より業務の点検月間を開始し、延べ 45,500 人が討議に参加し、約 5,600 件のテーマを討議した。

設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実

【別冊1： - 3 ~ 】

水力、火力、原子力部門において、不具合を管理するシステムを活用・整備し、これを用いた不具合管理を開始した。

業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポート強化

【別冊1： - 4 ~ 】

水力・火力部門において、本店管理職が店所を巡回し、意見交換を行うとともに、技術的課題および法令に関する相談窓口を設置した。また、企業倫理相談窓口についても、引き続き周知活動を実施した。

法務・コンプライアンス機能の強化

【別冊1： - 5 】

平成 19 年 7 月に法務室を設置し、出前法律相談、ヘルプラインの設置等の対策を実施するとともに、法務担当者の人材交流を実施した。

平成 19 年 4 月に本店各部のミッションを明確化した組織に改編した。

#### < 検証結果 >

##### 実施状況評価結果

「法令・コンプライアンス機能の強化」において、法律関係手引書の作成が未完了（平成 20 年 7 月完了予定）の他、一部方策に遅れがあったが、概ね予定通り実施完了した。

##### 実効性評価結果

社員意識調査、部門アンケート等により、「業務の点検月間」、「不具合管理の充実」、「法務・コンプライアンス機能の強化」において、一部課題が確認されたが、その他の方策では、実効性を確認した。

##### 監査結果

「不具合管理の充実」「法務・コンプライアンス機能の強化」において、本店主管部の継続的な支援、対策の確実な実施等の指摘があったが、その他の方策では、実施状況、実効性に関して、課題が確認されなかった。

##### 総合評価

- ・一部方策に課題はあったが、概ね方策の有効性を確認した。
- ・また、社員意識調査により、「何でも言える職場」（Q14）に関する設問での評価が高い（プラス評価：77%）ことや、各種窓口の受付実績が増加しており、職場の雰囲気・社員の意識が改善されつつあることを確認した。
- ・平成 20 年度は、各方策を確実に定着させるとともに、方策の認知度を向上させることが課題である。

#### （4）全体評価

- ・全社的な再発防止対策全 27 項目のうち、実施状況あるいは実効性の一部に課題がある B 評価が 4 項目あったが、残る 23 項目については A 評価であった。実施状況および実効性の面で大きな課題のあったものはなく、方策の有効性を確認することができた。
- ・一部に課題のあった方策については、対策の開始時期が遅れたこと、方策の周知・徹底が不十分であったこと等の課題が確認された。
- ・内部監査において、いくつかの方策について活動に不十分な点が見られたが、適切に改善されたことが確認された。

### 3.4 各発電設備の対策の実施状況と検証結果

水力、火力、原子力設備に関する個別の再発防止対策の実施状況および効果の検証結果の詳細については、別冊 2～4 の通りであり、その一覧を資料 2～4 に示す。

別冊 2：水力発電設備に関する再発防止対策の個別評価（一覧は資料 2）

別冊 3：火力発電設備に関する再発防止対策の個別評価（一覧は資料 3）

別冊 4：原子力発電設備に関する再発防止対策の個別評価（一覧は資料 4）

#### 4 経済産業省からの行政処分、指示事項等に関する実施状況と検証結果

平成 19 年 4 月 20 日に経済産業省より当社に対し提示された行政処分や指示事項等に対し、これまで取り組みを進めてきたが、各項目に対する実施状況および効果の検証結果は別冊 5 の通りであり、その一覧を資料 5 に示す。

#### 5 今後の取り組み（平成 20 年度行動計画）

再発防止対策の検証により確認された課題、および社外有識者による企業倫理委員会、原子力安全・品質保証会議でのご意見（詳細は資料 7 参照）等を踏まえ、今後の取り組み方針を以下のとおり定めた。

##### < 今後の取り組み方針 >

- ・実施状況および実効性の確認による効果の検証の結果、明らかになった課題について、継続的な改善を行う。
- ・「部門横断・水平展開」、「全社員への徹底」、「継続的な取り組み」という観点から、平成 20 年度も再発防止策検討部会の活動を継続し、引き続き各方策の実施状況の確認・フォローを行う。
- ・社内のみならず、社外の方々のご意見についても、可能な限り再発防止対策に反映する。
- ・今後も継続して取り組む方策については、マニュアル化するなど、可能な限り日常業務に反映する。

今後の取り組み方針に従い、「しない風土」「させない仕組み」「言い出す仕組み」の各方策の取り組み方針を下記の通り定め、平成 20 年度の行動計画を表 5 - 1 とおりとした。

##### （１）しない風土

- ・企業倫理定着活動について、作成した研修ツール類を活用した研修を継続実施するとともに、研修ツール類の充実を図る。
- ・平成 20 年度も継続して部門間・事業所間の人材交流を実施する。

##### （２）させない仕組み

- ・規程・マニュアルについて、レビューの実施や、利用者から意見・要望を提出させる「疑義・改善要望システム」の活用などにより、一部の不合理な規程・マニュアルの継続的な改善を図る。
- ・内部監査において、平成 20 年度も継続して、再発防止対策の実施状況を確認する。
- ・不具合情報、再発防止対策等をグループ大で共有・水平展開する仕組みの充実を図る。

（新規）

(3) 言い出す仕組み

- ・立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みについては、「行動規範」の定着に向け、周知活動を実施する。
- ・業務の集中的見直しを行う「業務の点検月間」については、平成 20 年度も継続して実施するが、参加率・認知度向上のため、実施時期の改善を検討する。
- ・不具合管理の仕組みについては、システムの定着・徹底を図る。
- ・法務室による店所サポート等の活動については、平成 20 年度も継続して実施する。
- ・社外関係各所とのコミュニケーションを強化する。(新規)

表 5 - 1 平成 20 年度再発防止対策の行動計画

方 策		行動計画
しない風土	企業倫理定着活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施</li> <li>・研修ツールの充実</li> <li>・技術者倫理研修、管理職研修の継続実施</li> </ul>
	人材交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部門間・事業所間人材交流を継続実施</li> </ul>
させない仕組み	規程・マニュアルの継続的な改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レビューの実施や「疑義・改善要望システム」の活用等による、規程・マニュアルの継続的な改善</li> <li>・規程・マニュアル遵守意識向上のための活動の継続実施</li> </ul>
	内部監査の継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認</li> </ul>
	情報共有・水平展開活動の充実(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電対策部会、再発防止策検討部会を活用した情報共有、部門を横断した検討の推進</li> <li>・保安活動水平展開広場の周知活動の実施および内容の充実</li> </ul>
言い出す仕組み	立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行動規範」の周知活動の実施</li> <li>・地域の声委員会の継続開催</li> </ul>
	業務の集中見直しの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務の点検月間」の継続実施(実施時期、実施期間の見直しの検討)</li> </ul>
	不具合管理の仕組みの定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不具合管理システムの定着活動の実施</li> <li>・火力不具合管理システムの効果の検証の実施</li> </ul>
	店所サポートの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火力・水力部門の店所巡回サポートの継続</li> <li>・企業倫理研修等の機会を捉え、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動の継続</li> </ul>
	法務室による店所サポートの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律関係手引き書の作成(7月)</li> <li>・出前法律相談、ヘルプラインの継続実施</li> <li>・法務関係担当者の人材交流の推進</li> </ul>
	社外関係各所とのコミュニケーションの強化(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業保安監督部等、社外関係各所への積極的な情報提供</li> </ul>

## 6 まとめ

当社は、平成 14 年 8 月の原子力不祥事以降、信頼回復のため「しない風土」と「させない仕組み」のもとで、グループの総力をあげて企業倫理や法令の遵守、安全・品質管理、情報公開による透明性の確保に全力で取り組んできた。しかしながら、平成 18 年 11 月以降、当社発電設備においてデータ改ざんや手続き不備等の不適切な事案が明らかになり、再び立地地域の皆さまやお客さまの信頼を大きく損なうことになった。こうした事態を踏まえ、当社は再発防止対策として、これまで取り組んできた「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させるとともに、「言い出す仕組み」を構築することとし、その行動計画を平成 19 年 5 月 21 日に経済産業省原子力安全・保安院へ報告した。

この行動計画に基づき、これまで再発防止対策の実施・展開に取り組んできたが、この 1 年の取り組みの効果を検証するため、この度、再発防止対策の実施状況の確認および効果の検証を実施した。検証の結果、概ね予定通りに再発防止対策の実施を完了したことを確認するとともに、全社員を対象とした意識調査などにより、対策の有効性を確認することができた。平成 20 年度の再発防止対策については、更なる企業倫理意識の向上・法令遵守の徹底を目指し、今回の検証の結果、確認された課題、および社外の方々からいただいたご意見等を踏まえ、見直しを行い、実施すべき行動計画を定めた。

立地地域の皆さまやお客さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、全ての職場で誠実な仕事を着実に積み重ねることにより、信頼回復に努めてまいりたい。

以 上

## 全社的な再発防止対策の検証結果一覧

分類	方策	アクションプラン	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査結果	総合評価	今後の取り組み	参考	
								No.	ページ
しない風土	「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実		完了	有効	有効	A	・平成20年度も行動基準を活用した企業倫理定着活動を継続	- 1	1
	部門・職場の特性等を念頭に おいた企業倫理研修の充実	仕事の基本の徹底に関するeラーニングの実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用	- 2	2
		技術者倫理に関するeラーニングの実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用	- 2	3
		社内の技術技能認定制度における技術者倫理研修の導入	完了	有効	有効	A	・平成20年度も技術技能認定対象者への研修を継続 ・技術者倫理に関する効果的な研修用ツールを充実する	- 2	4
		管理職に対する研修	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・研修用ツールをさらに充実	- 2	5
		企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・研修用ツールをさらに充実	- 2	6
	企業倫理遵守に関する宣誓書への署名		完了	有効	有効	A	・行動基準の改定にあわせて、今後も実施	- 3	7
部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進		完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施	- 4	8	
させない仕組み	第一線職場の設備や業務実態 に適合した規程・マニュアル への見直し	点検結果の規程・マニュアルへの反映 (水力)	完了	有効	有効	A	(完了)	- 1	9
		点検結果の規程・マニュアルへの反映 (火力)	完了	有効	有効	A	(完了)	- 1	10
		点検結果の規程・マニュアルへの反映 (原子力)	完了	有効	有効	A	(完了)	- 1	11
		規程・マニュアルのレビューの実施	完了	有効だが 一部に課題	有効だが 一部に課題	B	・日常業務として実施 ・平成20年度は、マニュアルを改善する仕組みの活用を徹底	- 1	12
		規程・マニュアル遵守意識をより高揚させる ための教育の実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も規程・マニュアルの遵守意識向上のための活動を 継続して実施	- 1	13
	内部監査機能の強化・充実	再発防止対策の実施状況の確認	完了	有効	-	A	・平成20年度も継続して実施	- 2	14
		水力部門における保安監査の充実	完了	有効	-	A	・日常業務として実施	- 2	15
原子力部門における業務品質監査の監視機能を 充実		完了	有効	-	A	・平成20年度も継続して実施	- 2	16	
言い出す仕組み	立地地域・社会の声を業務運 営に活かす仕組みの強化	原子力部門における職責毎に「基本的行動規 範」を設定	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	- 1	17
		原子力発電所及び本店それぞれに委員会組織 を設置	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	- 1	18
	業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施		完了	有効だが 一部に課題	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・参加率・認知度向上のため、実施時期の改善を検討	- 2	19
	設備のトラブルや不具合を管 理する仕組みの充実	水力部門における不具合管理の仕組みの充実	完了	有効だが 一部に課題	有効だが 一部に課題	B	・日常業務として実施 ・平成20年度もシステムの一層の定着に向けたキャンペーン活動 を実施	- 3	20
		火力部門における不具合管理の仕組みの充実	完了	有効だが 一部に課題	有効だが 一部に課題	B	・日常業務として実施 ・システムの運用後の再評価と活用定着に向けた活動を実施	- 3	21
		原子力施設情報公開ライブラリ(ニューシ ア)への登録拡大	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	- 3	22
	業務プレッシャー等から第一 線職場が抱える悩みを軽減す るためのサポートの強化	第一線職場が抱える悩みを軽減するサポ ートの強化(水力)	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施	- 4	23
		第一線職場が抱える悩みを軽減するサポ ートの強化(火力)	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	- 4	24
		企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周 知・徹底	完了	有効	有効	A	・平成20年度も研修等の機会を捉えて継続して実施	- 4	25
	第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化		一部を除き 完了	有効だが 一部に課題	有効だが 一部に課題	B	・日常業務として実施 ・手引き書については、平成20年7月目途に作成 ・出前法律相談は、平成20年5月に完了予定 (柏崎刈羽原子力発電所以外は平成20年3月完了)	- 5	26
	原子力部門の業務運営の見直し		完了	有効	有効	A	(完了)	- 6	27
再発防止対策の実施状況の確認、効果の検証、見直しの実施		完了	-	有効	A	・平成20年度も継続して実施	~	28~30	

## 水力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

分類	方策	アクションプラン	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査結果	総合評価	今後の取り組み	参考	
								No.	ページ
しない 風土	「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実	「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実	完了	有効	有効	A	・平成20年度も行動基準を活用した企業倫理定着活動を継続	- 1	1
		改定後の行動基準を基に、各種計測データの取り扱いなど具体的な業務における姿勢・心構えを月次ミーティング等の機会に周知・徹底	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	水力 - 1	水1
		管理職研修の中で、データの取り扱いに関するケースメソッドを実施	完了	有効	有効	A	・継続的に各職場で不適切事例に基づくケースメソッドを実施	水力 - 1	水2
		今回の水力発電設備の不適切事例を電力流通本部「品質改善システム」に掲載して情報共有を図り、企業倫理研修などに活用							
	部門・職場の特性等を念頭に おいた企業倫理研修の充実	仕事の基本の徹底に関するeラーニングの実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用	- 2	2
		技術者倫理に関するeラーニングの実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用	- 2	3
		社内の技術技能認定制度における技術者倫理研修の導入	完了	有効	有効	A	・平成20年度も技術技能認定対象者への研修を継続 ・技術者倫理に関する効果的な研修用ツールを充実する	- 2	4
		管理職に対する研修	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・研修用ツールをさらに充実	- 2	5
		企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・研修用ツールをさらに充実	- 2	6
	企業倫理遵守に関する宣誓書への署名	完了	有効	有効	A	・行動基準の改定にあわせて、今後も実施	- 3	7	
部門間、事業所間の人材交流の推進	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施	- 4	8		
させない 仕組み	第一線職場の設備や業務実態 に適合した規程・マニュアル への見直し	「ダム計測管理マニュアル」を制定	完了	有効	有効	A	(完了)	- 1	9
		「水利業務マニュアル」「水力発電所および変電所工事運用マニュアル」「主任技術者マニュアル」を制改定							
		規程・マニュアルのレビューの実施	完了	有効だが一部に課題	有効だが一部に課題	B	・日常業務として実施 ・平成20年度は、マニュアルを改善する仕組みの活用を徹底	- 1	12
		規程・マニュアル遵守意識をより高揚させるための教育の実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も規程・マニュアルの遵守意識向上のための活動を継続して実施	- 1	13
		技術課題に関して、法令解釈の明確化、業務の標準化・適正化を図るため関係当局と協議を実施	未完了	-	現段階では判断できず	B	・平成20年度も継続して実施	水力 - 1	水3
		法令手続きに関する研修の実施 技術に関する研修の充実・実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も法令手続き、技術に関する研修を継続	水力 - 1	水4
	内部監査機能の強化・充実	再発防止対策の実施状況の確認	完了	有効	-	A	・平成20年度も継続して実施	- 2	14
		水力部門における保安監査の充実	完了	有効	-	A	・日常業務として実施	- 2	15
		本店、店所の自己評価に基づく今回の再発防止策の実施状況の確認および実効性の評価	完了	-	有効	A	・日常業務として実施	水力 - 2	水5
	言い出す 仕組み	業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施		完了	有効だが一部に課題	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・参加率・認知度向上のため、実施時期の改善を検討	- 2
設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実		水力部門における不具合管理の仕組みの充実	完了	有効だが一部に課題	有効だが一部に課題	B	・日常業務として実施 ・平成20年度もシステムの一層の定着に向けたキャンペーン活動を実施	- 3	20
業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化		第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化(水力)	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施	- 4	23
		企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底	完了	有効	有効	A	・平成20年度も研修等の機会を捉えて継続して実施	- 4	25
		第一線職場毎に監督官庁への情報提供、協議機会の充実を図る	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	水力 - 3	水6
第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化			一部を除き完了	有効だが一部に課題	有効だが一部に課題	B	・日常業務として実施 ・手引き書については、平成20年7月目途に作成 ・出前法律相談は、平成20年5月に完了予定 (柏崎刈羽原子力発電所以外は平成20年3月完了)	- 5	26
再発防止対策の実施状況の確認、効果の検証、見直しの実施		完了	-	有効	A	・平成20年度も継続して実施	~	28~30	

アクションプランに網掛けしているものは、全社大の方策



火力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

分類	方策	アクションプラン	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査結果	総合評価	今後の取り組み	参考	
								No.	ページ
しない 風土	「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実		完了	有効	有効	A	・平成20年度も行動基準を活用した企業倫理定着活動を継続	- 1	1
	部門・職場の特性等を念頭に おいた企業倫理研修の充実	仕事の基本の徹底に関するeラーニングの実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用	- 2	2
		技術者倫理に関するeラーニングの実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用	- 2	3
		管理職に対する研修	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・研修用ツールをさらに充実	- 2	5
		企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発	完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施 ・研修用ツールをさらに充実	- 2	6
		火力部門技術者倫理研修プログラムの継続実施	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	火力 - 2	火1
		保安教育の強化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	火力 - 2	火2
	企業倫理遵守に関する宣誓書への署名		完了	有効	有効	A	・行動基準の改定にあわせて、今後も実施	- 3	7
	部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進		完了	有効	有効	A	・平成20年度も継続して実施	- 4	8
	トップマネジメントによる意識付け		完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	火力 - 5	火3
させない 仕組み	第一線職場の設備や業務実態 に適合した規程・マニュアル への見直し	点検結果の規程・マニュアルへの反映 (火力)	完了	有効	有効	A	(完了)	- 1	10
		規程・マニュアルのレビューの実施	完了	有効だが 一部に課題	有効だが 一部に課題	B	・日常業務として実施 ・平成20年度は、マニュアルを改善する仕組みの活用を徹底	- 1	12
		規程・マニュアル遵守意識をより高揚させる ための教育の実施	完了	有効	有効	A	・平成20年度も規程・マニュアルの遵守意識向上のための活動を 継続して実施	- 1	13
	管理者のマネジメント力向上 によるライン業務の管理の徹底 と内部統制の充実	業務の基礎となるラインによるチェック機能を 強化をするための管理者教育を充実	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	火力 - 2	火4
	内部監査機能の強化・充実	再発防止対策の実施状況の確認	完了	有効	-	A	・平成20年度も継続して実施	- 2	14
		火力事業所における再発防止対策の実施状況 確認と実効性評価	完了	- (監査による評価)	有効	A	(完了)	火力 - 3	火5
	総点検結果を踏まえた水平展 開の実施	技術基準適合性の未確認事案の点検	完了	有効	有効	A	(完了)	火力 - 4	火6
言い出す 仕組み	定期的な業務総点検の実施・ 定着	業務総点検の実施	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	火力 - 1	火7
	設備のトラブルや不具合を管 理する仕組みの充実	火力部門における不具合管理の仕組みの充実	完了	有効だが 一部に課題	有効だが 一部に課題	B	・日常業務として実施 ・システムの運用後の再評価と活用定着に向けた活動を実施	- 3	21
	業務プレッシャー等から第一 線職場が抱える悩みを軽減す るためのサポートの強化	企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周 知・徹底	完了	有効	有効	A	・平成20年度も研修等の機会を捉えて継続して実施	- 4	25
		本店GMによる全発電所を巡回による発電所 GM等と意見交換の実施	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	火力 - 3 ( - 4 )	火8 ( 24 )
		法令・技術サポートの強化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	火力 - 3 ( - 4 )	火9 ( 24 )
第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化	一部を除き 完了	有効だが 一部に課題	有効だが 一部に課題	B	・日常業務として実施 ・手引き書については、平成20年7月目途に作成 ・出前法律相談は、平成20年5月に完了予定 (柏崎刈羽原子力発電所以外は平成20年3月完了)	- 5	26		
再発防止対策の実施状況の確認、効果の検証、見直しの実施		完了	-	有効	A	・平成20年度も継続して実施	~	28~30	

アクションプランに網掛けしてあるものは、全社大の方策 参考の(): 全社大と火力のアクションプランの番号が違う場合に記載

原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

分類	方策	アクションプラン	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査結果	総合評価	今後の取り組み	参考	
								No.	ページ
地域・ 考え・ 社会の 視点の 行動に 立つて	部門横断的役職の配置		完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 1	原 1
	危機管理体制の整備		完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 2	原 2
	対話活動の充実		完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3	原 3
し ない 風 土	安全文化の醸成（安全を最優先する意識の再徹底）	安全意識の徹底	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 4	原 4
		上位職の行動規範の明確化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 5 ( - 1 )	原 5 ( 1 7 )
	発電所運営の見える化促進（透明性の更なる向上）	見える形での情報発信	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 6	原 6
		エスコートフリー運用の改善	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 7	原 7
	企業倫理遵守意識の更なる向上（倫理に反する行動を阻止）	技術者倫理教育の内容再構築 e-ラーニングの実施	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 8 ( ) ( - 2 )	原 8 ( 2 , 3 )
		技術者倫理教育の内容再構築 技術者倫理研修の充実	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 8 ( ) ( - 2 )	原 9 ( 4 )
		技術者倫理教育の内容再構築 不適切行為のケース・スタディ化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 8 ( ) ( - 2 )	原 1 0 ( 6 )
		技術者倫理教育の内容再構築 「企業倫理遵守に関する行動基準」の充実	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 8 ( ) ( - 1 , 3 )	原 1 1 ( 1 , 7 )
	コミュニケーションの更なる活性化 （もの言う風土の醸成）	管理者の適正な関与・指導	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 9 ( - 1 )	原 1 2 ( 1 7 )
		協力企業の意見を吸上げる仕組みの更なる改善	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 1 0	原 1 3
		企業協議会の活用	計画通り 実施中	有効	有効 （要監視）	A （要監視）	・日常業務として実施	原子力 - 1 1	原 1 4
さ せ な い 仕 組 み	海水温度データに関わる措置（海水温度データの改ざんを不可能にする）	取放水温度管理データの公開	継続中	-	現段階では 判断できず	B	・平成 2 0 年度も継続して実施	原子力 - 1 2、1 3	原 1 5
		取放水温度差の管理方針及び公表方針の確立							
		プロセス計算機からの海水温度補正項の削除	計画通り 実施中	-	有効 （要監視）	A （要監視）	・日常業務として実施	原子力 - 1 4	原 1 6
	データ管理の明確化（データ改ざんの誘因を取り除く）	プロセス計算機のプログラムの変更管理	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 1 5	原 1 7
		プロセス計算機のプログラムの確認	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 1 6	原 1 8
		位置付け・管理方針が明確でないデータの洗出し	継続中	有効 （一部判断できず）	現段階では 判断できず	B	・日常業務として実施	原子力 - 1 7	原 1 9
		デ - タ管理プロセスの一元化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 1 8	原 2 0
		デ - タ管理の明確化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 1 9	原 2 1
	組織としての問題共有と解決の実行 （個人や担当箇所が問題点を抱えない組織へ）	不適合管理の仕組みの改善	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 2 0	原 2 2
		発電所に対する本店組織の明確化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 2 1 ( - 6 )	原 2 3 ( 2 7 )

原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

分類	方策	アクションプラン	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査結果	総合評価	今後の取り組み	参考	
								No.	ページ
させない 仕組み	品質保証体制の更なる改善（安全・品質の更なる向上）	設備の懸案事項・改造履歴等の組織的引継ぎの実施	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 2 2	原 2 4
	牽制機能の強化	主任技術者による牽制機能の充実	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 2 3	原 2 5
	制御棒引き抜けによる 臨界事象の防止	制御棒自然引き抜けの防止 制御棒駆動水系の水圧上昇防止 (1)運用面を強化する対策（ソフト面の対策）	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 2 4	原 2 6
		制御棒自然引き抜けの防止 制御棒駆動水系の水圧上昇防止 (2)設備対応（ハード面の対策）	継続中	有効 （一部判断できず）	有効 （要監視）	B	・平成 2 0 年度も継続して実施	原子力 - 2 5	原 2 7
		制御棒自然引き抜けの防止 制御棒駆動水系の水圧上昇防止 (3)新たなインターロック採用の検討	継続中	-	現段階では 判断できず	B	・平成 2 0 年度も継続して実施	原子力 - 2 6	原 2 8
		制御棒自然引き抜けの防止 H C U 隔離操作の適正化 (1)運用面を強化する対策（ソフト面の対策）	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 2 7	原 2 9
		制御棒自然引き抜けの防止 制御棒駆動水系の管理の高度化 ( 1 ) 効果的な管理方法検討	完了	-	有効	A	(完了)	原子力 - 2 8	原 3 0
		制御棒自然引き抜けの防止 制御棒駆動水系の管理の高度化 ( 2 ) システム運用の在り方検討	完了	-	有効	A	(完了)	原子力 - 2 9	原 3 1
	NUC I A による電力間情報共有の強化	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 0 ( - 3 )	原 3 2 ( 2 2 )	
言い出す 仕組み	地域・社会のご意見を業務に反映させる 仕組みの強化（地域・社会の要求を正しく認識する）	基本的行動規範の策定	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 1 ( - 1 )	原 3 3 ( 1 7 )
		委員会組織の設置	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 2 ( - 1 )	原 3 4 ( 1 8 )
	失敗に学ぶ組織文化を醸成する 仕組みの整備（言い出す文化の醸成）	失敗情報を重要視する価値観の浸透	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 3 ( - 1 )	原 3 5 ( 1 7 )
		不適合管理の仕組みの改善	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 4	原 3 6
		業務の集中的見直し	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 5 ( - 2 )	原 3 7 ( 1 9 )
		失敗に学ぶ体制整備	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 6	原 3 8
		安全に関するセミナー等の開催	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 7	原 3 9
	本店の発電所支援機能の強化（発電所の業務プレッシャーの軽減）	本店組織の改編	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 3 8 ( - 6 )	原 4 0 ( 2 7 )
展開する 対策	コンプライアンス意識の一層の定着・浸透	組織風土評価の活用	継続中	-	現段階では 判断できず	B	・平成 2 0 年度も継続して実施	原子力 - 3 9	原 4 1
		安全文化醸成にかかる教育の充実	完了	有効	有効	A	(完了)	原子力 - 4 0	原 4 2
	協力事業者との情報共有		完了	-	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 4 1	原 4 3

原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

分類	方策	アクションプラン	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査結果	総合評価	今後の取り組み	参考	
								No.	ページ
再発防止対策の評価と確認	今回の再発防止対策の進捗状況と実効性の評価	自己評価の実施	完了	-	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 4 2 (効果の検証)	原 4 4 ( 2 9 )
		原子力品質監査部による評価	完了	有効	-	A	・平成 2 0 年度も継続して実施	原子力 - 4 3 ( - 2 , 効果の検証 )	原 4 5 ( 1 6 , 3 0 )
	今後、疑義のある事案が見つかった場合の体制の整備	受け皿の整備	完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 4 4	原 4 6
	企業体質改善の取組みについて第三者委員会の評価を受ける仕組み	第三者委員会による評価	完了	有効	-	A	(完了)	原子力 - 4 5	原 4 7
全社大再発防止対策	部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実	管理職に対する研修	完了	有効	有効	A	・平成 2 0 年度も継続して実施 ・研修用ツールをさらに充実	原子力 - 4 6 ( - 2 )	原 4 8 ( 5 )
	部門間、事業所間の人材交流の推進		完了	有効	有効	A	・平成 2 0 年度も継続して実施	原子力 - 4 7 ( - 4 )	原 4 9 ( 8 )
	業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化	企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底	完了	有効	有効	A	・平成 2 0 年度も研修等の機会を捉えて継続して実施	原子力 - 4 8 ( - 4 )	原 5 0 ( 2 5 )
	第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化		一部を除き完了	有効だが一部に課題	有効だが一部に課題	B	・日常業務として実施 ・手引き書については、平成 2 0 年 7 月目途に作成 ・出前法律相談は、平成 2 0 年 5 月に完了予定 ( 柏崎刈羽以外は平成 2 0 年 3 月完了 )	原子力 - 4 9 ( - 5 )	原 5 1 ( 2 6 )
経済産業省指示項目(30項目)	保安規定の変更命令	保安規定の変更	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 5 0	原 5 2
	電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定	行動計画の策定	完了	-	-	A	・日常業務として実施	原子力 - 5 1	原 5 3
	直近の定期検査における特別な検査の実施	検査実施内容の検討・当社の対応方針の決定 特別な定期検査の受検(柏崎刈羽1号・福島第一3号・福島第二4号)	国からの指導に基づき実施中	-	-	-	・国からの指導に基づき実施	原子力 - 5 2	原 5 4
	特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督	特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監視・監督を受審(福島第一・福島第二・柏崎刈羽)	完了	-	-	-	(完了)	原子力 - 5 3	原 5 5
	警報等印字記録(アラームタイパー)の原子力保安検査官による監視等	記録の確認方法について保安院との調整・決定	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 5 4	原 5 6
	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	現場でのエスコートフリーの運用開始	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 5 5	原 7
	法令遵守体制等の保安規定への明確化 法令遵守の体制	保安規定の変更	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 5 6 ~ 5 9	原 5 7
	法令遵守体制等の保安規定への明確化 安全文化醸成の体制								
	法令遵守体制等の保安規定への明確化 根本原因の究明								
	法令遵守体制等の保安規定への明確化 公開情報発信								
	保安の措置のために講ずべき措置の追加	保安規定の変更	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 6 0	原 5 8
	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	保安規定の変更	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 6 1	原 2 5
	制御棒引き上げ等の報告義務化	保安規定の変更	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 6 2	原 5 9
	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	トラブル情報等の説明方針の明確化 国と協調しトラブル情報等を説明	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 6 3	原 6 0
	「原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)」への登録の推進	NUCIA 保全品質情報入力基準の策定	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 6 4	原 3 2
検査制度見直しの一部先行実施および充実	検査制度見直し内容の一部先行実施	国からの指導に基づき実施中	-	-	-	・国からの指導に基づき実施	原子力 - 6 5	原 6 1	
運転データ情報の監視	運転データの保安検査官事務所への伝送	国からの指導に基づき実施中	-	-	-	・国からの指導に基づき実施	原子力 - 6 6	原 6 2	
情報へのフリーアクセスの確保	保安に関する記録や委員会等の情報へのアクセス制度の策定	完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 6 7	原 6 3	

## 原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

分類	方策	アクションプラン	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査結果	総合評価	今後の取り組み	参考	
								No.	ページ
（平成19・04・18） 経済産業省指示	経営責任者による安全確保への関与強化		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 68	原52
	関係法令遵守のための保安教育の徹底		完了	有効	有効	A	・日常業務として実施	原子力 - 69	原64
	アラームタイパーの原子力保安検査官による監視等		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 70	原56
	原子力保安検査の施設へのフリーアクセスの徹底		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 71	原7
	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 72	原25
	原子力発電施設の保安検査の結果の公開		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 73	原60
	NUCIAへの登録の推進		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 74	原32
	運転上の制約の逸脱が発生した場合の国への通報		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 75	原61
行政分	保安規定の変更命令		完了	-	-	-	・日常業務として実施	原子力 - 76	原52

アクションプランに網掛けしてあるものは、全社大の方策 参考の(): 全社大と原子力のアクションプランの番号が違う場合に記載

経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの検証結果一覧

資料5

経済産業省からの指示事項・行政処分に関する行動計画については、基本的に実行性については国が評価することであり、当社が実効性の評価を示すことは適当でないことから、当社の対応（アクションプラン）の実施状況のみを評価した。  
 今後は、個々の対策について可能な限り日常業務として定着させ実施していく。

項	対象箇所	実施項目（指示事項）	主なアクションプラン	実施状況	今後の取り組み	参考	
						No.	ページ
1	原子力	保安規定の変更命令 【行政処分】	保安規定の変更	完了	日常業務として実施	原子力 - 50	原52
2	水力 火力	保安規程の変更命令 【行政処分】	保安規程の変更 規程・マニュアルの改定	完了	日常業務として実施	経産省 - 1	経産省1
3	水力	技術基準適合命令 【行政処分】	設備改修計画の策定・届出 改修工事の実施（対象：上来沢川ダム）	着工準備中	国との調整結果に基づき設備改修計画の届出を行い、工事を 実施する。	経産省 - 2	経産省2
4	全社	再発防止対策に係る行動計画の策定	行動計画の策定	完了	完了	経産省 - 3	経産省3
5	メーカー	メーカーの安全性向上の行動計画の策定	* 対象外（メーカーの実施事項）	-	-	-	-
6	原子力	直近の定期検査における特別な検査の実施	検査実施内容の検討・当社の対応方針の決定 特別な定期検査の受検（柏崎刈羽1号・福島第一3号・福島第二4号）	国からの指導に 基づき実施中	国からの指導に基づき実施	原子力 - 52	原54
7	原子力	特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督	特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監視・監督を受審 （福島第一・福島第二・柏崎刈羽）	完了	完了	原子力 - 53	原55
8	原子力	警報等印字記録（アラームタイパー）の原子力保安検査官による監視等	記録の確認方法について保安院との調整・決定	完了	日常業務として実施	原子力 - 54	原56
9	原子力	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	現場でのエスコートフリーの運用開始	完了	日常業務として実施	原子力 - 55	原7
10	原子力	法令遵守体制等の保安規定への明確化（省令改正に伴う対応）	保安規定の変更	完了	日常業務として実施	原子力 - 56 ~ 59	原57
11	原子力	保安の措置のために講ずべき措置の追加（省令改正に伴う対応）	保安規定の変更	完了	日常業務として実施	原子力 - 60	原58
12	原子力	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備（省令改正に伴う対応）	保安規定の変更	完了	日常業務として実施	原子力 - 61	原25
13	原子力	制御棒引き抜け等の報告義務化（省令改正に伴う対応）	保安規定の変更	完了	日常業務として実施	原子力 - 62	原59
14	原子力	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	トラブル情報等の説明方針の明確化 国と協調しトラブル情報等を説明	完了	日常業務として実施	原子力 - 63	原60
15	原子力	事故・トラブル情報の国際的な公開	* 対象外（保安院の実施事項）	-	結果を踏まえて必要に応じ対応	-	-
16	原子力	制御棒引き抜け事象等に関する国際ワークショップの開催	* 対象外（保安院の実施事項）	-	結果を踏まえて必要に応じ対応	-	-
17	原子力	「原子力施設情報公開ライブラリ（ニューア）」への登録の推進	NUCIA保全品質情報入力基準の策定	完了	日常業務として実施	原子力 - 64	原32
18	原子力	検査制度の見直しの一部先行実施および充実	検査制度見直し内容の一部先行実施	国からの指導に 基づき実施中	国からの指導に基づき実施	原子力 - 65	原61
19	原子力	運転データ情報の監視	運転データの保安検査官事務所への伝送	国からの指導に 基づき実施中	国からの指導に基づき実施	原子力 - 66	原62
20	原子力	情報へのフリーアクセスの確保	保安に関する記録や委員会等の情報へのアクセス制度の策定	完了	日常業務として実施	原子力 - 67	原63
21	水力 火力	水力・火力分野における立入検査の実施	立入検査の受検	水力：上来沢川ダ ムを除き完了 火力：完了	水力：上来沢川ダムについては改修工事後に立入検査を受検 火力：完了	経産省 - 4	経産省4
22	水力 火力	電事法に基づく保安規程の記載内容の充実（省令改正に伴う対応）	保安規程の変更 規程・マニュアルの改定	完了	日常業務として実施	経産省 - 5	経産省5
23	水力 火力	法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底（保安規程の変更に伴う）	教育マニュアルの制定・保安教育の実施（eラーニング）	完了	日常業務として実施	経産省 - 6	経産省6
24	水力 火力	電気主任技術者等の役割の強化（保安規程の変更に伴う）	主任技術者に関するマニュアルの改定 独立性を確保した主任技術者の配置と補佐の選任	完了	完了	経産省 - 7	経産省7
25	水力 火力	水力、火力分野に係る規格基準の見直し（河川法との整合・溶接安全管理検査制度）	水力：国の今後の調整結果を踏まえ対応を検討 火力：見直し受け対応済み（マニュアル改定、社内周知）	水力：国の検討 結果待ち 火力：完了	水力：国の今後の調整結果を踏まえ対応を検討 火力：完了	経産省 - 8	経産省8
26	水力 火力	部門を超えた取組みの強化	部門横断の連絡会の実施 運営方法の社内ルール化 発電対策部会と再発防止策検討部会の当面の存続	完了	・日常業務として実施 ・発電対策部会、再発防止策検討部会は平成20年度も継続 して実施	経産省 - 9	経産省9
27	水力 火力	他社、他産業から得られた教訓的確な反映	電力会社横断の情報共有委員会（電事連）の設置	完了	日常業務として実施	経産省 - 10	経産省10
28	水力 火力	保安規程等を遵守するための仕組みの検討	規程・マニュアルの改定（規程・マニュアルの位置付け）	完了	日常業務として実施	経産省 - 11	経産省11
29	水力 火力	事業者における保安活動を外部評価する仕組みの検討	* 対象外（保安院の実施事項）	-	結果を踏まえて必要に応じ対応	-	-
30	水力 火力	水力、火力分野に係る申告処理の充実	* 対象外（保安院の実施事項）	-	結果を踏まえて必要に応じ対応	-	-

## 企業倫理全般に関する意識調査

項目	設問	プラス 評価	どちらで もない	マイナス 評価
職場の安全意識	Q 1 . 職場における安全意識の浸透度	95%	3%	2%
	Q 2 . 職場における安全確保のための活動の実践度	92%	5%	2%
個人の企業倫理	Q 3 . 行動基準の意識の度合い	98%	2%	1%
	Q 4 . 行動基準の実践度	78%	7%	16%
職場の企業倫理	Q 5 . 職場における「ルール」の遵守の実践度	97%	2%	0%
	Q 6 . 職場における「誠実な行動」の実践度	93%	6%	1%
倫理違反への 対処	Q 7 . 倫理違反を知った場合の上司等への相談の可否	90%	7%	3%
	Q 8 . 上司による企業倫理違反指示への服従の可否	63%	20%	17%
具体的施策の効果	Q 9 . 企業倫理研修による倫理観の維持・向上度	85%	11%	4%
不祥事の温床	Q10 . 職場における不祥事の温床（倫理違反発生の可能性）の有無	46%	26%	27%
何でも言える 職場	Q11 . 仕事への疑問を感じたり、法令解釈等の問題に気づいた際の所管箇所への確認の有無	85%	10%	5%
	Q12 . 職場の業務上の悩み等の相談をサポートする仕組みの充実度	55%	25%	20%
	Q13 . 関係会社等とのコミュニケーションの実践度	85%	12%	3%
	Q14 . 「何でも言える職場」の進展度	77%	15%	7%

## 各再発防止対策の効果に関する調査

項目	設問	プラス 評価	どちらで もない	マイナス 評価
・意識面（しない風土）の対策				
「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実				
	Q 15 . 改定された「行動基準」の理解度	89%	7%	3%
部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実				
	Q 16 . 仕事の基本の徹底に関するeラーニングの理解度	97%	3%	0%
	Q 17 . 技術者倫理に関するeラーニングの理解度	97%	3%	1%
	Q 18 . 研修による特管職の役割の再認識度	99%	1%	0%
	Q 19 . ケーススタディの理解度	95%	5%	0%
・仕組み面（させない仕組み）の対策				
規程・マニュアルの充実				
	Q 20 . 不合理なルールの有無	50%	35%	15%
	Q 21 . 必要なルールの制定の有無	85%	13%	2%
	Q 22 . （水力・原子力部門のみ対象）ルールの理解度	83%	14%	3%
・仕組み面（言い出す仕組み）の対策				
業務の点検月間設置等による業務の集中的見直しの実施				
	Q 23 . 業務の点検月間の実施方法の評価	69%	29%	2%
	Q 24 . 点検月間の効果に関する評価	69%	28%	3%
業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化				
	Q 25 . 相談窓口への連絡方法の認知度	80%	4%	15%
	Q 26 . 相談窓口の相談者保護原則の認知度	88%	4%	8%
第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化				
	Q 27 . 法務室設置による法令等の疑問解決サポートの進展度	61%	29%	9%

## 原子力部門のみを対象とした追加設問

### 企業倫理全般に関する意識調査

項目	設問	プラス評価	どちらでもない	マイナス評価
安全意識	Q28．上司による安全確保のための活動の有無	85%	9%	6%
	Q29．上司による安全軽視の発言・行動の有無	75%	10%	15%

### 各再発防止対策の効果に関する調査

項目	設問	プラス評価	どちらでもない	マイナス評価
・ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策				
立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化				
	Q30．「安全と品質達成のための行動基準」に照らして、自分の職位から期待される行動の認識度	90%	8%	2%
	Q31．同行動基準の中で、自分がより良くなろうと考えた項目に関する日常業務における意識度合い	88%	9%	3%
	Q32．同行動基準に照らして、自分なりに行動した項目の有無	74%	19%	7%
	Q33．同行動基準に関して、上位職と話す機会の有無	66%	17%	17%

\* プラス評価は、例えば、良好な状態かどうかを問う設問で、「思う」「まあ思う」「どちらともいえない」「あまり思わない」「思わない」の5段階の選択肢のうち、「思う」「まあ思う」と回答したものであり、マイナス評価は、「思わない」「あまり思わない」と回答したもの

\* 上記では、全回答者のうち評価した者を対象とし、「わからない」と回答した者を除いている。なお、Q23、Q24、Q27は、全回答者中「わからない」を選択した者がいずれも9%存在



## 社外第三者からのご意見

## (1) 企業倫理委員会 社外委員からのご意見

日 時：平成20年2月26日(火) 15時～17時20分

場 所：本店12階 1201会議室

社外委員：野崎幸雄氏(弁護士)、三宅なほみ氏(中京大教授)、梅津光弘氏(慶応大准教授)

- ・意識調査の結果において、全体的に数値が上がってきていることは大変評価できる。
- ・全社で「言い出す仕組み」の構築に向けて取り組んでいるにもかかわらず、12%の人が相談サポートは充実していないとマイナス回答していることに驚いている。数値(%)については様々な見方があるので、結果をどのように考えるのが議論する機会があればよい。
- ・意識調査の「規程・マニュアルの見直し」に関する自由意見では、必要以上に厳しいルールや多くのルールが定められていたり、ルールは遵守しているがその改善までは手が回らないといった現場の苦勞が見てとれる。
- ・「何でも言える職場」に関する自由意見では、上司によっては、なかなか意見が言えなくなってしまうという実態があることが感じられた。
- ・意識調査の結果において、プラス評価が多くなっていることは大変評価できるが、やはり、マイナス評価や「どちらともいえない」といった回答を減らしていくことが重要である。
- ・「倫理違反を知った場合、上司に相談できるか」(設問7)や「上司から倫理違反となる指示を受けたら従うか」(設問8)といったことは、実際には対応が難しく、いわばリスクマネジメントにかかわるもの。リスクが明らかにされないうちに、告発や官庁からの調査があれば大変なリスクにさらされてしまう。こうしたリスクはとても大切だが、大切だからこそ言い出しにくいものなので、そうさせる仕組みを作り出さないとうまくいかない。例えば、リスクのある商品売ることをやめた方がいいと進言した者の評価は難しい。売上は減るが結果として会社に功績を果たした場合は、社内の表彰規程に記載されていないので評価が難しいが、このような者を評価するような環境整備ができてこなければ、言い出す者は増えてこない。

## ( 2 ) 原子力安全・品質保証会議 社外委員からのご意見

日 時：平成19年12月21日(金)9時30分～12時10分

場 所：本店12階 1201会議室

社外委員：矢川元基氏(議長：東京大学名誉教授)、犬伏由利子氏(消費科学連合会副会長)、  
鈴木和幸氏(電気通信大学教授)、高倉吉久氏(東北放射線科学センター理事)、  
竹野下喜彦氏(弁護士)、広瀬弘忠氏(東京女子大学教授)

### ( 審議事項 )

平成19年度上期の原子力安全・品質保証会議選定テーマ監査「原子力発電設備のデータ改ざん等に対する再発防止対策の実施状況と有効性について」の監査結果を会社側から報告し、審議、了承。

#### 監査結果総括

再発防止対策は計画に対してほぼ着実に実施

- ・各実施項目の進捗状況は「完了」、「計画通り」が8割強とほぼ順調
- ・内容的にも主旨に沿った活動が展開
- ・残り2割弱は、自治体への説明や地震の影響により遅れもあることから、注意が必要  
また、今後、より有効な再発防止対策を目指す上での課題も確認
- ・目的に沿った発電所の運営状況の「見える化」が必要
- ・再発防止対策の「定着化」に向けた取り組みが必要

### ( 主なご意見 )

- ・ 社外との関係において、情報発信側と受け手側のコミュニケーションは、今のところ十分に構築されている状況とは言えない。受動的なコミュニケーションだけでは不十分であり、将来的には能動的なコミュニケーションが必要である。
- ・ また、地元との関係では、信頼感の醸成がまだ過渡期にあり、合理的な考え方が受け入れられてないことから、もう少し時間をかけて改善しなければならない。
- ・ 社内に関しては、協力企業との関係において自由に意見が言える雰囲気醸成し、それを社風にすることが大事である。

### ( 総括コメント )

- ・ 再発防止対策の実施状況の評価については、今回の監査結果において報告された方向性で良いが、上記意見も踏まえ、今後の活動を引き続き進めてもらいたい。

# 全社的な再発防止対策の個別評価

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実												
実施部署	総務部	実施対象	役員・全社員												
アクションプラン		18年度			19年度										
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>改定原案を作成し、イントラネットで周知 第一線職場の声をはじめ、社内から広く意見を募集し、修正した原案を企業倫理委員会で審議 新たな行動基準を制定・公布し、社内説明会を開催（宣誓書署名の周知とあわせて実施） 各職場において、新たな行動基準の理解活動を実施 行動基準の冊子を作成し、配布 行動基準を活用した研修の実施</p> <p>【行動基準の改定内容】 （新たに追加する項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データの適正な記録・管理</li> <li>法令等の確認・解釈の仕方など、仕事をするにあたっての基本姿勢</li> <li>保安規定遵守の重要性</li> <li>設備の建設・運転・管理に携わる者のあるべき姿勢・心構え</li> <li>日常業務における問題発見努力と適正な改善</li> <li>役員・管理職に求められる心構え 等</li> </ul> <p>（現状の表現を強調する項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政への事故報告等を含む事業運営に関する透明性の確保</li> </ul>		計画	原案周知 3/末	企業倫理委員会 4/24	意見募集 5/下	行動基準の制定・公布、社内説明会の実施	各職場における理解活動 8/下	冊子の作成	冊子の配布	行動基準を活用した研修の実施					
			原案周知 3/29	企業倫理委員会 4/24	意見募集	社内説明会の実施 5/31	行動基準の制定・公布	各職場における理解活動 8/27	冊子の作成	冊子の配布	行動基準を活用した研修の実施				
実施完了基準	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな行動基準の制定・公布（5月下旬）</li> <li>行動基準の冊子の作成・配布（8月下旬）</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行動基準を活用した、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績（時間/人）</li> </ul>	実施状況評価結果	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>完了：新たな行動基準の制定・公布（5/31）</li> <li>完了：行動基準の冊子の作成・配布（8/27）</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>完了：行動基準を活用した、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動を実施 12時間/人（平成19年4月～平成20年1月）、対18年度+0.1時間/人 予定通り行動基準を改定し、行動基準を活用した研修もっており、本対策の実施は完了</li> </ul>										【評価】	完了	
実効性評価方法	<p>全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行動基準に関する意識度合い（Q3 継続）</li> <li>新しい行動基準についての理解度（Q15 新規）</li> </ul>	実効性評価結果	<p>全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行動基準の意識度合い（Q3）：プラス評価が98%（対前回+1%）</li> <li>新しい行動基準についての理解度（Q15）：プラス評価が89%</li> </ul> <p>行動基準の意識度合い、改定内容の理解度ともかなり高い水準であることから、一定の効果が得られたと考えられる</p>										【評価】	有効	
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>新たな行動基準の理解活動について、監査時点で一部のグループで未実施が確認されたため改善を指摘し、2月末時点で全て改善処置が完了している。</li> <li>アンケート結果によれば、行動基準の意識度合い、改定内容の理解度ともに高い水準であることから、有効であると評価する。</li> </ul>												【評価】	有効	
総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るべく、平成20年度も改定された行動基準の定着につながる、各種企業倫理定着活動を継続して実施していく。</li> </ul>												【総合評価】	A	

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実（仕事の基本の徹底に関するeラーニングの実施）																																																															
実施部署	総務部	実施対象	全社員																																																															
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="11">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画</td> <td colspan="5">eラーニング作成</td> <td>8/下 配信</td> <td colspan="2">eラーニング受講</td> <td colspan="2">グループ討議</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">eラーニング作成</td> <td>8/28 配信開始</td> <td colspan="2">eラーニング受講</td> <td colspan="2">グループ討議</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>													18年度	19年度											3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画	eラーニング作成					8/下 配信	eラーニング受講		グループ討議					eラーニング作成					8/28 配信開始	eラーニング受講		グループ討議				
18年度	19年度																																																																	
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																						
計画	eラーニング作成					8/下 配信	eラーニング受講		グループ討議																																																									
	eラーニング作成					8/28 配信開始	eラーニング受講		グループ討議																																																									
<p>【eラーニングの内容】</p> <p>「仕事の基本的な心構え」として以下を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事にあたり、常にその「目的」（「大目的」と「小目的」）を適切に把握するために、考える癖をつけること</li> <li>・「ルール」は、それを定めた目的に沿って解釈すること</li> <li>・知識が曖昧な場合には、前例や経験に頼ることなく、原点に戻って「ルール」を確認すること</li> <li>・「ルール」自体に問題があると思われる場合は、放置せず、速やかにその改善を提言すること</li> </ul>		実績																																																																
実施完了基準	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングの配信（8月末）</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングの受講率（目標100%）</li> <li>・グループ討議実施率（目標100%）</li> <li>・グループ討議を含めた、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績（時間/人）</li> </ul>	実施状況評価結果	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完了：eラーニングの配信（8/28開始）</li> </ul> <p>【運用状況】 対象者は当社社員のうち、当社業務に直接携わる者（出向・派遣者や休職中の社員等を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完了：eラーニング受講率 100%（35812人/35812人）</li> <li>・完了：グループ討議実施率100%（2620グループ/2620グループ）</li> <li>・完了：グループ討議を含めた、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績 12時間/人（平成19年4月～平成20年1月）、対18年度+0.1時間/人</li> </ul> <p>eラーニングの受講率およびグループ討議実施率は100%となり、対策の実施は完了</p>	【評価】	完了																																																													
実効性評価方法	<p>全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングの内容の理解度（Q16 新規）</li> </ul>	実効性評価結果	<p>全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングの内容の理解度（Q16）：プラス評価が97%</li> </ul> <p>eラーニングの内容の理解度はきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる</p>	【評価】	有効																																																													
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>・アンケート結果によれば、eラーニングの内容の理解度は高い水準にあることから、有効であると評価する。</li> </ul>			【評価】	有効																																																													
総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るためには、企業倫理遵守のベースとなる「仕事の基本的な心構え」を繰り返し徹底していくことが必要であることから、平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用していく。</li> </ul>			【総合評価】	A																																																													

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実（技術者倫理に関するeラーニングの実施）														
実施部署	総務部	実施対象	設備部門														
アクションプラン		18年度		19年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
-1 設備部門対象としたeラーニングの作成 -2 設備部門の全社員がeラーニングを受講 -3 各職場でのグループ討議を実施  <b>【eラーニングの内容】</b> 設備に携わる者の姿勢や心構えとして、以下を徹底 ・生活者・消費者としての感覚・感性である、「社会的感性」が求められること ・データの適正な記録・管理が、社会の「安心」を確保することにつながる ・改ざんと補正の違い		計画	eラーニング作成					8/下 配信	eラーニング受講		グループ討議						
		実績	eラーニング作成					8/28 配信開始	eラーニング受講		グループ討議						
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・eラーニングの配信（8月末） <b>【運用状況】</b> ・eラーニングの受講率（目標100%） ・グループ討議実施率（目標100%） ・グループ討議を含めた、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績（時間/人）	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：eラーニングの配信（8/28開始） <b>【運用状況】</b> 対象者は技術系社員のうち、当社業務に直接携わる者（出向・派遣者や休職中の社員等を除く） ・完了：eラーニング受講率 100%（22357人/22357人） ・完了：グループ討議実施率 100%（1604グループ/1604グループ） ・完了：グループ討議を含めた、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績 12時間/人（平成19年4月～平成20年1月）、対18年度+0.1時間/人 eラーニングの受講率およびグループ討議実施率は100%となり、対策の実施は完了										【評価】	完了			
実効性評価方法	全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する ・eラーニングの内容の理解度（Q17 新規）	実効性評価結果	全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり ・eラーニングの内容の理解度（Q17）：プラス評価が97%  eラーニングの内容の理解度はきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる										【評価】	有効			
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、eラーニングの内容の理解度は高い水準にあることから、有効であると評価する。										【評価】	有効					
総合評価及び今後の取組	・方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るためには、設備に携わる者の姿勢や心構えを繰り返し徹底していくことが必要であることから、平成20年度も本eラーニングを企業倫理研修において適宜活用していく。										【総合評価】	A					

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実（社内の技術技能認定制度における技術者倫理研修の導入）												
実施部署	総務部・総合研修センター	実施対象	設備部門												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度 10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 現行認定制度のカリキュラム確認 -2 具体的展開方法の検討（設備部門との協議） -3 研修資料作成 -4 技術技能認定者を対象に研修を実施  【研修内容】 安全最優先、法令・保安規定等遵守、適切な事故報告の重要性を念頭に以下を徹底 ・技術者の行動が倫理上問題となり、社会的に大きな影響を与える恐れがあること ・社会の信頼（安心）を得るために「安全性確保」だけでなく、「社会的感性」を磨くことが重要であること		計画	現行認定制度のカリキュラム確認 5/10 具体的展開方法の検討（設備部門との協議） 研修資料作成 技術技能認定者を対象に研修を実施												
		実績	現行認定制度のカリキュラム確認 5/10 具体的展開方法の検討（設備部門との協議） 研修資料作成 10/17 研修開始 研修の実施 3/18 研修終了												
実施完了基準	【制度構築状況】 ・研修開始（10月） 【運用状況】 ・19年度受講予定者の受講率（目標100%）	実施状況評価結果	【制度構築状況】 ・研修開始（10月） 【運用状況】 ・19年度受講予定者の受講率99%（563人/564人） 研修受講率はほぼ100%となり、予定していた13回の研修も3/18までに全て終了したことから、対策の実施は完了											【評価】 完了	
実効性評価方法	研修受講後のアンケート（新規）において、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する  技術者の行動が社会的に大きな影響を及ぼすことについての理解度 「安全性確保」および「社会的感性」の重要性の理解度	実効性評価結果	研修受講後のアンケートの回答結果は、以下のとおり  技術者の行動が社会的に大きな影響を及ぼすことについての理解度 : プラス評価が98% 「安全性確保」および「社会的感性」の重要性の理解度 : プラス評価が99%  研修内容の理解度がきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる											【評価】 有効	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランがほぼすべて実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、研修内容の理解度が高い水準にあることから、有効であると評価する。											【評価】 有効			
総合評価及び今後の取組	・方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るために、平成20年度も技術技能認定対象者への技術者倫理研修を継続して実施していく。また、技術者倫理に関する効果的な研修用ツールを充実する。											【総合評価】 A			

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実（管理職に対する研修）												
実施部署	総務部	実施対象	管理職												
アクションプラン		18年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
-1 管理職に対する研修を必修化し、各企業倫理担当へ実施を依頼 -2 役割に応じて求められるケース・メソッド等の研修を実施		計画	3/23 ● 実施依頼								10/中	上期分の実績報告			
		実績	3/23 ● 実施依頼									10/15		2/14	
		各職場における管理職への研修													
		各職場における管理職への研修 上期分の実績報告													
		H19.4～H20.1の実績報告													
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・管理職への研修の実施依頼（3 / 2 3） <b>【運用状況】</b> ・特別管理職研修の受講率（目標 1 0 0 %）	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：管理職への研修の実施依頼（3 / 2 3） <b>【運用状況】</b> ・完了：特別管理職研修の受講率 9 9 %（3 9 7 7 人 / 3 9 7 8 人） 研修受講率がほぼ 1 0 0 % となったことから、対策の実施は完了										【評価】 完了		
実効性評価方法	特別管理職を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する ・行動基準の実践度合い（Q 4 継続） ・管理職としての役割に関する再認識の度合い（Q 1 8 新規）	実効性評価結果	特別管理職を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり ・行動基準の実践度合い（Q 4）：プラス評価が 8 7 %、対前回 + 4 . 4 % 向上 ・管理職としての役割に関する再認識の度合い（Q 1 8）：プラス評価が 9 9 % 行動基準の実践度合いが向上しており、役割の再認識度合いもきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考える										【評価】 有効		
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランがほぼすべて実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、行動基準の実践度合いが向上しており、役割の再認識度合いも高い水準にあることから、有効であると評価する。											【評価】 有効			
総合評価及び今後の取組	・方策的的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るためには、特別管理職がその職責・役割を強く認識し、企業倫理遵守を率先垂範していくことを繰り返し徹底する必要があることから、平成20年度も特別管理職への研修を継続して実施していく。また、研修内容は各職場の自主性に任せつつ、各所からの研修用ツールの提供要望を踏まえ、研修用ツールもさらに充実させていく。											【総合評価】 A			



区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実（企業倫理意識向上に資する効果的な研修ツールの開発）												
実施部署	総務部	実施対象	全社員												
アクションプラン		18年度		19年度											
		3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 本店設備部門による不適切行為を題材にした事例集の作成 -2 店所による不適切行為を題材にした事例集の作成 -3 事例集について関係箇所との調整後、イントラに掲載 -4 各職場において事例集を活用した研修を実施		計画	作成依頼 4/2	5/下		イントラ掲載									
			本店設備部門による事例集作成 作成依頼 4/2	6/中		イントラ掲載									
		実績	作成依頼 4/2	5/31		イントラ掲載									
			本店設備部門による事例集作成 作成依頼 4/2	6/21		イントラ掲載									
			事例集を活用した研修の実施												
			事例集を活用した研修の実施												
			事例集を活用した研修の実施												
			事例集を活用した研修の実施												
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・事例の作成とイントラへの掲載（5月下旬・6月中旬） <b>【運用状況】</b> ・事例による研修の実施率（目標100%） ・事例による研修を含めた、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績（時間/人）	実施状況 評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：事例の作成とイントラへの掲載（H19.6月末時点：17事例）、事例は6月以降も継続して作成（H20.3月末：36事例） <b>【運用状況】</b> ・完了：事例による研修の実施率 100%（2620グループ/2620グループ） 完了：事例による研修を含めた、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績（12時間/人：平成19年4月～平成20年1月、対18年度+0.1時間/人） 事例による研修の実施率は、100%となり、対策の実施は完了											【評価】  完了	
実効性 評価方法	全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する ・部門・職場として遵守すべき事項の理解度（Q19 新規）	実効性 評価結果	全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり ・部門・職場として遵守すべき事項の理解度（Q19）：プラス評価が95%  研修で取り上げられた事例について、遵守すべき事項の理解度がきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる											【評価】  有効	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、研修で取り上げられた事例について、遵守すべき事項の理解度が高い水準にあることから、有効であると評価する。											【評価】  有効			
総合評価 及び 今後の取組	・方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るためには、不適切事例を踏まえて、日常業務における問題点や適正な行為を理解していくことが必要であることから、平成20年度も不適切事例を活用した研修を継続して実施していく。 ・また、事例数を増やして欲しいとの各所からの要望を踏まえ、事例の作成を継続し、研修ツールを充実していく。											【総合評価】  A			

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	企業倫理遵守に関する宣誓書への署名																																																																																									
実施部署	総務部	実施対象	役員・全社員																																																																																									
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4/24</td> <td>5/下</td> <td>6/上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業倫理委員会</td> <td>行動基準の制定・公布、社内説明会の実施</td> <td>宣誓書配布</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>具体的実施方法の検討</td> <td>各職場における行動基準の理解活動</td> <td>各職場における宣誓書署名・提出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>署名状況のデータベース登録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4/24	5/下	6/上											企業倫理委員会	行動基準の制定・公布、社内説明会の実施	宣誓書配布											具体的実施方法の検討	各職場における行動基準の理解活動	各職場における宣誓書署名・提出													署名状況のデータベース登録									
18年度	19年度																																																																																											
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																
	4/24	5/下	6/上																																																																																									
	企業倫理委員会	行動基準の制定・公布、社内説明会の実施	宣誓書配布																																																																																									
	具体的実施方法の検討	各職場における行動基準の理解活動	各職場における宣誓書署名・提出																																																																																									
			署名状況のデータベース登録																																																																																									
<p>署名の具体的な実施方法を策定し、企業倫理委員会で審議</p> <p>宣誓書の署名について全社員に周知し、社内説明会を開催（行動基準の周知とあわせて実施）</p> <p>各職場において、新たな行動基準の理解活動を実施</p> <p>行動基準を十分理解した上で、役員・社員一人ひとりが宣誓書に署名</p> <p>署名の状況を、データベースに登録</p> <p>【宣誓内容】 「私は、東京電力が、事業活動の基盤である“社会の信頼”を真に得ることができるよう、『企業倫理遵守に関する行動基準』を遵守することを誓います 平成 年 月 日 氏名： 」</p>		計画																																																																																										
		実績																																																																																										
実施完了基準	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宣誓書携帯カードの作成・配布（6月上旬）</li> <li>・署名の開始（6月上旬）</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・署名の実施率（目標100%）</li> </ul>	実施状況評価結果	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完了：宣誓書携帯カードの作成・配布（6/4）</li> <li>・完了：署名の開始（6/4～）</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完了：署名の実施率 99%（35811人/35812人）</li> </ul> <p>ほぼ100%の署名率となり、対策の実施は完了</p>										【評価】	完了																																																																														
実効性評価方法	<p>全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動基準に関する意識度合い（Q3 継続）</li> <li>・新しい行動基準の理解度（Q15 新規）</li> </ul>	実効性評価結果	<p>全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動基準の意識度合い（Q3）：プラス評価が98%（対前回+1%）</li> <li>・新しい行動基準の理解度（Q15）：プラス評価が89%</li> </ul> <p>行動基準の意識度合い、改定内容の理解度ともかなり高い水準であることから、一定の効果が得られたと考えられる</p>										【評価】	有効																																																																														
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画に基づき、アクションプランがほぼすべて実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>・宣誓書への署名とデータベースへの登録について、監査時点において一部で未実施が確認されたため改善を要望し、11月末時点で全て改善処置が完了している。</li> <li>・アンケート結果によれば、行動基準の意識度合い、改定内容の理解度ともに高い水準であることから、有効であると評価する。</li> </ul>											【評価】	有効																																																																															
総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、来年度以降も改定された行動基準の定着に向け、各種企業倫理定着活動を継続して実施していく。</li> <li>・なお、今後の宣誓書への署名については、行動基準が改定されるタイミングで宣誓書を発行し、全役員・社員を対象に実施していく。</li> </ul>											【総合評価】	A																																																																															

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	部門間、事業所間の人材交流の推進											
実施部署	労務人事部	実施対象	工務部門、火力部門、原子力部門等											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
異動方針を周知し、各部門との調整後、異動を実施 人材交流実施後のチェック＆フォローの実施		計画												
		実績												
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 定期異動方針による部門交流異動の具体的指示をふまえた交流異動の実施	実施状況評価結果	【制度構築・運用状況】 完了：平成19年度定期異動方針周知（3/30）  完了：52名 中越沖地震発生に伴う対応により、その後やむなく5名を引き戻し  中越沖地震の影響等があったものの、概ね予定どおり実施。										【評価】  完了	
実効性評価方法	部門交流者を対象としたアンケートにおいて、以下の点に関する結果が良好であることを確認する。 ・部門交流者の視野の拡大、新しい仕事の進め方の習得等につながっているか ・他部門の経験を通じて、従来とは異なる視点に立った部門業務の見直しにつなげているか	実効性評価結果	部門交流者を対象としたアンケートの結果は、以下のとおり。 ・「視野の拡大」、「新しい仕事の進め方の習得」等、部門交流により得るものがあつたと回答した者 97% ・他部門の経験を通じて「部門業務の改善につなげている」と回答した者 83%  良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。										【評価】  有効	
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、アクションプランが概ね予定どおり実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>アンケート結果によれば、視野の拡大、知識・技能の幅の拡大、部門業務の改善とともに高い水準であることから、有効であると評価する。</li> </ul>												【評価】  有効	
総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部中越沖地震の影響を受けたものの、行動計画に基づき概ね予定どおり実施し、一定の成果が得られた。</li> <li>部門交流は、法令遵守面のみならず人材育成にも寄与することから、関係部門と調整を行いつつ、継続的に実施していく。</li> </ul>												【総合評価】  A	

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	規程・マニュアルの充実 （点検結果の規程・マニュアルへの反映（水力））												
実施部署	工務部	実施対象	水力部門												
アクションプラン		18年度		19年度											
		3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今回の発電設備に関する点検結果を規程・マニュアルへ適切に反映  <b>【特記事項】</b> (1)「ダム計測管理マニュアル」を制定し、以下を規定 ・異常値の取扱いルールの明確化 ・データに関する取扱責任の明確化 ・店所計測検討会により、複数職場の計測担当者によるデータチェックを実施 ・計測担当者会議により計測業務の課題、手引きの改定要否を議論 (2)「水利業務マニュアル」「水力発電所および変電所工事運用マニュアル」「主任技術者マニュアル」を制改定し、法令に基づく申請、河川管理者の指導に基づく申請要否判断基準を定める		計画	● 6月末制改定（関係当局と協議を要するものは協議後、制改定） マニュアル改定作業												
		実績	● 制改定（6/26～6/28） ● 保安規程改定に伴う改定（10/29） マニュアル改定作業												
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・以下の4マニュアルの制改定を実施（目標：6月下旬） 「ダム計測管理マニュアル」 「水利業務マニュアル」 「水力発電所および変電所工事運用マニュアル」 「主任技術者マニュアル」	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：4マニュアルの制改定を実施（6/26～6/28） 「ダム計測管理マニュアル」を制定（6/28） 「水利業務マニュアル」を改定（6/27） 「水力発電所および変電所工事運用マニュアル」を改定（6/26指示文書対応 10/29マニュアル改定） 「ダム管理主任技術者マニュアル」を制定（6/28） （水利業務マニュアルを除く3マニュアルは、保安規程改定に伴う改定を10/29に実施）	【評価】	完了										
実効性評価方法	全社員を対象としたアンケートによる有効性の評価 点検結果を反映させたマニュアルについて、担当業務に関する内容を理解しているか？（Q22 新規） 水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 ダム計測データの取り扱いに関する理解度（確認テスト形式） 法令手続きの要否判断に関する理解度（確認テスト形式）	実効性評価結果	全社員を対象としたアンケート（Q22）より水力部門の対象者の回答を抜粋した結果は、以下のとおり。 ・マニュアルの理解度に関する設問について、プラス評価の割合が87%。 水力部門を対象としたアンケート（確認テスト）の結果は、以下のとおり。 ダム計測データの取り扱いに関する4つの設問については、正解率が平均で88%。 法令手続きの要否判断に関する2つの設問については、正解率が平均で73%。 各設問において、良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。	【評価】	有効										
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・現場第一線における社外提出データのチェック状況等を確認したところ、改定されたマニュアルに従いデータチェックしていたが、一部の店所でデータチェック記録の未作成等が確認されたため、改善を要望した。2月末時点で、全て改善処置が完了している。 ・確認テスト結果によれば、ダム計測データの取り扱い、法令手続きの要否判断の理解度で良好な結果が得られていることから、有効であると評価する。		【評価】	有効											
総合評価及び今後の取組	・「ダム計測管理」、「法令に基づく申請要否判断」に関するルールを定めた。また、その内容の理解度も高く、今回実施したマニュアル制改定について、一定の成果が得られた。		【総合評価】	A											

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組みの対策）	実施項目	規程・マニュアルの充実 （点検結果の規程・マニュアルへの反映（火力））											
実施部署	火力部	実施対象	火力部門											
アクションプラン		18年度 3月	19年度											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>今回の発電設備に関する点検結果を規程・マニュアルへ適切に反映 「火力発電実績統計マニュアル」のレビューを実施 「火力発電所運転管理マニュアル」の追加レビューを実施</p> <p>【特記事項】 当初、「火力発電実績統計マニュアル」のレビューを実施していたが、その過程で「火力発電所運転管理マニュアル」についてのレビューも追加した。 「火力発電実績統計マニュアル」：保安日誌など重要なデータを扱う 「火力発電所運転管理マニュアル」：重要性に関わらず、様々な運転中のデータを扱う</p>		計画		意見照会 レビュー	制定 6月末 マニュアル改定作業									
		実績		意見照会 レビュー実施	追加レビュー実施		指示文書発行(8/20,30)		試運用		改定完了(12/1)			
実施完了基準	【制度構築状況】 ・マニュアルのレビューまたは改定完了	実施状況 評価結果	【制度構築状況】 ・完了：2 マニュアルレビュー、改定完了(12/1) 対象マニュアルを追加したため、追加分の改定完了が12月1日となった。											
実効性 評価方法	実施対象者へのアンケートによる評価 マニュアル改定内容について、その内容を知っているか？ マニュアル改定内容がデータ改ざん防止に有効か？ 実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望	実効性 評価結果	アンケート結果は以下の通り。 プラス評価の割合 82% プラス評価の割合 96% マニュアルの改定内容の認知度及び有効性についての評価は良好。 主な意見要望は以下の通り。 ・マニュアルの手順は有効だが、使う人間の遵守意識の高揚も重要。											
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、マニュアル改定内容の認知度及び改ざん防止に対する有効性についての評価が高いことから、有効であると評価する。													
総合評価 及び 今後の取組	・レビュー対象のマニュアルを追加し、試運用中も必要な見直しを実施し12月に改定が完了した。 ・マニュアル改定内容の認知度及び有効性についての評価も良好であった。（H19年度完了施策）													
														【総合評価】 A

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組みの対策）	実施項目	規程・マニュアルの充実 （点検結果の規程・マニュアルへの反映（原子力））											
実施部署	原子力部門	実施対象	原子力部門											
アクションプラン		18年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>今回の発電設備に関する点検結果を規程・マニュアルへ適切に反映</p> <p>【特記事項】 以下の3つのマニュアルを改定する。 ・設計管理基本マニュアル改定 ・不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル改定 ・状態管理マニュアル改定</p>		計画	<p>マニュアル改定作業</p> <p>6月末 制定</p>											
		実績	<p>マニュアル改定作業</p> <p>7月1日完了</p> <p>4/9 設計管理基本マニュアル改定</p> <p>7/1 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル改定</p> <p>7/1 状態管理マニュアル改定</p>											
実施完了基準	<p>【制度構築状況】 原子力発電設備に係る必要な手続きの不備等に関する点検結果を受け、以下の3件のマニュアルの改定が完了していること。 ・設計管理基本マニュアル改定 ・不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル改定 ・状態管理マニュアル改定</p>	実施状況評価結果	<p>【制度構築状況】 ・設計管理基本マニュアル改定(4/9) ・不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル改定(7/1) ・状態管理マニュアル改定(7/1)</p>									【評価】 完了		
実効性評価方法	<p>&lt;設計管理基本マニュアル&gt; 変更履歴が設備図書へ反映されていないことによる不適合がないことを確認する。</p> <p>&lt;不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル&gt; 「不適合の責めない考え方」の浸透状況について、所員及び協力企業にアンケートにより確認する。</p> <p>&lt;状態管理マニュアル&gt; マニュアルに基く活動について、原子炉主任技術者会議において評価する。</p>	実効性評価結果	<p>&lt;設計管理基本マニュアル&gt; ・不適合管理システム（パスポート）から設計ミスに分類される不適合を抽出し、マニュアル変更後、変更履歴が図書に反映されていないために発生した不適合がないことを確認した。</p> <p>&lt;不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル&gt; ・アンケート結果より不適合の「責めない考え方」がほぼ実践されていること（約80%）が確認できた。</p> <p>&lt;状態管理マニュアル&gt; ・全社アンケート結果では、90%以上の比率で安全意識の徹底が浸透しているとの回答であった。</p>									【評価】 有効		
監査結果	<p>・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</p> <p>・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。</p>											【評価】 有効		
総合評価及び今後の取組	<p>・方策が的確に実施され効果が確認された。</p> <p>・既に日常業務の中で定着化しており、引き続き対応する。</p>											【総合評価】 A		

区分	仕組み面（させない仕組みの対策）	実施項目	規程・マニュアルの充実 （規程・マニュアルのレビューの実施）											
実施部署	品質・安全監査部	実施対象	全社											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
- 1 本店及び店所・第一線職場において、規程・マニュアルのレビューを実施 - 2 レビューの結果を踏まえ、規程・マニュアルの制改定を実施		計画	4/13 レビューの実施（本店）	5/14 制改定作業（本店）	6/14 レビューの実施（店所・第一線）	6/14 制改定作業（店所）			9/中 実施状況報告					
		実績	4/13 レビューの実施（本店）	5/14 制改定作業（本店）	6/14 レビューの実施（店所・第一線）	6/14 制改定作業（店所）			9/27 再発防止対策部会で実施状況報告					
実施完了基準	【運用状況】 ・レビューの実施と制改定計画の策定（目標：本店5/14 店所6/14） ・制改定の完了（目標：8月末）	実施状況評価結果	【運用状況】 ・完了：レビューの実施と制改定計画の策定（本店5/14、店所6/14） 制改定計画数 本店：629マニュアル 店所・第一線：1161マニュアル ・完了：制改定 本店：629マニュアル完了（100%） 店所・第一線：1161マニュアル完了（100%）  3/31までに完了。										【評価】 完了	
実効性評価方法	全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する結果が良好であることを確認する。 ・業務実態と乖離した不合理なマニュアルの有無（Q20 継続）	実効性評価結果	全社員を対象としたアンケートの結果は以下のとおり ・「業務実態と乖離した不合理なマニュアルの有無」に関する設問（Q20）において、プラス評価の割合が前回42% 50% に改善  アンケート結果は前回から改善しており、一定の成果が得られたものと考えられるが、マイナス評価も15%あることから、一部に不合理なマニュアルがあることが窺える。  （参考） 以下の結果からも、一定の成果が得られたと考えられる。 ・「必要なマニュアルが定められているか（Q21）」の設問について、前回のアンケートに含まれていないため比較評価はできないが、プラス評価の割合が85%と高い。										【評価】 有効だが一部に課題あり	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・規程・マニュアルの制改定の実施状況について監査した結果、多くの組織で遅延が確認されたため改善を指摘するとともに、合わせて制改定に関わる全組織に実態調査と改善を指示し、制改定が3月末までに完了している。 ・アンケート結果によれば、業務実態と乖離した不合理なマニュアルがないとの回答が増加してはいるが、マイナス評価が15%あるため、引き続き不合理なマニュアルの改善に向け、継続的な取り組みが必要である。		【評価】 有効だが一部に課題あり											
総合評価及び今後の取組	・レビューの実施により、規程・マニュアルの充実について一定の成果が得られた。 ・規程・マニュアルのレビューを毎年4月に実施するとともに、利用者からの意見・要望を提出させる「疑義・改善要望システム」を活用する等により、一部の不合理なマニュアルの継続的な改善を図る。		【総合評価】 B											

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組みの対策）	実施項目	規程・マニュアルの充実 （規程・マニュアル遵守意識をより高揚させるための教育の実施）													
実施部署	品質・安全監査部	実施対象	全社													
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 1 規程・マニュアル遵守についてのeラーニングの作成</li> <li>- 2 全社員がeラーニングを受講</li> <li>- 3 各職場でのグループ討議を実施</li> </ul>		計画	eラーニング作成					8/下 ● 配信	eラーニング受講		グループ討議					
		実績	eラーニング作成					8/下 ● 配信	eラーニング受講					グループ討議		
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・ eラーニングの作成完了（目標：8月末） <b>【運用状況】</b> ・ eラーニングの全社員受講（目標：100%） ・ 各職場でのグループ討議の実施完了（目標：100%）	実施状況 評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・ 完了：eラーニングの作成（8/28配信開始） <b>【運用状況】</b> ・ 完了：eラーニング受講率 100%（35812人/35812人） ・ 完了：グループ討議実施率 100%（2620グループ/2620グループ）  eラーニングの受講率およびグループ討議実施率は100%となり、対策の実施は完了										【評価】  完了			
実効性 評価方法	全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する結果が良好であることを確認する。 ・ 規程・マニュアルの遵守意識	実効性 評価結果	全社員を対象としたアンケートの結果は以下のとおり ・ 規程・マニュアルの遵守意識に関する設問において、プラス評価の割合が前回95% 97% に改善  eラーニングの受講やグループ討議はほぼ完了し、アンケート結果は前回結果から改善しており、一定の成果が得られたと考えられる。  （参考） 以下の結果からも、一定の成果が得られたと考えられる。 ・ eラーニング受講後の内容の理解度に関するアンケートの結果、プラス評価の割合が97%と高い。										【評価】  有効			
監査結果	・ 行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・ アンケート結果によれば、eラーニングの内容の理解度は高い水準にあることから、有効であると評価する。												【評価】  有効			
総合評価 及び 今後の取組	・ eラーニングやグループ討議の実施により、マニュアル遵守意識の高揚について一定の成果が得られた。 ・ 規程・マニュアルの遵守意識の高揚のため、本店・店所に対する周知活動等の取り組みを今後も継続して実施していく。												【総合評価】  A			



【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

全社 - 2

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	内部監査機能の強化・充実 （再発防止対策の実施状況の確認）											
実施部署	品質・安全監査部	実施対象	全社（原子力部門除く）											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
- 1 本店各部における実施状況を監査部門が監査 - 2 店所・第一線における実施状況を監査部門が監査		計画				本店各部における実施状況を確認				店所・第一線における実施状況を確認				
		実績				本店各部における実施状況を確認								
実施完了基準	【運用状況】 ・本店各部に対する実施状況の確認実施率（目標：100%） ・店所・第一線に対する実施状況の確認実施率（目標：100%）	実施状況評価結果	【運用状況】 ・完了：本店各部確認実施率100%（15部 / 15部） ・完了：店所・第一線確認実施率100% （全社：28箇所 / 28箇所、水力：9店所 / 9店所、火力：3事業所 / 3事業所）  計画通り完了										【評価】  完了	
実効性評価方法	再発防止対策の実施状況の確認結果と指摘・要望事項の改善状況により評価する。 ・指摘・要望事項に対する改善実施率	実効性評価結果	監査の結果、再発防止対策が概ね適切に実施されていることが確認できたが、一部について以下の指摘・要望を行った。 ・「企業倫理遵守に関する行動基準（改定版）」の理解活動が未実施 ・企業倫理活動の実施記録の作成と進捗管理が未実施 ・「企業倫理に関する宣誓書」への署名と提出記録の未登録 ・マニュアル制改定の不備（遅延や指示文書未反映など） ・発電所取水量報告における異常値の取扱の不備 ・社外提出データチェック記録の未作成 等 指摘・要望事項に対する改善実施率は100%。  監査の指摘・要望に対する改善が確認された。										【評価】  有効	
監査結果													【評価】  -	
総合評価及び今後の取組	・監査の結果、各再発防止対策が適切に実施されていることを確認した。 ・今後も、内部監査において各所の実施状況を確認していく。												【総合評価】  A	

区分	仕組み面（させない仕組みの対策）	実施項目	内部監査機能の強化・充実 （水力部門における保安監査の充実）											
実施部署	品質・安全監査部	実施対象	水力部門											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 保安監査の具体的実施方法の策定 （河川法についても監査対象とし、社外提出データの適切性も確認） -2 店所への周知、試行、調整を実施 -3 保安監査を実施し、その結果を経営層に報告		計画	具体的実施方法の策定 ● 4/26 店所へ周知、試行、調整											
			保安監査実施											
		実績	具体的実施方法の策定 ● 4/23 店所へ周知（安全品質担当会議） 試行											
			保安監査実施 報告 ● 3/11											
実施完了基準	【制度構築状況】 ・「保安監理基本マニュアル」に河川法の遵守状況を監査することを明記し、改定（目標：6月下旬） 【運用状況】 ・水力店所に対する河川法監査の実施率（目標：100%） ・結果を経営層に報告（目標：3月）	実施状況評価結果	【制度構築状況】 ・完了：「保安監理基本マニュアル」改定（6/26） 【運用状況】 ・完了：100%（8店所 / 8店所） ・完了：経営層に報告（3/11） 計画通り完了	【評価】	完了									
実効性評価方法	河川法の遵守状況の確認結果と指摘・要望事項の改善状況により評価する。 ・指摘・要望事項に対する改善実施率	実効性評価結果	監査の結果、河川法が遵守されていることが確認された。 監査が実施され、河川法が遵守されていることが確認された。	【評価】	有効									
監査結果			-	【評価】	-									
総合評価及び今後の取組	・監査の実施により、河川法が遵守されていることを確認した。 ・今回改定した「保安監理基本マニュアル」に基づき、水力店所の保安監査時に、河川法の監査を継続的に実施していく。			【総合評価】	A									

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	内部監査機能の強化・充実 （原子力部門における業務品質監査の監視機能を充実）												
実施部署	原子力品質監査部	実施対象	原子力部門												
アクションプラン		18年度		19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
- 1 年度品質監査計画を策定 - 2 監査計画に基づき、本店及び原子力発電所にて業務品質監査を実施		計画	● 4/3,4 年度品質監査計画策定	本店及び原子力発電所にて業務品質監査を実施											
		実績	● 4/3,4 年度品質監査計画策定	本店及び原子力発電所にて業務品質監査を実施											
実施完了基準	【制度構築状況】 ・年度品質監査計画を策定していること。  【運用状況】 ・監査計画に基づき、本店及び原子力発電所にて業務品質監査を実施していること。	実施状況評価結果	【制度構築状況】 ・年度品質監査計画を策定（4/3, 4）  【運用状況】 ・監査計画に基づき、本店及び原子力発電所にて業務品質監査（社外提出データの適切性確認）を実施。問題となるものは確認されていない。 実施率100%（133件/133件中）	【評価】	完了										
実効性評価方法	業務品質監査において、社外提出データのサンプリングチェックにより、担当部署への注意喚起を行うこと。	実効性評価結果	業務品質監査の都度、社外提出データのサンプルチェックを実施し注意喚起がなされたため、有効であると評価する。											【評価】	有効
監査結果												【評価】	-		
総合評価及び今後の取組	・従前の業務品質監査に加え、再発防止の視点を織り込んだ監査（社外提出データの適切性確認）を実施し、当初の目的が達成されたため、完了とする。 ・なお、平成20年度も再発防止の視点を織り込んだ監査を継続して実施する。											【総合評価】	A		

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化 （原子力部門における職責毎に「基本的行動規範」を設定）											
実施部署	原子力品質・安全部	実施対象	原子力部門											
アクションプラン		18年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 職責毎に「基本的行動規範」導入の検討、案の策定、運用方法の検討 -2 「基本的行動規範」案に対するアンケートの実施 -3 「基本的行動規範」の内容・運用方針の決定、周知 -4 「基本的行動規範」の運用開始		計画	「基本的行動規範」導入の検討を行い、基本的な方針を定める 「基本的行動規範」案・運用方法を策定 「基本的行動規範」案に対するアンケートを実施 「基本的行動規範」の内容・運用方針の決定、周知 「基本的行動規範」の運用開始											
		実績	方針策定 4/末 アンケート実施 4/末 - 5/末 原案策定 5/末 改訂 8/10 ・運用方法検討 位置づけと使用方法打合せ ・発電所レビュー 承認 10/2 11/1 運用開始の指示 「基本的行動規範」の運用開始											
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 (1)基本的行動規範が策定されていること。 (2)運用方法が策定されていること。 (3)運用開始の周知が行われていること。	実施結果	【制度構築・運用状況】 (1)9/20「安全と品質達成のための行動基準」を策定 (2)10/2本部長承認 (3)11/1本部長による原子力部大への運用開始の指示 ・11/5本店・各発電所へ運用開始の指示									【評価】	完了	
実効性評価方法	<評価方法> 社員意識アンケートにて評価する。 （全社大アンケート：30～33番の「安全と品質達成のための行動基準」の策定） <評価基準> アンケート結果で「行動基準」の認識及び業務の遂行がされていること	実効性評価結果	「品質と安全のための行動基準」に対して、自分が何を期待されているかの認識（Q30）はプラス評価が90%、及び日々の業務の中での意識（Q31）は88%と高いことが示された。 「品質と安全のための行動基準」に照らし自分なりに行動したか（Q32）については、プラス評価が74%であり、行動に結びついたと評価された。 本件に関わっての上司との話す場（Q33）については、プラス評価が66%であり、この数値についても予想値以上のもので、それなりに評価できるが、相対的な数値は低いことから、今後の課題が明確となった。									【評価】	有効	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。											【評価】	有効	
総合評価及び今後の取組	・方策が的確に実施され効果が確認できた。 ・今後も継続し、「品質と安全のための行動基準」をより身近なものとして啓蒙し、行動に結びつくよう、よく話し合うことを推進する。これを促進する為、安全月間と品質月間等で、その重要性を周知する。											【総合評価】	A	

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化 （原子力発電所及び本店それぞれに委員会組織を設置）											
実施部署	原子力部門	実施対象	原子力部門											
アクションプラン		18年度			19年度									
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 原子力発電所及び本店それぞれに委員会組織を設置 -2 四半期毎に委員会を開催し、地域の声を反映した発電所業務・広報活動を推進		計画	● 本店地域の声委員会発足（4/18） ● 委員会設置に向けた調整 ● 以後四半期毎に委員会開催（地域の声を反映した発電所業務・広報活動の推進）・各期の初回の委員会において活動状況の評価を実施											
		実績	● 本店地域の声委員会発足（4/18） ● 委員会設置に向けた調整 ● 第1回委員会開催（5/11） ● 第2回委員会は本店へのデータ提出による情報共有に変更（8/14） ● 中越沖地震の影響に関する地域の声情報共有会議（10/1） ● 第3回委員会開催（11/9） ● 原子力立地本部長レビュー（12/4） ● 第4回委員会開催（2/12） ● 以後継続実施 ● 各期の初回の委員会において、声の分析評価結果を審議するとともに、改善策の立案を行う。											
実施完了基準	<b>【制度構築・運用状況】</b> (1)地域の声委員会が設置されていること。 (2)本店、各発電所で地域の声委員会が定期的に開催されていること。 (3)各期の初回の委員会において活動状況の評価が行われていること。	実施結果	(1)4/18 本店地域の声委員会設置（柏崎刈羽:4月設置、福島第一・第二は既に設置済み） (2)5/11 第1回本店委員会開催 8/14 第2回（中越沖地震の影響を考慮し各発電所の分析結果提出による情報共有に変更） 11/9 第3回本店委員会開催 2/12 第4回本店委員会開催 ・本店(四半期ごと)、各発電所(福島第一原則として毎週、福島第二:四半期ごと、柏崎刈羽:毎月、東通:毎月)において地域の声委員会を定期的開催 (3)5/11、11/9 各期の初回の委員会において分析評価を審議し改善策を立案。									【評価】	完了	
実効性評価方法	<評価方法> 地域の声委員会の実施状況に基づく自己評価（地域の声から抽出したアクションが業務に反映されていることを確認） <評価基準> (1)半期毎に地域の声から抽出したアクションが決定されていること。 (2)四半期毎に地域の声から抽出したアクションの実施状況確認（フォロー・改善策の検討）が行われていること。（議事録にて確認）	実効性評価結果	以下により、今後継続可能なPDCAの確立を確認した。 (1)特別な場合を除き、定期的(四半期毎)に委員会を開催し、対象期間における地域の声分析評価結果の審議ならびに改善策立案を行っている。 (2)立案した改善策について、定期的(四半期毎)に開催した委員会で、進捗管理を実施した。									【評価】	有効	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。												【評価】	有効
総合評価及び今後の取組	・方策が的確に実施され効果が確認できた。 ・今後は日常業務に定着化させ、「地域の声活用業務マニュアル」ならびに「地域の声委員会運営要項」で管理する。												【総合評価】	A

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施
実施部署	再発防止策検討部会	実施対象	全社

アクションプラン		18年度		19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>全社大で集中的に業務見直しを行う「業務の点検月間」を設置 本店業務主管部門がテーマを選定し各職場でグループ討議を実施 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し 重大な法令違反等が確認された場合は、速やかに公表</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間中の討議テーマ数：約5,600件、延べ討議時間：5,400時間、延べ参加人数：45,500人</li> <li>・店所での討議の結果、本店に上申され検討を行った案件は293件であり、このうち法令遵守の観点から調査・対応策の検討を行った事案は下記の11件。このうち10件については、手続き不備や現場不備、またはそのおそれがあることから、事実関係の調査を行い、必要に応じて監督官庁等に報告した上で、指導に基づき是正措置を実施する（一部事案については対応完了済み）。</li> </ul>	計画	<p>具体的実施方法の策定</p> <p>経営層・店所訪 5/21</p> <p>テーマ設定</p> <p>第一線職場で討議</p> <p>全店周知 5/21</p> <p>店所討議</p> <p>本店討議</p> <p>9/中</p> <p>リスク管理委員会へ報告</p>													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有線電気通信設備（共同設置・他人使用）の届出に係る記載内容変更の手続き不備</li> <li>・大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設設置届」等における代表者名の変更届の届出不備</li> <li>・土地の掘削工事等に伴う各自治体条例に基づく届出の不備</li> <li>・変電所建物の換気設備等の騒音・振動規制に係る届出不備</li> <li>・洞道換気設備更新時の届出不備</li> <li>・配電線等に係る河川占用の確認</li> </ul>	実績	<p>具体的実施方法の策定</p> <p>経営層・店所訪 5/18</p> <p>テーマ設定</p> <p>5/21開始</p> <p>第一線職場で討議</p> <p>全店周知 5/18</p> <p>店所討議</p> <p>本店討議</p> <p>9/13</p> <p>再発防止策検討部会へ報告</p> <p>2/18</p> <p>再発防止策検討部会へ報告</p>											

実施完了基準	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検月間開始（5月21日）</li> <li>・再発防止策検討部会への報告（9月中旬）</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各職場におけるグループ討議の実施率（目標100%）</li> </ul>	実施状況評価結果	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完了：全店への周知を実施（5/18）し、業務の点検月間を開始（5/21）</li> <li>・完了：再発防止策検討部会へ報告（9/13）</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・討議の単位となるグループを基本とした箇所数が約2,500箇所であることから、概ね全てのグループにより1件以上の討議が実施されたと推測される。グループ討議、再発防止策検討部会への報告は予定どおり完了し、その後のフォロー状況を2月に再発防止策検討部会へ報告。</li> </ul>	【評価】	完了
--------	---	----------	--	------	----

実効性評価方法	<p>全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する結果が良好であることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「何でも言える職場」（Q14 新規）</li> <li>・業務の点検月間の実施方法に関する評価（Q23 新規）</li> <li>・業務の点検月間の効果に関する評価（Q24 新規）</li> </ul>	実効性評価結果	<p>全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「何でも言える職場」（Q14）：プラス評価が78%</li> <li>・業務の点検月間の実施方法に関する評価（Q23）：プラス評価が69%</li> <li>・業務の点検月間の効果に関する評価（Q24）：プラス評価が69%</li> </ul> <p>業務の点検月間の実施方法に関する評価、および効果に関する評価に加え、「何でも言える職場」の評価すべて良好な結果であることから、一定の効果が得られたと考えられる。ただし、Q23、Q24について「分からない」の回答率がそれぞれ、9%程度あり、討議参加率や周知活動の面で課題がある。</p>	【評価】	有効だが一部に課題
---------	--	---------	--	------	-----------

監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</li> <li>・すべての組織で積極的に実施されていること、討議結果についてはすべての組織でフォローアップを実施していること、アンケート結果によれば実施方法、効果、「何でも言える職場」いずれの評価も良好であることから、有効であると評価する。</li> </ul>	【評価】	有効
------	---	------	----

総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方策の有効性が確認されたことから、更なる業務品質の向上に向け、20年度も引き続き継続実施する。</li> <li>・ただし、より多くの方に討議へ参加していただくため、実施期間の見直しなどの運用方法の改善について、検討する必要がある。</li> </ul>	【総合評価】	A
-------------	---	--------	---

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実 （水力部門における不具合管理の仕組みの充実）													
実施部署	工務部	実施対象	水力部門													
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度 10月	11月	12月	1月	2月	3月	
-1 既存の不具合管理の仕組みを活用し、不適合事例を水平展開する仕組みを構築 -2 システムへの不適合事例掲載、全店周知し、不具合管理を実施 -3 運用状況を確認し、随時、課題事項をフォロー		計画		不適合事例を水平展開する仕組みの構築							不具合管理					
				運用状況の確認							課題事項のフォロー					
		実績		不適合事例を水平展開する仕組みの構築							不具合管理					
			4/17	システムへの不適合事例掲載、全店周知							課題事項のフォロー					
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・不適合事例を水平展開する仕組みの構築 ・システムへの不適合事例掲載、全店周知 ・定着化に向けたキャンペーンの実施	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：不適合事例を水平展開する仕組みの構築（既存システムを活用） ・完了：システムへの不適合事例掲載（4/17）、全店周知（5/25） ・完了：定着化に向けたキャンペーンの実施（9/26～10/18）												【評価】  完了	
実効性評価方法	品質改善システムの運用状況（登録・管理）確認において、不具合管理の実施率（対策完了数/不具合数）が良好であることを確認する。	実効性評価結果	平成20年3月までに実施した不具合管理の実績は以下のとおり。 ・不具合管理数 104件 [ グレードA（全社大の対応）：4件、Bランク（店所大の対応）：5件、 グレードC（第一線事業所大で対応）：90件、対象外：5件 ] ・対策完了状況 再発防止対策まで完了 81件（実施率78%） 品質改善システムにより不具合の水平展開が図られており、有効性が確認された。 ただし、本システムによる不具合管理は本格的な運用を開始したところであり、実施率等、向上すべき点もある。												【評価】  有効だが一部に課題あり	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・仕組みは概ね整備されているものの、活用状況にバラツキが認められるので、本店主管部の継続的な支援が必要である。												【評価】  有効だが一部に課題あり			
総合評価及び今後の取組	・品質改善システムにより不具合の水平展開が図られており、有効性が確認された。 ・本システムによる不具合管理は本格的な運用を開始したところであり、一層の定着に向けて店所巡回キャンペーン等により平成20年度もフォローしていく。												【総合評価】  B			

区分	仕組み面（言い出す仕組みの対策）	実施項目	設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実（火力部門における不具合管理の仕組みの充実）											
実施部署	火力部	実施対象	火力部門											
アクションプラン		18年度 3月	19年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月											
-1 既存のシステムを活用し、不具合防止を徹底 -2 さらなる情報共有を図るため、既存システムを再構築 -3 新システムを活用した不具合管理を実施するとともに、随時、課題事項をフォロー  【特記事項】 ・（計画）既存システム改修（実績）新システム構築 ・運用に関するマニュアル制定も実施		計画	基本方針策定 既存システム改修 運用開始(10/10) 新システムを活用した不具合管理 課題事項のフォロー											
		実績	基本方針策定 新システム構築 新システム構築完了(11/28) マニュアル制定(12/27) 試運用 運用開始(2/25) 課題事項のフォロー											
実施完了基準	【制度構築状況】 ・システム構築	実施状況評価結果	【制度構築状況】 ・完了：新システム構築完了(11/28)									【評価】  完了		
実効性評価方法	実施対象者へのアンケートによる評価 新システムの認知度 新システムにより不具合管理の向上(情報共有)ができるか？ 実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望	実効性評価結果	アンケート結果は以下の通り。 プラス評価の割合 88% プラス評価の割合 97% システムの認知度及び有効性についての評価は良好である 主な意見要望は以下の通り。 ・情報共有と再発防止の面で従来システムより有効である。 ・膨大な情報が集まるため、情報のセキュリティー管理が重要。 良好な評価を得て運用を開始した。今後はシステムの運用状況などを確認し、再評価を実施する。									【評価】  有効だが一部に課題あり(運用後の再評価の必要性)		
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから完了しているものと判断する。 ・新システムの運用が開始されて間もないため、新システムの活用定着に向けた本店主管部の継続的な支援が必要である。											【評価】  有効だが一部に課題あり		
総合評価及び今後の取組	・新システムを構築し、試運用において良好な評価を得て運用を開始した。但し、運用後間もないため、今後日常業務としてシステムを運用する中で、実効性の再評価を実施し必要により改善活動に取り組むとともに、システムの活用定着にも取り組んでいく。											【総合評価】  B		



区分	仕組み面（言い出す仕組みの対策）	実施項目	設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実 （原子力施設情報公開ライブラリ(ニューシア)への登録拡大）											
実施部署	原子力部門	実施対象	原子力部門											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 ニューシアへの入力基準を策定し、関係者へ周知 -2 新基準による入力を開始  【特記事項】 現在も日本原子力技術協会（JANTI）の運営するNUCIAにトラブル情報等を登録し、電力間で情報共有を進めているが、これらの運転情報を共有する仕組みについて、より効果的に活用していく。		計画	入力基準の策定（電事連大で実施） ● 関係者へ周知 ● 新基準による入力開始（全電力で実施）											
		実績	JANTIによるNUCIA運用手引きの改定 ● 関係者へ周知 ● 新基準による入力開始（5/31） ● 関連マニュアル（トラブル等の報告マニュアル）改訂（6/25）											
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 (1)NUCIAの運用手引きに基づき入力を開始すること。 (2)関連マニュアルが改定されていること。	実施結果	【制度構築・運用状況】 (1) 5 / 3 1 NUCIA運用手引きを改定 (2) 5 / 3 1 NUCIA運用手引きに基づき入力を開始 (3) 6 / 2 5 関連マニュアル（トラブル等の報告マニュアル）を改定										【評価】	完了
実効性評価方法	<評価方法> 関連マニュアル等に基づき登録及び検討が確実に実行されていることを確認する。  <評価基準> 関連マニュアル等に基づき登録及び検討が確実に実行されていること。 （参考指標として、登録件数、検討件数、フィードバック件数等）	実効性評価結果	関連マニュアルに基づき、確実に登録し、当社のトラブル情報を電力大で共有するとともに、他社のトラブル情報を共有し、当社への展開の必要性について検討が行われ、発電所へ適切に指示していることが確認できたことにより、トラブルの未然防止、再発防止の観点から有効であると判断する。今後も、関連マニュアルに基づき確実に運用することにより、トラブルの未然防止、再発防止に効果が期待できる。 なお、NUCIAの運用手引き改訂以降、第2、第3四半期における当社の法令報告情報及び保全品質情報登録件数は46件であり、そのうち運用手引き改訂に伴い保全品質情報として登録した件数は26件（内、運用手引き改訂以前においては、その他情報として登録していた件数は15件）であった。 また、他社トラブル情報の当社への要否検討件数は212件（保全品質情報及びその他情報）であり、そのうち当社への活用件数は11件であった。										【評価】	有効
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。											【評価】	有効	
総合評価及び今後の取組	・方策が的確に実施され効果が期待できることから有効と評価。 ・今後は日常業務に定着させ、既存QMS（トラブル等の報告マニュアル、不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル、国内外原子力発電所及び他産業事故・故障情報処理マニュアル）の中で管理する。											【総合評価】	A	

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化（第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化（水力））											
実施部署	工務部	実施対象	水力部門											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 本店管理職が第一線職場を訪問しての意見交換 -2 技術的課題や法令等の解釈についてサポート体制を強化 【特記事項】 -1 店所巡回キャンペーンによる意見交換の実施 -2 ダム計測管理業務に関する技術的課題や法令等の解釈について、サポート体制を充実 日常の計測管理などで感じた疑義や計測値の分析・評価などに関して気軽に相談できるように本店主管部門の窓口を定め、社内専門家などを活用する仕組みを構築		計画	社内専門家等を活用するサポート体制の構築 ●全店周知 店所巡回キャンペーン 課題事項のフォロー											
		実績	5/23 社内専門家等を活用するサポート体制の構築 ●全店周知・展開 5/23 店所巡回キャンペーン（全20箇所） 課題事項のフォロー											
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 ・店所巡回キャンペーンによる意見交換の実施（全20箇所の第一線職場） ・ダム計測管理業務に関するサポート体制（相談窓口）の設置、第一線職場への周知・展開	実施状況評価結果	【制度構築・運用状況】 ・完了：全20箇所の第一線職場を訪問し、意見交換を実施（5/23～9/19） ・完了：サポート体制の設置（5/23）、店所巡回キャンペーンにより周知・展開										【評価】 完了	
実効性評価方法	水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 店所巡回キャンペーンは、悩みや課題を相談する機会として効果があったか？ ダム計測管理業務に関する相談窓口を知っているか？ ダム計測管理業務に関する悩みについて、解決に向けたサポートが得られやすくなったか？	実効性評価結果	水力部門を対象としたアンケートの結果は、以下のとおり。 店所巡回キャンペーンに関する設問については、プラス評価の割合が94%。 ダム計測管理業務の相談窓口については、「知っている」が82%で高い認知度。 サポートについてのプラス評価の割合が89%。 店所巡回キャンペーン、ダム計測管理業務に関する相談窓口の各々の設問において、良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。										【評価】 有効	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、店所巡回キャンペーンの評価、相談窓口の認知度、店所サポートの評価で良好な結果が得られていることから、有効であると評価する。											【評価】 有効		
総合評価及び今後の取組	・「店所巡回キャンペーン」、「ダム計測管理業務」に関する相談窓口のサポート効果については、良好な評価が得られた。 ・平成20年度も店所巡回キャンペーンによる意見交換を実施するとともに、本キャンペーンを通じた相談窓口の周知活動を実施する。											【総合評価】 A		

区分	仕組み面（言い出す仕組みの対策）	実施項目	業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポート強化（第一線職場が抱える悩みを軽減するサポートの強化（火力））											
実施部署	火力部	実施対象	火力部門											
アクションプラン		18年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-1 本店管理職が第一線職場を訪問しての意見交換 -2 技術的課題や法令等の解釈についてサポート体制を強化 【特記事項】 -1 本店管理職が第一線職場を訪問しての意見交換 コミュニケーション活動として本店GMが発電所を訪問し、意見交換を実施。意見・要望を業務に反映。 -2 技術的課題や法令等の解釈についてサポート体制を強化 法令等の解釈についてのサポート体制強化として、火力保安Gを設置。 技術的課題に対するサポートの強化策として、火力エンジニアリングセンターによる社内技術指針の説明会活動を実施。		計画	具体的サポート体制の検討 サポート開始 ● 7/1											
		実績	具体的サポート体制の検討 コミュニケーション活動 サポート開始 ● 7/1 火力保安G設置 コミュニケーション活動 コミュニケーション活動 火力エンジニアリングセンターによる社内技術指針の説明会活動											
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 意見交換の実施 火力保安Gの設置 火力エンジニアリングセンターによる技術指針説明会の実施	実施状況評価結果	【制度構築・運用状況】 完了：3回実施完了 完了：火力保安G設置(7/1) 完了：火力エンジニアリングセンターによる技術指針説明会（全16回）									【評価】 完了		
実効性評価方法	実施対象者へのアンケートによる評価 意見交換時の現場の意見・要望が火力部へ十分伝わっているか？ 火力保安Gのサポートに対する対応満足度 火力エンジニアリングセンター指針説明会での受講者の理解度 実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望	実効性評価結果	アンケート結果は以下の通り。 プラス評価の割合 93% プラス評価の割合 100% プラス評価の割合 95% 意見交換時の意思疎通、火力保安Gの対応満足度、火力エンジニアリングセンター指針説明会の理解度ともに良好である  主な意見要望は以下の通り。 ・今後も本音で意見交換できる場として形骸化しないよう継続する ・保安規程変更に伴う文書の整備は今後もフォローが重要（火力保安Gサポート） ・情報共有、情報発信の向上によりサポートをさらに強化して欲しい									【評価】 有効		
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。 ・8月の監査時点では、対外対応に追われていた火力保安Gに対し火力事業所・火力発電所へのサポート機能発揮を要望し、10月末には改善を確認した。 ・アンケート結果によれば、意見・要望の火力部への伝達、火力保安Gのサポートに対する満足度、火力エンジニアリングセンター指針説明会に対する理解度に対する評価が高いことから、アクションプランは有効であると評価する。											【評価】 有効		
総合評価及び今後の取組	・意見交換において十分な意思疎通が図られていると評価する。今後も本音で意見交換できる場となるよう留意し、日常業務として継続する。 ・火力保安Gグループの対応満足度及び火力エンジニアリングセンター指針説明会の理解度とも高く、「法令・技術のサポートの強化」として評価は良好であり、有効と評価する。火力保安Gは法令等のサポートを継続し、火力エンジニアリングセンターは、技術的課題の現場サポートについて、いずれも日常業務として継続実施していく。											【総合評価】 A		

区分	仕組み面（言い出す仕組みの対策）	実施項目	企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底																									
実施部署	総務部	実施対象	全社員																									
アクションプラン		18年度													19年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
-1 イン트라ネットを利用した周知・徹底 -2 宣誓書署名にあわせた周知・徹底 -3 社報による周知・徹底 -4 eラーニングによる周知・徹底 -5 各職場の企業倫理担当への相談体制を充実		計画	周知・徹底方法の策定 (5/下) ● 5/下 イン트라ネットによる再周知 ● 6/上 ● 宣誓書配布 ● 7/上 ● 社報へ掲載 ● 8/下 ● eラーニング配信 ● 3/23 ● 各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 6/中 ● 取り組み状況報告 ●													各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 6/中 ● 取り組み状況報告 ● 3/23 ● 各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 5/29 ● イン트라ネットによる再周知 ● 周知・徹底方法の策定 (5/29) ● 6/4 ● 宣誓書配布 ● 7/10 ● 社報発行 ● 8/29 ● eラーニング配信開始 ● 3/23 ● 各企業倫理担当へ依頼 ● 4/18 ● 各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 6/18 ● 取り組み状況報告 ●												
			実績	各企業倫理担当へ依頼 ● 3/23 ● 各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 5/29 ● イン트라ネットによる再周知 ● 周知・徹底方法の策定 (5/29) ● 6/4 ● 宣誓書配布 ● 7/10 ● 社報発行 ● 8/29 ● eラーニング配信開始 ● 3/23 ● 各企業倫理担当へ依頼 ● 4/18 ● 各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 6/18 ● 取り組み状況報告 ●													各企業倫理担当へ依頼 ● 3/23 ● 各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 5/29 ● イン트라ネットによる再周知 ● 周知・徹底方法の策定 (5/29) ● 6/4 ● 宣誓書配布 ● 7/10 ● 社報発行 ● 8/29 ● eラーニング配信開始 ● 3/23 ● 各企業倫理担当へ依頼 ● 4/18 ● 各職場における取組 各企業倫理担当へ依頼 ● 6/18 ● 取り組み状況報告 ●											
実施完了基準	【制度構築状況】 ・窓口に関する各種周知の開始（5月下旬） イントラ、宣誓書携帯カード、社報、eラーニングなどによる周知 ・各企業倫理担当において、相談しやすい職場に向けた工夫を開始（3月下旬～）			実施状況評価結果	【制度構築状況】 ・完了：窓口に関する各種周知の開始（5/29～） イントラ、宣誓書携帯カード、社報、eラーニングなどによる周知 ・完了：各企業倫理担当において、メッセージ発信やイントラ掲示板の充実等、相談しやすい職場に向けた工夫を実施（19年度通年） 各種媒体を用いて全社に対して相談窓口の周知を図るとともに、各職場においても企業倫理担当が相談しやすい職場づくりに向けて工夫を行っており、対策の実施は完了		【評価】	完了																				
実効性評価方法	全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する ・相談窓口への連絡方法の認知度（Q25 新規） ・相談窓口の相談者保護のルール認知度（Q26 新規） 相談件数が増加していることを確認する		実効性評価結果	全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり ・相談窓口への連絡方法の認知度（Q25）：プラス評価が80% ・相談窓口の相談者保護のルールの認知度（Q26）：プラス評価が88% 相談件数については、以下のとおり 223件（H19年度）：対前年度で、+14件（+7%）増加 特に、各種周知活動を重点的に行った上期（H19.4～9）は134件と、対前年同期で、+37件（+38%）増加 相談窓口への連絡方法および相談者保護ルールの認知度は高く、相談件数相談件数も増加していることから、一定の効果が得られたものと考えられる。		【評価】	有効																					
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、相談窓口への連絡方法および相談者保護ルールの認知度は高く、相談件数も相当数認められることから、有効であると評価する。				【評価】	有効																						
総合評価及び今後の取組	・方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、平成20年度も、研修等の機会を捉えて、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動を継続していく。				【総合評価】	A																						

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化
実施部署	総務部	実施対象	全社・総務部

アクションプラン		18年度		19年度														
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
本店に「法務室」を設置 法律相談受付ラインの整備 法務室が全事業所に赴く「出前法律相談」の実施 法律関係手引書の充実 法務担当者の人材交流の拡大（19年度以降、順次実施）	計画	●				●												
	実績	●				●												

実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・法務室の設置（目標：7月） ・法律相談受付ラインの設置（目標：7月） <b>【運用状況】</b> ・出前法律相談の実施率100% ・法務担当者研修の実施率100%	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：法務室の設置（7/1） ・完了：法律相談受付ラインの設置（7/1） ・H20年7月完了予定：法律関係手引書の充実 <b>【運用状況】</b> ・出前法律相談の実施率99%（81/82箇所） 柏崎刈羽原子力発電所は5月実施予定 ・法務担当者会議の実施率100%（4/4回）	【評価】 一部を除き完了
--------	---	----------	--	-----------------

実効性評価方法	全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する結果が良好であることを確認 ・法務室によるサポートの効果（Q27 新規） 出前法律相談のアンケート評価	実効性評価結果	全社員を対象としたアンケートにて、「法令等の疑問解決サポートの進展度合い」のプラス評価が61%と、一定の効果が上がっていることが確認された。ただ、「わからない」と回答した人が9%いるとともに、「どちらとも言えない」という意見が29%あり、まだまだ、認知度、サポートが十分でない判断される。出前法律相談出席者を対象としたアンケートにて、出前法律相談の内容についてのプラス評価が87%を占めた。また、言い出す仕組みの重要性を理解したかどうかの質問では、プラス評価が98%を占めた。	【評価】 有効だが一部に課題あり
---------	---	---------	--	---------------------

監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが一部を除いてほぼ実施されているものと判断する。 ・法律関係手引書の改定が未完結ではあるが、監査結果では法務室に関連する組織における認知度、サポート体制の評価は高かった。またアンケート結果によれば、出前法律相談の内容、言い出す仕組みの重要性の理解度いずれも高い水準にあることから、有効であると評価する。	【評価】 有効だが一部に課題あり
------	--	---------------------

総合評価及び今後の取組	・各職場における法令等に関するサポート体制について、出前法律相談の実施等により、一定の効果が上がっていることが確認されたものの、まだまだ認知度、サポートが十分でない判断される。 ・今後、上記評価を一層向上させるため、出前法律相談等を継続的に実施していくとともに、実効性の評価を実施していく。	【総合評価】 B
-------------	--	-------------

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（言い出す仕組みの対策）	実施項目	原子力部門の業務運営の見直し												
実施部署	原子力部門	実施対象	原子力部門												
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
「原子力品質・安全部」、「原子力設備管理部」を新たに設置し、 「原子力技術・品質安全部」を廃止  【特記事項】 原子力発電所各部の主要業務に対する支援・指示の関係を明確にし、課題や悩みの解決がより組織的に進むように、本店各部のミッションを明確化した組織に改編する。		計画	改編準備	改編実施											
		実績	4/1 改編準備	改編実施											
実施完了基準	【制度構築状況】 組織改編が完了していること。	実施状況 評価結果	【制度構築状況】 H19/4/1 組織改編を実施した。									【評価】  完了			
実効性 評価方法	<評価方法> 組織改編を行った本店各部において自己評価を実施する  <評価基準> 各部の自己評価が行われ、発電所の意見を踏まえ必要な改善がされていること。	実効性 評価結果	本店各部の自己評価および日常業務を通じて把握した発電所意見に基づき、平成19年度上期の管理責任者の行うレビュー（H19/12/4実施）にて、改編半年後の評価および課題/改善策について議論。「現場に向き発電所と一体となった課題への対応」（原子力品質・安全部、原子力設備管理部）など、各部の主要ミッションの達成状況は概ね良好（発電所意見の例：「何かあれば現場にすぐ来てくれるようになった」など）。本店組織改編は組織としての問題共有と解決の実行（個人や担当箇所が問題点を抱えこまない組織へ）という観点から有効であったと判断できる。 上記レビューを通じ、「設備系全体の纏め役が曖昧」「発電所への指示の一元化が不徹底」などの課題が明らかになったことから、改善策として「保全関連会議の窓口/サポート箇所の再確認」「発電所への技術的指示文書の発信箇所一元化」などを実施。（保全部長会議がH19/11/19、H20/1/9に開催されるなど、対策が実行されていることも確認。） 上記の改善策を発電所へ説明（H19/12/20：福島第一、12/21：福島第二）。同時に得た発電所意見については、今後の本店業務運営の参考とすべく本店各部長に情報提供（H20/1/7）。									【評価】  有効			
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施され、各部の自己評価に基づく改善も行っており、有効であると評価する。												【評価】  有効		
総合評価 及び 今後の取組	・方策が的確に実施され効果が期待できることから有効と評価。 ・本店/発電所の幅広い意見を収集・勘案しつつ、引き続き本店各部の自己評価および管理責任者の行うレビューの場を通じてフォローアップを行う。												【総合評価】  A		

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

全社 効果の検証

区分	再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善	実施項目	再発防止対策の実施状況の確認, 効果の検証, 見直しの実施											
実施部署	各部門、品質・安全監査部	実施対象	全社（原子力部門除く）											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
再発防止対策の実施状況について、本店各々が自部門の検証を実施  監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部に報告  検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施		計画	評価の具体的な実施方法検討・立案											
		実績	評価の具体的な実施方法検討・立案 9/27 再発防止策検討部に報告 本店各々の検証 実施状況の確認 3/5 再発防止策検討部に報告											
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・評価の具体的な実施方法検討・立案（目標：7月末） <b>【運用状況】</b> ・再発防止対策の実施状況について検証の実施（目標：2月末） ・監査結果の再発防止策検討部への報告（目標：3月末）	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：評価の具体的な実施方法検討・立案（9/27） <b>【運用状況】</b> ・完了：検証の実施（2/28） ・完了：監査結果の報告（3/5）										【評価】 完了	
実効性評価方法	監査により、再発防止対策の取組みが、主旨に則り確実に行われていることを確認する。	実効性評価結果	監査により、再発防止対策の取組みが、主旨に則り行われていることを確認した。一部の取組みにおいて課題が認められ、指摘・要望を行うことにより改善が図られており、監査は有効と評価する。										【評価】 有効	
監査結果	-												【評価】 -	
総合評価及び今後の取組	・計画どおり監査結果を再発防止対策部に報告した。 ・再発防止対策の見直しの実施状況については、今後の内部監査の中で確認していく。												【総合評価】 A	

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

全社 効果の検証

区分	再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善	実施項目	再発防止対策の実施状況の確認、効果の検証、見直しの実施 (原子力部門)																																																																																																						
実施部署	原子力部門	実施対象	原子力部門																																																																																																						
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="13">再発防止対策の実施状況について、本店各部が自部門の検証を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="13">監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部に報告</td> </tr> <tr> <td colspan="13">検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td colspan="12">                     原子力検討会の下に「再発防止対策フォローアップ会議」を新たに設け、再発防止対策の進捗状況の確認、実効性の評価を定期的(四半期毎)に実施し検証、必要に応じ再発防止対策を見直し                      評価の具体的な実施方法検討・立案 → 実施方法周知                      上期自己評価                      管理者レビュー (以降、半期毎に定期実施)                 </td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td colspan="12">                     再発防止対策の実施状況と実施要領について各発電所に説明・周知                      6/7東通 6/8 福島第一、福島第二                      6/11 柏崎刈羽                      6/12「第1回再発防止対策フォローアップ会議」実施実施要領制定 8/22要領書改定 8/27「第2回」 11/20「第3回」 3/3「第4回」                      以降四半期毎に進捗及び実効性の評価を実施、必要に応じ再発防止対策の見直しを行っていく                      管理者レビューにおける実効性評価方法検討・立案 9/19実施方法周知完了 12/4管理責任者                      各発電所等から自己評価用のデータを吸い上げ、暫定的な自己評価を実施 (原子力・立地本部長) の行うレビュー実施                 </td> </tr> </tbody> </table>													18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	再発防止対策の実施状況について、本店各部が自部門の検証を実施													監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部に報告													検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施													計画	原子力検討会の下に「再発防止対策フォローアップ会議」を新たに設け、再発防止対策の進捗状況の確認、実効性の評価を定期的(四半期毎)に実施し検証、必要に応じ再発防止対策を見直し 評価の具体的な実施方法検討・立案 → 実施方法周知 上期自己評価 管理者レビュー (以降、半期毎に定期実施)												実績	再発防止対策の実施状況と実施要領について各発電所に説明・周知 6/7東通 6/8 福島第一、福島第二 6/11 柏崎刈羽 6/12「第1回再発防止対策フォローアップ会議」実施実施要領制定 8/22要領書改定 8/27「第2回」 11/20「第3回」 3/3「第4回」 以降四半期毎に進捗及び実効性の評価を実施、必要に応じ再発防止対策の見直しを行っていく 管理者レビューにおける実効性評価方法検討・立案 9/19実施方法周知完了 12/4管理責任者 各発電所等から自己評価用のデータを吸い上げ、暫定的な自己評価を実施 (原子力・立地本部長) の行うレビュー実施											
18年度	19年度																																																																																																								
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																													
再発防止対策の実施状況について、本店各部が自部門の検証を実施																																																																																																									
監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部に報告																																																																																																									
検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施																																																																																																									
計画	原子力検討会の下に「再発防止対策フォローアップ会議」を新たに設け、再発防止対策の進捗状況の確認、実効性の評価を定期的(四半期毎)に実施し検証、必要に応じ再発防止対策を見直し 評価の具体的な実施方法検討・立案 → 実施方法周知 上期自己評価 管理者レビュー (以降、半期毎に定期実施)																																																																																																								
実績	再発防止対策の実施状況と実施要領について各発電所に説明・周知 6/7東通 6/8 福島第一、福島第二 6/11 柏崎刈羽 6/12「第1回再発防止対策フォローアップ会議」実施実施要領制定 8/22要領書改定 8/27「第2回」 11/20「第3回」 3/3「第4回」 以降四半期毎に進捗及び実効性の評価を実施、必要に応じ再発防止対策の見直しを行っていく 管理者レビューにおける実効性評価方法検討・立案 9/19実施方法周知完了 12/4管理責任者 各発電所等から自己評価用のデータを吸い上げ、暫定的な自己評価を実施 (原子力・立地本部長) の行うレビュー実施																																																																																																								
実施完了基準	<p>【制度構築・運用状況】</p> <p>アクションプランの ~ の実施を持って完了とする。</p> <p>(1)再発防止対策フォローアップ会議については、四半期毎に会議を開催し、76項目の評価をもち、会議の完了宣言とする。</p> <p>(2)管理責任者の行うレビューについては、半期毎に実効性評価を検証すること。</p>	実施状況評価結果	<p>(1)再発防止対策フォローアップ会議については、四半期毎に会議を開催し、76項目の評価を完了した。</p> <p>開催実績は、第1回6/12、第2回8/27、第3回11/20、第4回3/3</p> <p>(2)9/19管理責任者レビューにおける実効性評価要領制定</p> <p>(3)12/4管理責任者レビュー実施</p> <p>3/3半期毎の管理責任者の行うレビューではないが、再発防止対策フォローアップ会議に自己評価結果をインプットした。</p>	【評価】	完了																																																																																																				
実効性評価方法	アクションプランを実施(自己評価の実施)することにより、当初の目的(今回の再発防止対策の進捗状況と実効性の評価を行い、改善を行っていくこと)が達成される。	実効性評価結果	-	【評価】	実施を以て完了																																																																																																				
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、アクションプランが実施され、計画通りに進捗しているものと判断する。</li> <li>アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。</li> </ul>			【評価】	有効																																																																																																				
総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月3日開催した「第4回フォローアップ会議」において、全76項目の実効性評価を審議した。実効性が確認できなかった9項目については、「管理責任者レビュー」に実施状況をインプットしていくこととし、これらを除く67項目については、既存の業務管理の仕組み(品質マネジメントシステム)の中で、管理・監視していく。</li> <li>管理責任者レビューでの実効性評価については、年度末に行った再発防止対策フォローアップ会議における評価結果を必要に応じて実施要領に反映し、半期毎に実施する管理責任者のレビューに自己評価結果をインプットしていく。</li> </ul>			【総合評価】	A																																																																																																				



【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

全社 効果の検証

区分	再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善	実施項目	再発防止対策の実施状況の確認、効果の検証、見直しの実施 (原子力品質監査部)												
実施部署	原子力品質監査部	実施対象	原子力部門												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
再発防止対策の実施状況について、本店各部が自部門の検証を実施  監査結果について、評価の具体的な実施方法の検討を踏まえ、再発防止対策の効果の検証も含めて、再発防止策検討部に報告  検証結果を踏まえ再発防止対策の継続的な見直しを実施		計画	4/13 テーマ設定												
		実績	4/13 テーマ設定												
実施完了基準	<p>【監査】</p> <p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価の具体的な実施方法について、監査計画を策定すること。</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査計画に基づき、テーマ監査を実施していること。</li> <li>監査結果を再発防止策検討部に報告していること。</li> </ul>	実施状況評価結果	<p>【制度構築状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第15回原子力安全・品質保証会議で再発防止対策の実施状況と実効性の確認をテーマとして選定(4/13)</li> <li>監査実施計画書を策定(8/3)</li> </ul> <p>【運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査計画に基づき、テーマ監査を実施。監査実施報告書を発行(12/21)</li> <li>監査結果を第17回原子力安全・品質保証会議で報告(12/21)</li> <li>フォローアップ監査の結果も含めて再発防止策検討部に報告(3/5)</li> </ul>											【評価】	完了
実効性評価方法	<p>テーマ監査により、再発防止対策への取組みが、主旨に則り確実に行われていることを確認する。</p> <p>原子力安全・品質保証会議を通じ、再発防止対策及び再発防止対策への取組み状況について第三者である委員の評価を受けること。</p>	実効性評価結果	<p>テーマ監査により、再発防止対策の取組みが主旨に則り確実に行われていることを確認し、今後、より有効な対策としていくための課題を抽出したことは有効であると評価する。</p> <p>原子力安全・品質保証会議で、再発防止対策及び再発防止対策への取組み状況について、第三者の委員の方々に審議して頂き、評価を受けたことは有効であると評価する。</p>											【評価】	有効
監査結果			-											【評価】	-
総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発防止対策の実施状況と実効性の確認について監査を実施し、結果を再発防止策検討部に報告したことから、当初の目的が達成されたため、完了とする。</li> <li>なお、計画に対して遅れているもの、計画通りに進んでいるが完了が平成20年度のものについては、平成20年度も監査活動で確認する。</li> <li>また、テーマ監査で抽出された課題と、原子力安全・品質保証会議の委員から頂いたコメントについては、次回の原子力安全・品質保証会議(H20.5)でフォロー予定。</li> </ul>												【総合評価】	A	

# 水力発電設備に関する再発防止対策 の個別評価

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実														
実施部署	工務部	実施対象	水力部門														
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度 10月			11月	12月	1月	2月	3月	
改定後の行動基準を基に、各種計測データの取り扱いなど具体的な業務における姿勢・心構えを月次ミーティング等の機会に周知・徹底		計画								姿勢、心構えの継続的な周知・徹底							
		実績						● 実施ならびに実績管理方法を周知(7/27)			行動基準（姿勢、心構え）の読み合わせを実施						
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・行動基準の読み合わせ実施と実績管理方法の周知を実施 <b>【運用状況】</b> ・各職場における行動基準読み合わせの実施	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：行動基準の読み合わせ実施と企業倫理活動D Bへの実績登録を設備部長会議で周知（7/27） <b>【運用状況】</b> ・完了：各職場において行動基準の読み合わせを実施（約30回/職場：平成19年6月～平成20年3月） 各職場において行動基準の読み合わせを行っており、実施は完了										【評価】  完了				
実効性評価方法	水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 行動基準の理解度（確認テスト形式）	実効性評価結果	水力部門を対象としたアンケート（確認テスト）の結果は、以下のとおり。 ・「法令等の遵守に向けた行動」に関する設問の正解率は95%。 ・「情報の適切な取り扱い」に関する設問の正解率は97%。 各設問において、高い正解率が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。										【評価】  有効				
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・確認テスト結果によれば、法令遵守に向けた行動、情報の適切な取り扱いの理解度は高い水準であることから、有効であると評価する。											【評価】  有効					
総合評価及び今後の取組	行動基準に関しては、高い理解度が得られた。 今後も行動基準の定着に向け、日常業務として読み合わせを継続する。											【総合評価】  A					

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実											
実施部署	工務部	実施対象	水力部門											
アクションプラン			18年度 3月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理職研修（意識改革・行動リーダー研修）の中で、データの取扱いに関するケースメソッドを実施		計画	水力系全職場の管理職を対象に研修を実施											
今回の水力発電設備の不適切事例を電力流通本部「品質改善システム」に掲載して情報共有を図り、企業倫理研修などに活用			不適切事例の掲載 水力系全職場を対象とした企業倫理研修に活用											
		実績	水力系全職場の管理職を対象に研修を実施（5/22、5/25、5/30、6/5） 4/17 不適切事例の掲載（19事例） 6/29 不適切事例の追加掲載（3事例） 水力系全職場を対象として不適切事例を題材としたケースメソッドを実施											
実施完了基準	<b>【制度構築状況】</b> ・水力発電設備の不適切事例をシステムに掲載 <b>【運用状況】</b> ・管理職研修においてデータの取扱いに関するケースメソッドを実施 ・各職場において水力発電設備の不適切事例に関するケースメソッドを実施	実施状況評価結果	<b>【制度構築状況】</b> ・完了：水力発電設備の不適切事例を「品質改善システム」に掲載（6/29） <b>【運用状況】</b> ・完了：管理職研修（意識改革・行動リーダー研修）の中で、データの取扱いに関するケースメソッドを実施（5/22、5/25、5/30、6/5） ・完了：各職場において水力発電設備の不適切事例に関するケースメソッドを実施									【評価】	完了	
実効性評価方法	全社員を対象としたアンケートによる有効性の評価 部門・職場として遵守すべき事項を理解したか？ （Q19 新規）	実効性評価結果	全社員を対象としたアンケートより水力部門の対象者の回答を抜粋した結果は、以下のとおり。 ・遵守すべき事項の理解度に関する設問について、プラス評価の割合が94%。 上記の設問において、良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。									【評価】	有効	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、不適切事例における遵守すべき事項の理解度は高い水準であることから、有効であると評価する。											【評価】	有効	
総合評価及び今後の取組	部門・職場として遵守すべき事項の理解度が高い水準であり、効果が確認された。 平成20年度も遵守すべき事項に関する理解度の維持・向上に向けて、継続的に各職場で不適切事例に関するケースメソッドを実施していく。											【総合評価】	A	

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	規程・マニュアルの充実											
実施部署	工務部	実施対象	水力部門											
アクションプラン		18年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
以下の技術課題に関して、法令解釈の明確化、業務の標準化・適正化を図るため関係当局と協議を実施 ・堆砂量算出方法 ・揚水発電における流入量/放流量、水位データ処理方法 ・栓ノ滝発電所の貯水池における流入量 ・渋沢ダム操作規程		計画	関係当局への状況説明			関係当局との継続協議								
		実績	● 堆砂量算出の状況説明	● 今後の取扱い方法を検討		● 協議	● 10/5 協議完了							
		● 揚水発電所流入量等の状況説明	● 今後の取扱い方法を検討		● 継続協議中									
		● 栓ノ滝発電所貯水池流入量の算定方法について協議完了（3/23/16）												
		渋沢ダム操作規程の改定案の作成			● 継続協議中									
実施完了基準	【制度構築状況】 (1)堆砂量の算出方法の確定 (2)揚水発電における流入量/放流量、水位データ処理方法の確定 (3)栓ノ滝発電所の貯水池における流入量算定方法の確定 (4)渋沢ダム操作規程の改定	実施状況評価結果	(1)完了：堆砂量算出方法に関する協議を完了。（10/5） (2)未完了：揚水発電における流入量等のデータ処理方法について関係当局と協議中。 （今年度の定期報告は関係当局に了解を得た暫定方法で対応を実施） (3)完了：栓ノ滝発電所の貯水池における流入量に関する協議を完了。 （3/2環境省、3/16国交省） (4)未完了：渋沢ダム操作規程の改定内容について関係当局と協議中。 4つの技術課題の内、2課題は完了。残り2課題の協議については、平成20年度へ継続する。									【評価】  未完了 (次年度へ継続)		
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-									【評価】  -		
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されているが、「揚水発電における流入量/放流量、水位データ処理方法の確定」と「渋沢ダム操作規程の改定」の2件名が完了していない。										【評価】 現段階では判断 できず			
総合評価及び今後の取組	4つの技術的課題の内、2つの課題については関係当局との協議が完了した。引き続き、残り2課題の解決に向けて協議を継続する。										【総合評価】  B			



【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	内部監査機能の強化・充実												
実施部署	工務部	実施対象	水力部門												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年度 1月	2月	3月
本店、店所の自己評価に基づく今回の再発防止策の実施状況の確認および実効性の評価		計画													
		実績													
実施完了基準	【運用状況】 ・実施状況の確認 ・実効性の評価	実施状況評価結果	【運用状況】 ・完了：実施状況を確認（8月～3月） ・完了：実効性の評価（2、3月） 実施状況確認、実効性評価を完了。										【評価】 完了		
実効性評価方法	(本施策は、評価活動そのもののため部門の実効性評価は行わず、品質安全監査部の監査を実施)	実効性評価結果	-										【評価】 -		
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。														【評価】 有効
総合評価及び今後の取組	再発防止対策の実施状況確認、実効性評価を計画通り実施。今後も継続的に日常業務でPDCAを回していく。														【総合評価】 A

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化												
実施部署	工務部	実施対象	水力部門												
アクションプラン		18年度 3月	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第一線職場毎に監督官庁への情報提供、協議機会の充実を図る 定期報告に係る異常データに関する相談、工事計画の協議を実施	計画			当該年度の工事計画および定期報告データの計測予定等を報告（国土交通省） 工事に係る法令手続き等について適宜事前相談を実施（国土交通省、経済産業省）											
	実績			当該年度の工事計画および定期報告データの計測予定等を報告（国土交通省） ● 6/18 ● 8/7,8/9 水力発電設備定期打合せで工事計画等を説明（関東・東北、中部保安監督部） 工事に係る法令手続き等について適宜事前相談を実施（国土交通省、経済産業省）											
実施完了基準	<b>【運用状況】</b> ・当該年度の工事計画および定期報告データの計測予定等の報告を実施（国土交通省） ・当該年度の工事計画の情報提供を実施（経済産業省） ・工事に係る法令手続き等について適宜事前相談を実施	実施状況 評価結果	・完了：当該年度の工事計画等を国土交通省に報告（6/18） ・完了：当該年度の工事計画等を保安監督部に情報提供（8/7，8/9） ・完了：工事に係る法令手続き等について事前相談を実施（適宜）										【評価】  完了		
実効性 評価方法	関係当局との協議の実施状況が良好であることを確認する。	実効性 評価結果	平成19年4月から平成20年3月までの期間に実施した関係当局との協議状況は、以下のとおり。 ・7店舗で実施した協議回数は、約1350回。（1店舗あたり約190回）  十分な回数の協議を実施しており、的確な情報提供、協議が実施されているものと考えられる。										【評価】  有効		
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため、有効であると評価する。										【評価】  有効				
総合評価 及び 今後の取組	十分な回数の協議を実施しており、的確な情報提供、協議が実施されているものと考えられる。 平成20年度以降も日常業務として適宜相談を実施し、「迷った時には相談する風土の醸成」に努めるとともに課題の解決に取り組む。										【総合評価】  A				



# 火力発電設備に関する再発防止対策 の個別評価

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	2 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実												
実施部署	火力部	実施対象	火力部門												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
火力部門技術者倫理研修プログラムの継続実施  【研修内容】 新入社員研修 技術者倫理の基礎、過去の当社火力発電所における重大事故など 技術認定対象者研修（技術系中級社員向け） 技術者としての責任、技術者倫理の概要、技術者倫理に関する社会的動向、 ケースメソッドの意義など 管理者研修（部下への指導を行う管理者向け） 技術者倫理に関する社会的動向、技術者倫理の必要性に関する気付き、 ケースメソッドの意義、ケースリーダーの役割など  このアクションプランは、【社内の技術技能認定制度における技術者倫理研修の導入】 とは別に火力部門で独自に実施している研修	計画		●					●	●	●			●		●
	実績		●					●	●	●	●	●		●	●
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 ・計画に基づく研修の実施	実施状況 評価結果	【制度構築・運用状況】 ・完了：計画通り実施完了												【評価】 完了
実効性 評価方法	実施対象者へのアンケートによる評価 研修の内容はよく理解できましたか？ 研修によって技術者倫理意識が高まりましたか？ 実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望	実効性 評価結果	アンケート結果は以下の通り。 理解できた61%、概ね理解できた37%、どちらともいえない12%、理解できなかった0% 研修内容は、十分理解されている 高まった60%、多少高まった34%、どちらともいえない16%、高まらなかった0% 研修により意識が深まっている 主な意見要望は以下の通り。 ・最新のニュースを講義に取り込み陳腐化させない工夫をしている ・受講の機会が限られているので、もっと機会を増やして欲しい												【評価】 有効
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、研修内容に対する理解度、技術者倫理意識の高まりに関する評価が高いことから、有効であると評価する。												【評価】 有効		
総合評価 及び 今後の取組	研修内容も十分理解されており、技術者倫理意識も深まっていることから、十分な効果があったと評価する。また、研修機会を増やしてほしいなどの意見要望もあり、好評価を得ている。今後も研修内容に最新の事例を取り込むなどの改善に引き続き取り組みながら、日常業務として継続する。												【総合評価】 A		

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	2 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実											
実施部署	火力部	実施対象	火力部門											
アクションプラン		18年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【保安教育の強化】 -1 法令教育プログラムの整備・導入 -2 技術教育プログラムの整備・導入  【実施内容】 教育プログラムの整備・導入として「保安教育マニュアル（火力）」を制定 ・法令教育：火力部門に關係する法令・保安規程の教育 ・技術教育：火力部門技能認定研修		計画	●											
			●											
【実施内容】 教育プログラムの整備・導入として「保安教育マニュアル（火力）」を制定 ・法令教育：火力部門に關係する法令・保安規程の教育 ・技術教育：火力部門技能認定研修		実績	●											
			●											
実施完了基準	【制度構築状況】 ・実施方法の策定	実施状況評価結果	【制度構築状況】 ・完了：保安教育マニュアル（7月指示文書発行、12月制定）										【評価】 完了	
実効性評価方法	実施対象者へのアンケートによる評価 ・教育の内容はよく理解できましたか？ 実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望	実効性評価結果	アンケート結果は以下の通り。 ・よく理解できた23%、まあ理解できた73%、あまり理解できなかった4%、ほとんど理解できなかった0% 教育内容は、概ね理解されている。あまり理解できなかったとの理由は「業務上の関連が薄い」という回答が多かった 主な意見要望は以下の通り。 ・教育資料の充実をはかって欲しい（もっと具体的に、職種別に細かく） ・個人別記録は、今後の継続を考えると管理が煩雑。 職種別の具体的な教育は今後実施予定。記録はシステム化を検討する										【評価】 有効	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実行され、計画どおりに進捗しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、教育内容に対する理解度の評価が高いことから、有効であると評価する。										【評価】 有効			
総合評価及び今後の取組	保安教育マニュアルを制定し継続的な教育の仕組みを構築しており、実施した教育内容も概ね理解されているため、十分な効果があがっていると評価する。今後の取り組みとしては、保安教育マニュアルに則り教育を日常業務として継続実施していく。										【総合評価】 A			

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	5 トップマネジメントによる意識付け												
実施部署	火力部	実施対象	火力部門												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>【火力部門全員に対する一層の意識付け】</p> <p>-1 火力部長から火力部門全員に対する電子メール発信</p> <p>-2 火力部長の全発電所巡回</p> <p>-3 経営層の店所巡回</p>		計画	● 電子メール発信	● 火力部長全発電所巡回 経営層店所訪問											
<p>【特記事項】</p> <p>4～5月で再発防止対策を主題として活動。それ以降の活動は、安定供給など経営課題等も含めた様々な課題にも対応する活動として追加継続している。</p>		実績	● 電子メール発信	● 電子メール発信	● 火力部長全発電所巡回	● 火力部長巡回2回目	● 火力部長巡回3回目	● 経営層店所訪問							
実施完了基準	<p>【制度構築・運用状況】</p> <p>-1火力部長からのメール発信の実施</p> <p>-2火力部長の各発電所巡回の実施</p> <p>-3経営層の各店所巡回の実施</p>	実施状況評価結果	<p>【制度構築・運用状況】</p> <p>-1完了：メール発信2回実施</p> <p>-2完了：全発電所・建設所巡回6/1完了、以降2回実施</p> <p>-3完了：全火力事業所訪問5/16完了、以降継続実施</p> <p>計画分は実施完了。6月以降は追加継続として実施。</p>											【評価】	完了
実効性評価方法	<p>実施対象者へのアンケートによる評価</p> <p>・メールや巡回により再発防止への取り組み意識が高まりましたか？</p> <p>実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望</p>	実効性評価結果	<p>アンケート結果は以下の通り。</p> <p>・高まった40%、少し高まった53%、変わらない17%</p> <p>意識の向上に役立っている</p> <p>主な意見要望は以下の通り。</p> <p>・メールや巡回は集中的に繰り返すことが、意識付けには効果的</p> <p>・職場内でのコミュニケーションのきっかけとしても有効、話を聞ける機会を増やして欲しい</p>											【評価】	有効
監査結果	<p>・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。</p> <p>・アンケート結果によれば、再発防止への取り組み意識向上への寄与に対する評価が高いことから、有効であると評価する。</p>													【評価】	有効
総合評価及び今後の取組	<p>メールや巡回により直接働きかけることで、意識が高まっており効果があがっていると評価する。様々な課題に対する意識付けを目的に火力部長が現場に直接働きかける活動として今後も日常業務として実施し、意識付けがさらに効果的なものとなるために目的や趣旨のポイントを明確にしなが、また特に重要事項については集中的に繰り返し実施するようにする。</p>													【総合評価】	A

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	2 管理者のマネジメント力向上によるライン業務の管理の徹底と内部統制の充実												
実施部署	火力部	実施対象	火力部門												
アクションプラン		計画	18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			具体的実施方法・内容の検討									研修実施			
業務の基礎となるラインによるチェック機能を強化するための管理者教育を充実  【実施方法・内容】 ・各火力事業所・火力発電所から同一職種のGM(グループマネージャー)が参加し、グループディスカッションを通して、職種毎にGMとしての役割認識・共通するリスクの抽出と改善への取り組み・ノウハウを共有することで、職種毎のリスクに対する認識の向上とチェックポイントの明確化によるチェック機能の強化を図る。		実績	18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			具体的実施方法・内容の検討									研修実施			
実施完了基準	【制度構築状況】 ・研修方法の策定 ・管理者研修の実施	実施状況評価結果	【制度構築状況】 ・完了：研修方法策定 ・完了：176人 / 176人（実績人数 / H19年度計画人数）												【評価】  完了
実効性評価方法	実施対象者へのアンケートによる評価 研修によりリスクへの認識が深まりましたか？ 研修によりリスクに対するチェックポイントが明確になりましたか？ 実施箇所による自己評価の意見・要望	実効性評価結果	アンケート結果は以下の通り。 とても深まった 60% 少し深まった 37%_あまり変わらない 3% とても明確になった 51% 少し明確になった 47% あまり変わらない 2% 評価は良好であり、効果があった 主な意見要望については以下の通り。 ・業務のチェックポイントが明確となり、漏れ、忘れ、ヒューマンエラー防止に効果が得られた。												【評価】  有効
監査結果	・2月の監査時点では進捗状況が極めて低調であったため、確実に実施することを要望し、3月31日に完了したことを確認した。 ・アンケートの結果によると、リスクへの認識が深まり、チェックポイントが明確になったとのことから、有効であると評価する。												【評価】  有効		
総合評価及び今後の取組	方策が確実に実施され、日常業務に潜んでいるリスクに対しての認識が深まるとともに、チェックポイントの明確化により、チェック機能の強化を図ることができたと評価する。今後の取り組みについては、今回得られた研修資料を業務総点検に活用し日常業務に取り込むなどチェック機能の強化のための活動を継続して実施する。												【総合評価】  A		

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	3 内部監査機能の強化・充実											
実施部署	火力事業所（火力部門全体で実施）	実施対象	火力事業所・火力発電所（火力建設所も含む）											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>【火力事業所における再発防止対策の実施状況確認と実効性評価】</p> <p>-1 再発防止対策の実施状況の確認</p> <p>-2 再発防止対策の実効性の評価</p> <p>【実施方法・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況の確認：制度構築状況や運用状況を確認した</li> <li>・実効性の評価：実施対象者へのアンケート、その上位職による評価、各アクションプランの計画立案・実施箇所による自己評価によって実施</li> </ul>		計画	火力事業所による実施状況確認および実効性評価											
		実績	<p>確認・評価方法の検討</p> <p>確認</p> <p>報告（火力検討会）</p> <p>報告（再発防止策検討部会）</p> <p>評価</p>											
実施完了基準	<p>【制度構築・運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況の確認</li> <li>・実効性の評価</li> </ul>	実施状況 評価結果	<p>【制度構築・運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完了：実施状況の確認（11月実施、12月報告）</li> <li>・完了：実効性の評価（1月実施、3月報告） （火力 - 2のみ3月実施完了時点で評価）</li> </ul>										【評価】  完了	
実効性 評価方法	- (本施策は、評価活動そのものため部門の実効性評価は行わず、品質安全監査部の監査を実施)	実効性 評価結果	-										【評価】  -	
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。</li> </ul>												【評価】  有効	
総合評価 及び 今後の取組	実施状況確認・実効性評価を計画通り実施し、また監査結果も有効であったことから、目標は達成されたと評価する。（H19年度完了施策）												【総合評価】  A	

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策	実施項目	4 総点検結果を踏まえた水平展開の実施												
実施部署	火力部	実施対象	火力部門												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【技術基準適合性の未確認事案の点検】 実施方法の検討と点検の実施 点検結果の取り纏めと報告		計画	具体的実施方法の検討			点検の実施						取り纏め報告			
【点検内容】 ・意図的な改ざんの有無ではなく、知識不足や管理不足による「技術基準適合性未確認事案」と「手続き漏れ事案」について点検 【点検の結果確認された不適切事案】 ・溶接安全管理検査未実施（東火力事業所HPにて公表済み）		実績	具体的実施方法の検討			点検の実施						取り纏め報告			
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 ・点検の実施	実施状況評価結果	【制度構築・運用状況】 ・完了：全15火力発電所全ユニット点検（12月）												【評価】 完了
実効性評価方法	点検実施者へのアンケートによる評価 技術基準に関する知識が向上しましたか？ 技術基準適合性への意識が向上しましたか？ 実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望	実効性評価結果	点検実施者へのアンケートは、点検による副次的な効果として検証したととも向上した15%、少し向上した78%、あまり変わらない7%ととも向上した39%、少し向上した52%、あまり変わらない9%意見要望については特記事項なし  本施策は点検を主眼においており、効果は副次的なものではあるが、一定の効果があったと言える												【評価】 有効
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため、有効であると評価する。												【評価】 有効		
総合評価及び今後の取組	点検は的確に実施され、加えて点検実施者の技術基準に関する知識や意識が向上するとともに、法に基づく申請手続きに対する意識の高揚を図ることができたことから、効果的な取り組みであったと評価する。（H19年度完了施策）												【総合評価】 A		

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	1 定期的な業務総点検の実施・定着														
実施部署	火力部	実施対象	火力部門														
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	19年度 1月	2月	3月		
<p>【業務総点検の実施】</p> <p>-1 全員参加のグループ討議によるコミュニケーションとディスカッションを実施</p> <p>-2 洗い出されたリスクについて、対策を検討し、確実な改善を実施</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ討議により各グループの業務に潜むリスクを洗い出し、現状の対策の評価を行い、対策が不十分なものは改善策を検討し実施。</li> </ul> <p>【点検の結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク抽出件数約11,000件、改善策数約2,000件</li> </ul> <p>全社大のアクションプラン「業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施」の一部であるが、実施手法が火力部門独自であったため火力部門の施策としている。なお、リスク管理委員会への結果報告や施策の実効性評価は、全社大と同様。</p>		計画															
		実績															
実施完了基準	<p>【制度構築・運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ討議の実施</li> <li>リスク管理委員会への報告</li> </ul>	実施状況評価結果	<p>【制度構築・運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>完了：火力部門の全グループ実施完了</li> <li>完了：集約結果報告（9/13）</li> </ul>													【評価】	完了
実効性評価方法	<p>全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する結果が良好であることを確認（火力部門を抽出）</p> <p>「何でも言える職場」（Q14）</p> <p>業務総点検の実施方法に関する評価(Q23)</p> <p>業務総点検の効果に関する評価(Q24)</p> <p>実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望</p>	実効性評価結果	<p>アンケート結果は以下の通り。</p> <p>「何でも言える職場」（Q14）：プラス評価が77%</p> <p>業務総点検の実施方法に関する評価(Q23)：プラス評価が75%</p> <p>業務総点検の効果に関する評価(Q24)：プラス評価が73%</p> <p>全て評価は良好であり、効果があった</p> <p>主な意見要望については以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ討議によりコミュニケーションの向上にも効果があった</li> <li>集約結果のフィードバックによりリスク認識の向上にも効果があった</li> </ul>													【評価】	有効
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>アンケート結果によれば、業務総点検の実施方法、効果に対する評価が高いことから、有効であると評価する。</li> </ul>													【評価】	有効		
総合評価及び今後の取組	<p>様々なリスクに対する改善策があげられ、対策に取り組んでおり、効果があがっていると評価する。今後も日常業務として継続する。</p>													【総合評価】	A		



【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（言い出す仕組みの対策）	実施項目	3 業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポート強化											
実施部署	火力部	実施対象	火力部門											
アクションプラン		18年度		19年度										
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本店GMによる全発電所を巡回による発電所GM等と意見交換の実施 <b>【特記事項】</b> コミュニケーション活動として、本店GMが発電所を訪問し、意見交換を実施。意見・要望を業務に反映。 1回のコミュニケーション活動で全15火力発電所を巡回。 (15発電所巡回×4回を計画)		計画	コミュニケーション活動		コミュニケーション活動						コミュニケーション活動		コミュニケーション活動	
		実績	コミュニケーション活動								コミュニケーション活動		コミュニケーション活動	
実施完了基準	<b>【制度構築・運用状況】</b> ・意見交換の実施	実施状況評価結果	<b>【制度構築・運用状況】</b> ・完了：3回実施完了  7月分は、新潟中越沖地震に伴う対応が発生したため取り止め。										<b>【評価】</b>  完了	
実効性評価方法	実施対象者へのアンケートによる評価 火力部からの説明は十分なものでしたか？ 意見交換時の現場の意見・要望が火力部へ十分伝わっているか？ 実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望	実効性評価結果	アンケート結果は以下の通り。 十分31%、まあ十分69%、やや不十分0%、不十分0% 十分26%、まあ十分67%、やや不十分7%、不十分0% 意見交換は十分な意思疎通が図られている 主な意見要望は以下の通り。 ・当直やもっと小グループでの突っ込んだ意見交換をする機会があってもよい ・火力事業所本部との意見交換も重要ではないか ・今後も本音で意見交換できる場として形骸化しないよう継続する										<b>【評価】</b>  有効	
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。 ・アンケート結果によれば、火力部の説明、意見・要望の火力部への伝達に対する評価が高いことから、有効であると評価する。											<b>【評価】</b>  有効		
総合評価及び今後の取組	意見交換において十分な意思疎通が図られていると評価する。今後も本音で意見交換できる場となるよう留意し、日常業務として継続する。											<b>【総合評価】</b>  A		

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（言い出す仕組みの対策）	実施項目	3 業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポート強化												
実施部署	火力部	実施対象	火力部門												
アクションプラン		18年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【法令・技術のサポート強化】		計画	19年度												
<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 法令・社内規程の解釈について第一線現場をサポートするために、本店火力部に火力保安グループを設置するなどサポート体制を強化</li> <li>-2 発電所のニーズに応じた火力エンジニアリングセンターによる技術的課題に対するサポートの強化を行うため、事業所・発電所との協働により、幅広く強化策を検討・実施</li> </ul>			<p>具体的サポート体制の検討</p> <p>● 7/1 サポート開始</p>												
		実績	<p>具体的サポート体制の検討</p> <p>● 7/1 サポート開始 火力保安G設置</p> <p>火力エンジニアリングセンターによる社内技術指針の説明会活動</p>												
実施完了基準	<p>【制度構築・運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1火力保安Gの設置</li> <li>-2火力エンジニアリングセンターによる技術指針説明会の実施</li> </ul>	実施状況評価結果	<p>【制度構築・運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1完了：火力保安G設置(7/1)</li> <li>-2完了：火力エンジニアリングセンターによる技術指針説明会（全16回）</li> </ul>									【評価】	完了		
実効性評価方法	<p>実施対象者へのアンケートによる評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1火力保安Gのサポートに対する対応満足度</li> <li>-2火力エンジニアリングセンター指針説明会受講者の理解度</li> </ul> <p>実施箇所による自己評価とGMによる評価からの意見・要望</p>	実効性評価結果	<p>アンケート結果は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-1とても良い57%、まあ良い43%、あまりよくない0%、よくない0%</li> <li>火力保安Gのサポート対応満足度は良好である</li> <li>-2理解できた95%、どちらでもない4%、理解できなかった1%</li> <li>火力エンジニアリングセンター指針説明会での受講者の理解度は良好である</li> </ul> <p>主な意見要望は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規程変更に伴う文書の整備は今後もフォローが重要（火力保安Gサポート）</li> <li>・情報共有、情報発信の向上によりサポートをさらに強化して欲しい</li> <li>・指針には、高度な内容も含まれ幅広い理解を得ることは難しいため、継続的支援が必要ではないか</li> </ul>									【評価】	有効		
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>・8月の監査時点では、対外対応に追われていた火力保安Gに対し火力事業所・火力発電所へのサポート機能発揮を要望し、10月末には改善を確認した。</li> <li>・アンケート結果によれば、火力保安Gのサポートに対する対応満足度、火力エンジニアリングセンター指針説明会に対する理解度に対する評価が高いことから、有効であると評価する。</li> </ul>											【評価】	有効		
総合評価及び今後の取組	<p>火力保安Gグループの対応満足度及び火力エンジニアリングセンター指針説明会の理解度とも高く、「法令・技術のサポートの強化」として評価は良好であり、有効と評価する。火力保安Gは法令等のサポートを継続し、火力エンジニアリングセンターは技術的課題の現場サポートについて、いずれも日常業務として継続実施していく。</p>											【総合評価】	A		

# 原子力発電設備に関する再発防止対策 の個別評価

区分	地域・社会の視点に立って考え・行動するための対策	実施項目	(a) 部門横断的役職の配置																																																																
実施部署	立地地域部	実施対象	本店、各原子力発電所																																																																
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">                     プラント運営に関する要請等に対して本店・発電所間、各部門間の連携を迅速に行うため、「技術・広報担当」を新たに設ける。                      本店立地地域部及び各発電所に「技術・広報担当」を各1名配置する。(4月に配置する)                      「技術・広報担当」は、プラント運営に関する要請等に対して、県・自治体への訪問による説明、社内の部門横断的な調整業務等を担務する。                 </td> <td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>												計画	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	プラント運営に関する要請等に対して本店・発電所間、各部門間の連携を迅速に行うため、「技術・広報担当」を新たに設ける。 本店立地地域部及び各発電所に「技術・広報担当」を各1名配置する。(4月に配置する) 「技術・広報担当」は、プラント運営に関する要請等に対して、県・自治体への訪問による説明、社内の部門横断的な調整業務等を担務する。	●	●												●	●												
計画	19年度																																																																		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																						
プラント運営に関する要請等に対して本店・発電所間、各部門間の連携を迅速に行うため、「技術・広報担当」を新たに設ける。 本店立地地域部及び各発電所に「技術・広報担当」を各1名配置する。(4月に配置する) 「技術・広報担当」は、プラント運営に関する要請等に対して、県・自治体への訪問による説明、社内の部門横断的な調整業務等を担務する。	●	●																																																																	
	●	●																																																																	
実施完了基準	(1)「技術・広報担当」の設置が完了していること。 (2)「技術・広報担当」の会議設置が完了していること。 (3)活動が行われていること。	実施結果	・H19.4.1 本店立地地域部、各発電所へ「技術・広報担当」を配置。 ・「技術・広報担当者会議」を立ち上げ、情報連携も密に実施。(4/17・10/10開催) ・本店技術・広報担当は、県・自治体訪問と社内の調整業務等が輻輳したことから、20.2.1に本店技術・広報担当を1名増員。  プラント運営に関する要請等について、県・自治体への訪問による説明、社内の部門横断的な調整業務等を随時実施。	【評価】 完了																																																															
実効性評価方法	<評価方法> ・技術・広報担当による県・自治体への訪問実績を確認。  <評価基準> ・県・自治体へタイムリーに訪問することにより、十分な説明・円滑なコミュニケーションが図られていること。	実効性評価結果	・本店「技術・広報担当」は、H19/7からH20/1までの7ヶ月間で、新潟・福島県庁等を延べ40回訪問。各発電所の技術・広報担当も、県・自治体への訪問説明を日常業務のなかで実施している(延べ223回)。 ・また、県・自治体への本店からの説明は、これまでは原子力各部主管箇所の社員がそれぞれ訪問し実施していたが、技術・広報担当の設置により、本店における説明窓口は一本化されるとともに、先方からのプラント運営に関する要請等も総括的に把握し、対応できるようになった。 ・以上から、本店から訪問する場合、県・自治体への一元的な訪問・説明が実施されているとともに、円滑なコミュニケーションが図られているものと評価。 ・なお、社内の部門横断的な調整業務については、本店中核者の選任及び本店技術・広報担当新任者の着任が間もないことから、今後の「技術・広報担当者会議」において、これまでの業務内容のレビュー、課題の抽出等を行い、業務改善に反映させる。	【評価】 有効																																																															
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・県・自治体対応の本店・発電所窓口の一元化と社内連携の強化が行われたことから有効であると評価する。			【評価】 有効																																																															
総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が確認された。 今後も、県・自治体への訪問による説明や社内の部門横断的な調整業務は、技術・広報担当が中心となり、日常業務として定着化させ実施。			【総合評価】 A																																																															

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	地域・社会の視点に立って考え・行動するための対策	実施項目	(b) 危機管理体制の整備											
実施部署	立地地域部	実施対象	本店、各原子力発電所											
アクションプラン		18年度		19年度										
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
立地地域・社会の信頼関係に関する重大事態発生時の対応体制について検討し、ガイドラインを策定する。 ガイドラインでは、重大事態発生時に迅速かつ確に対応する体制について定め、原子力・立地本部長をヘッドとする体制とする。 上記ガイドラインに基づき、運用を開始する。		計画	<p>立地地域・社会の信頼関係に関する重大事態発生時の対応体制について検討し、ガイドラインを策定</p> <p>ガイドラインに基づく運用開始</p>											
		実績	<p>立地地域・社会の信頼関係に関する重大事態発生時の対応体制について検討</p> <p>ガイドライン施行(5/24)、ガイドラインに基づく運用開始</p>											
実施完了基準	(1)ガイドラインが策定されていること。 (2)ガイドラインに基づき適切に運用されていること。	実施結果	<p>H19/5/24 立地地域・社会の信頼関係に関する重大事態発生時の対応体制について検討し、ガイドラインを策定</p> <p>H19/5/24 上記ガイドラインに基づき、運用を開始</p> <p>更に、ガイドラインは「地域対応基本マニュアル」へ反映した(マニュアル改訂版はH20/2/4施行)。</p>									【評価】	完了	
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; ガイドラインの適用状況について、発生事案を基に自己評価する。</p> <p>&lt;評価基準&gt; 立地地域・社会との信頼関係に関わる重大事態発生時に、当ガイドラインに基づき迅速かつ確な危機管理が行われていること。</p>	実効性評価結果	<p>・地域・社会の視点に立った考え・行動という観点では、至近の事象としてF-B断層の問題があげられる。F-B断層の公表以降は当ガイドラインに沿う形で、記者レクでの反響などが迅速に原子力・立地本部長へ報告され、本部長をヘッドとした対策会議も開かれ対応していた。しかし、重要なのは「重大事態の予見とその防止」であり、今回のような経験を踏まえて地域・社会の視点に立った実践が図れるように徹底していきたい。</p>									【評価】	有効	
監査結果	<p>・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</p> <p>・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。</p>									【評価】	有効			
総合評価及び今後の取組	<p>ガイドラインに基づく活動が実施され、ガイドラインの効果は確認された、また更にマニュアルへの反映も完了した。</p> <p>今後は、当ガイドラインが形骸化することの無いよう、関係箇所へのマニュアル規定内容の説明や周知は本店立地地域部が主体となり継続的に実施する。</p>									【総合評価】	A			

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 3

区分	地域・社会の視点に立って考え・行動するための対策	実施項目	(c) 対話活動の充実													
実施部署	立地地域部	実施対象	各原子力発電所													
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度 10月			11月	12月	1月	2月	3月
地域との対話活動の充実を図るとともに、情報発信・広聴機能を強化する。		計画	<h1>原子力 - 3 2 参照</h1>													
		実績														
実施完了基準		実施結果													【評価】	
実効性評価方法		実効性評価結果													【評価】	
監査結果													【評価】			
総合評価及び今後の取組													【総合評価】			

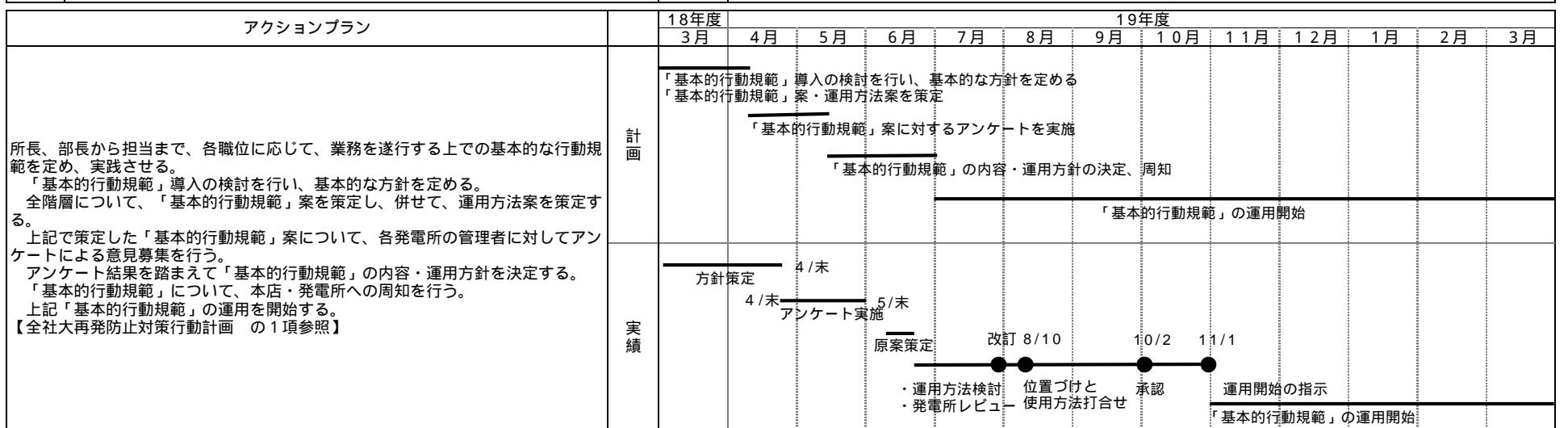
【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 4

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (1)安全文化の醸成(安全を最優先する意識の再徹底)	実施項目	(a)安全意識の徹底																																																																																	
実施部署	原子力設備管理部 原子炉安全技術G	実施対象	各原子力発電所																																																																																	
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3">事例等必要な資料の整備</td> <td colspan="3">マニュアルの改定</td> <td colspan="6">マニュアルに基づく運用の実施</td> <td colspan="2">運用状況の評価、必要に応じマニュアルを見直し</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">事例等必要な資料の整備</td> <td>7/1 7/13 KK2</td> <td colspan="3">マニュアルの改定</td> <td>9/7 2F2</td> <td>10/18 1F2</td> <td>11/14 2F2</td> <td>12/10 1F3</td> <td>2/1 1F6</td> <td>2/4 1F6</td> <td>3/31</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">3サイト打合せ実施</td> <td colspan="3">マニュアルに基づく運用の実施</td> <td>10/26 1F1</td> <td colspan="2">12/22 2F1</td> <td colspan="2">1/9 原子炉主任 技術者会議</td> <td colspan="2">マニュアル改定</td> <td>運用状況の評価、マニュアルの見直し検討中</td> </tr> </tbody> </table>												18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		事例等必要な資料の整備			マニュアルの改定			マニュアルに基づく運用の実施						運用状況の評価、必要に応じマニュアルを見直し			事例等必要な資料の整備			7/1 7/13 KK2	マニュアルの改定			9/7 2F2	10/18 1F2	11/14 2F2	12/10 1F3	2/1 1F6	2/4 1F6	3/31		3サイト打合せ実施			マニュアルに基づく運用の実施			10/26 1F1	12/22 2F1		1/9 原子炉主任 技術者会議		マニュアル改定		運用状況の評価、マニュアルの見直し検討中
18年度	19年度																																																																																			
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																								
	事例等必要な資料の整備			マニュアルの改定			マニュアルに基づく運用の実施						運用状況の評価、必要に応じマニュアルを見直し																																																																							
	事例等必要な資料の整備			7/1 7/13 KK2	マニュアルの改定			9/7 2F2	10/18 1F2	11/14 2F2	12/10 1F3	2/1 1F6	2/4 1F6	3/31																																																																						
	3サイト打合せ実施			マニュアルに基づく運用の実施			10/26 1F1	12/22 2F1		1/9 原子炉主任 技術者会議		マニュアル改定		運用状況の評価、マニュアルの見直し検討中																																																																						
プラント起動に際して、設備の状態だけでなく、プラントの安全確保に対する考え方や必要なアクション等の周知・徹底についても実施するよう、起動前点検について定めたマニュアル(「状態管理マニュアル」「プラント起動前・起動時点検要領」)を改定する。 事例等必要な資料を整備する。 「状態管理マニュアル」「プラント起動前・起動時点検要領」の改定を行う。 (プラント起動に際して実施すべき事項を追加する) マニュアルに基づき運用を行う。(で整備した資料を利用して、各発電所で実施する。) 運用状況について評価し、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。	計画	実績																																																																																		
実施完了基準	(1)「状態管理マニュアル」「プラント起動前・起動時点検要領」の改定されていること (2)マニュアルに基づく運用が実施されていること (3)運用状況の評価が行われていること (4)必要に応じてマニュアルの見直しが行われていること	実施結果	(1)7/1「状態管理マニュアル」、各発電所においては、「プラント起動前・起動時点検要領」を改定した。 (2)各発電所ともプラント起動時連絡会において、プラントの安全確保に対する考え方や必要なアクション等について周知が行われていた。 (3)原子炉主任技術者会議において、運用後の評価と見直し検討が行われた。 (4)これまでの運用結果を踏まえマニュアルの見直しを検討し、必要な改定を行った。	【評価】 完了																																																																																
実効性評価方法	<評価方法> (1)マニュアルに基づく活動について原子炉主任技術者会議において評価する。 (2)企業倫理に関する社内アンケートにて、安全意識の浸透度合いを確認する。 (社内アンケート：1番の安全意識)  <評価基準> (1)原子炉主任技術者会議において改善に向けた取組みが実施されていること。 (2)社内アンケート1番の傾向の結果が良好であること。	実効性評価結果	マニュアル改定後は各発電所の三次マニュアルにも反映し、プラント起動時連絡会においては原子炉保安担当より、事故事例を紹介し、「安全が最優先であること」等を周知することで、安全文化醸成に寄与するものと考えられ、一定の効果があると評価出来る。また、原子炉主任技術者会議において改善点の抽出を行い、改善に向けた取組みが実施されている。今後も日常業務として定着させ、継続的に実施していくことにより、「しない風土の対策」の一環として効果が期待できる。 なお、社内アンケート結果(1番)では、90%以上の比率で安全意識の徹底が浸透しているとの回答であり、前回より向上していた。	【評価】 有効																																																																																
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。		【評価】 有効																																																																																	
総合評価及び今後の取組	方策が確実に実施され効果が確認された。 今後もマニュアルに従い、日常業務として実施していく。 また、「安全文化の醸成」が保安規定に明記されたことから、本再発防止対策は、その活動に含まれることになる。		【総合評価】 A																																																																																	

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (1)安全文化の醸成(安全を最優先する意識の再徹底)	実施項目	(b)上位職の行動規範の明確化
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価G、 原子力・立地業務部 総括G	実施対象	各原子力発電所



実施完了基準	(1)基本的行動規範が策定されていること。 (2)運用方法が策定されていること。 (3)運用開始の周知が行われていること。	実施結果	(1)9/20「安全と品質達成のための行動基準」を策定 (2)10/2本部長承認 (3)11/1本部長による原子力部大への運用開始の指示 ・11/5本店・各発電所へ運用開始の指示	【評価】 完了
--------	---	------	--	------------

実効性評価方法	<評価方法> 社員意識アンケートにて評価する。 (社内アンケート：30～33番の「安全と品質達成のための行動基準」の策定) <評価基準> アンケート結果で「行動基準」の認識及び業務の遂行がされていること。	実効性評価結果	・「品質と安全のための行動基準」に対して、自分が何を期待されているかの認識(Q30)はプラス評価が90%、及び日々の業務の中での意識(Q31)は88%と高いことが示された。 ・「品質と安全のための行動基準」に照らし自分なりに行動したか(Q32)については、プラス評価が74%であり、行動に結びついたと評価された。 ・本件に関わっての上司との話す場(Q33)については、プラス評価が66%であり、この数値についても予想値以上のもので、それなりに評価できるが、相対的な数値は低いことから、今後の課題が明確となった。	【評価】 有効
---------	--	---------	---	------------

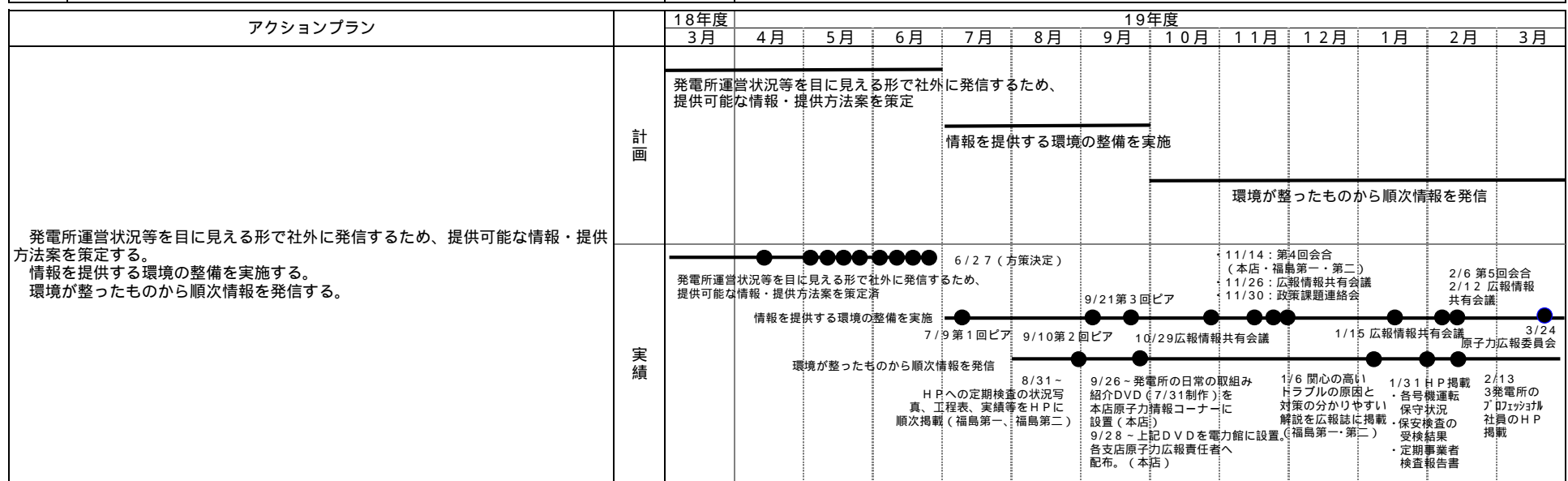
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。	【評価】 有効
------	--	------------

総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が確認できた。 今後も継続し、「品質と安全の為の行動基準」をより身近なものとして啓蒙し、行動に結びつくよう、よく話し合うことを推進する。これを促進する為、安全月間と品質月間等で、その重要性を周知する。	【総合評価】 A
-------------	---	-------------



【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (2) 発電所運営の見える化促進(透明性の更なる向上)	実施項目	(a) 見える形での情報発信
実施部署	立地地域部	実施対象	各原子力発電所



実施完了基準	(1)提供可能な情報・提供方法案が策定されていること(H19年度分)。 (2)情報を提供する環境の整備を実施し、環境が整ったものから順次情報が発信されていること(H19年度分)。	実施結果	(1)6/27 3発電所との社外コミュニケーションピアグループ会議にて協議。7月以降、ピアチームの設置を決定。 (2)7/9 見える化ピアチームを設置し、環境整備が整ったものから順次、情報を発信した ・8/31～HPへの定検状況写真等(福島第一、福島第二) ・9/26～発電所の日常の取組みをDVDで紹介(本店) ・9/28～DVDを各支店原子力広報責任者へ配布	【評価】  完了
--------	--	------	---	----------------

実効性評価方法	<評価方法> これまでの取組内容と福島・新潟で実施する広報に関するアンケートにより評価する。 <評価基準> アンケートを評価し、課題が明確にされ、発電所運営の見える化に向けた活動が行われていること。	実効性評価結果	「見える化」の具体的項目については、計画的に進められている。福島で実施した、原子力発電所の情報公開に関する評価を確認するアンケートにおいては、昨年5月実施結果と11月実施結果を比較すると、「情報が公開されている」「まあ公開されている」と答えた回答が増加しており、日常の広報業務における見える化への取り組みが評価されている、と判断できる。今後もアンケート結果等により、情報公開への取り組みを評価していく。	【評価】  有効
---------	--	---------	---	----------------

監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・環境が整ったものから順次わかりやすい情報発信がなされており、アンケート結果からも情報公開について肯定的な意見が増加していることから、有効であると評価する。	【評価】  有効
------	---	----------------

総合評価及び今後の取組	アクションプランの方策が的確に実施され効果が確認された。今後は、本対策の進捗を原子力広報委員会へ報告するとともに、実施された情報発信業務については、福島・新潟で実施しているアンケートによって課題を把握し、広報・広聴基本マニュアルで定めるモニタリングによって管理を行う。	【総合評価】  A
-------------	--	-----------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 7 ( 5 5 , 7 1 )

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (2) 発電所運営の見える化促進(透明性の更なる向上)	実施項目	(b) エスコートフリー運用の改善
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	保安検査官
アクションプラン		<p>18年度 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 19年度 1月 2月 3月</p> <p><b>計画</b></p> <p>現場のエスコートフリーについては既に試運用を開始              指示文書発行(正式運用指示) 正式運用開始</p> <p>情報(会議体等)へのアクセスフリーについて検討し、アクセスフリーの範囲を明確化、関連部門と調整              指示文書発行 情報(会議体等)へのアクセスフリー運用開始</p> <p>運用状況について評価、必要に応じ見直し</p> <p><b>実績</b></p> <p>現場のエスコートフリーについては既に試運用を開始              指示文書発行 5/11(正式運用指示) 正式運用開始</p> <p>5/18 検査制度運用改善PT</p> <p>福島第一:6/27より運用開始              福島第二:従前より運用              柏崎刈羽:7/2より運用開始</p> <p>10/19 保安検査 GM会議</p> <p>12/3 第9回 検査制度 運用改善PT</p> <p>1/24 保安検査 GM会議</p> <p>情報(会議体等)へのアクセスフリーについては、今後、検査制度運用改善PTの中で検討することで、保安院と合意</p> <p>会議体のフリーアクセスの社内運用を開始              福島第一:11/14 福島第二:10/22              柏崎刈羽:11/20</p> <p>情報(会議体、文書及び記録)のフリーアクセスについて、基本方針を決定。</p> <p>運用状況について評価 2/21評価実施</p>	
実施完了基準	(1)現場へのエスコートフリーが実施されていること。 (2)会議体へのアクセスフリーが実施されていること。 (3)情報へのアクセスフリーが実施されていること。 (4)運用状況の評価及び必要に応じて見直しが行われていること。	実施結果	(1)5/11正式な指示文書を発行し、各発電所において実施中 (2)(3)については、フリーアクセス範囲が決定し、運用を開始した。 (4)エスコートフリーの運用状況について評価を行うため、各発電所の保安検査官へアンケートを実施し(H19.12~H20.1)、概ね良好との回答を頂いた。
実効性評価方法	<評価方法> 各発電所の保安検査官に運用状況(意見・要望)を確認した結果に基づき、改善等の検討が行われていること。 <評価基準> エスコートフリー運用状況に関する意見・要望をアンケートにより収集し、改善に向けた検討・調整等が行われていること。	実効性評価結果	各発電所の保安検査官へアンケートによる意見・要望を集約した結果、概ね良い評価を頂いており、透明性の更なる向上の観点から有効であったといえる。 また、所内イントラのアクセス拡大について要望を頂いた。 今後は、頂いた要望の検討を行うとともに、日常業務の中で定着化することにより「しない風土の対策」の一環として効果が期待できる。
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。		
総合評価及び今後の取組	アンケートの結果においても、方策が的確に実施され効果は確認できた。 今後、エスコートフリーの運用については、適宜、保安検査官の意見を踏まえ、日常の業務の中で対応を検討していく。		

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 8 ( )

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (3) 企業倫理遵守意識の更なる向上(倫理に反する行動を阻止)	実施項目	(a) 技術者倫理教育の内容再構築
実施部署	総務部、 原子力・立地業務部 育成・倫理G	実施対象	本店、各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
e-ラーニングの実施 - 1 「仕事の基本の徹底」を図るためのe-ラーニングを作成する。 - 2 上記e-ラーニングは、全社員を対象として実施する。 - 3 各職場でe-ラーニングを受講すると共に、各グループで討議を実施する。 - 1 上記の他、設備部門を対象としたe-ラーニングを作成する。 - 2 上記e-ラーニングは、「文書等の正確な作成・的確な管理」「設備に携わるものとしての姿勢・心構え」を学ぶことを目的とする。 - 3 各職場でe-ラーニングを受講すると共に、各グループで討議を実施する。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項参照】	計画		e-ラーニングの作成(全社大)					●	8/下 配信(全社大)						
	実績		e-ラーニングの作成(全社大)					●	8/28 配信(全社大)		e-ラーニング受講(全社大)		1/末 (確認)		グループ討議(全社大)

実施完了基準	「仕事の基本の徹底」 (1)e-ラーニングが作成されていること。 (2)e-ラーニングが受講率100%(傷病休職、留学、出向、派遣、嘱託者を除く)であること。 (3)グループ討議の実施率100%(組織単位)であること。 「文書等の正確な作成・的確な管理」「設備に携わるものとしての姿勢・心構え」 (1)e-ラーニングが作成されていること。 (2)e-ラーニングが受講率100%(傷病休職、留学、出向、派遣、嘱託者を除く)であること。 (3)グループ討議の実施率100%(組織単位)であること。	実施結果	「仕事の基本の徹底」について、eラーニング・グループ討議を実施し、傷病休職、留学、出向、派遣、嘱託者を除き100%実施できた。 「文書等の正確な作成・的確な管理」「設備に携わるものとしての姿勢・心構え」について、eラーニング・グループ討議を実施し、傷病休職、留学、出向、派遣、嘱託者を除き100%実施できた。	【評価】 完了
--------	---	------	---	------------

実効性評価方法	<評価方法> 社員意識アンケートにて評価する。 (社内アンケート：16番の仕事の基本の徹底に関するeラーニングの実施) <評価基準> アンケート結果より、理解度が良好であること。	実効性評価結果	アンケートの結果を分析すると、職位による理解度の差が若干見られたが、理解できたが原子力部門全体で96%となり、全社(97%)と比較しても遜色のない良好な結果であった。	【評価】 有効
---------	---	---------	---	------------

監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アンケート結果により理解度が良好であることから、有効であると評価する。	【評価】 有効
------	---	------------

総合評価及び今後の取組	アンケート分析結果より、良好な技術者倫理意識が醸成できていると確認できたため、技術者倫理教育再構築は完了したものと考える。 e-ラーニングについては、有効性が確認されたので平成20年度の新入社員も対象に実施することとする。	【総合評価】 A
-------------	--	-------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 8 ( )

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (3) 企業倫理遵守意識の更なる向上(倫理に反する行動を阻止)	実施項目	(a) 技術者倫理教育の内容再構築
実施部署	総務部、 原子力・立地業務部 育成・倫理G	実施対象	本店、各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
技術者倫理研修の充実 研修の実施方法について検討し、研修の準備(研修内容・目標レベルの調整)を行う。 各設備部門にて、具体的な展開方法を検討し、立案する。 上記に基づき、技術技能認定者を対象に研修実施し、認定確認を行う。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項参照】	計画		研修実施方法の検討・研修準備(全社大) 具体的展開方法の検討・立案 技術技能認定者を対象に研修実施・認定確認											
	実績		研修実施方法の検討(全社大) 9/7 具体的展開方法の検討・立案 9/13 研修実施 原子力発電所(福島第一)で研修実施 1/25 原子力発電所(柏崎刈羽)で研修実施 3/7											

実施完了基準	(1)技術者倫理教育内容、方法が決定されていること。 (2)技術者倫理教育が実施されていること。 (3)理解度確認が実施されていること。	実施結果	(1)9/7総合研修センターにて研修方法を決定 (2)9/13総合研修センターがイントラネットの全社員へのお知らせに掲載し周知 (3)福島第一・第二：1月実施、柏崎刈羽：3月実施 3/11に全対象者受講完了	【評価】 完了
--------	--	------	--	------------

実効性評価方法	<評価方法> 総合研修センターが行う社内アンケートの技術者倫理を遵守する意識の醸成に関わる項目により評価を実施する。 <評価基準> アンケート結果より、理解度が良好であること。	実効性評価結果	福島第一・第二の結果より、研修実施前では理解できたが42%であったものが、研修終了後には100%と良好な結果をえた。この結果、本研修で実施した技術者倫理研修の有効性が確認された。	【評価】 有効
---------	---	---------	---	------------

監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アンケート結果により理解度が良好であることから、有効であると評価する。			【評価】 有効
------	---	--	--	------------

総合評価及び今後の取組	アンケート分析結果より、良好な技術者倫理意識が醸成できていると確認できたため、技術者倫理教育再構築は完了したものとする。 A級認定対象者への技術者倫理教育は、有効性が確認されたので、平成20年度も継続して実施する。			【総合評価】 A
-------------	--	--	--	-------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 8 ( )

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (3) 企業倫理遵守意識の更なる向上 (倫理に反する行動を阻止)	実施項目	(a) 技術者倫理教育の内容再構築
実施部署	総務部、 原子力・立地業務部 育成・倫理G	実施対象	本店、各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度														
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不適切行為のケース・スタディ化 本店設備部門および店所の事例集を作成する。 事例集について関係箇所と調整後、イントラに掲載する。 各職場において、掲載された事例集を活用した研修を行う。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項参照】	計画			5 / 下、6 / 中 事例集の作成 (全社大)		イントラ掲載 (全社大)											
	実績			5/31 事例集の作成 (全社大)		5/31 イントラ掲載済 (全社大)											

実施完了基準	(1)事例集が作成され、イントラへの掲載が完了していること。 (2)事例集を活用した研修が実施されていること。	実施結果	(1)5/31総務部にてケース・スタディを作成し、イントラネット上に掲載 (2)5/31以降各職場において事例研修を実施	【評価】 完了
--------	--	------	---	------------

実効性評価方法	<評価方法> 社員意識アンケートにて評価する。 (全社大アンケート：19番の事例集の作成・活用による企業倫理研修の充実、事例を使用した研修の実施)  <評価基準> アンケート結果より、理解度が良好であること。	実効性評価結果	アンケートの結果を分析すると、職位による理解度の差が若干見られたが、理解できたが原子力部門全体で94%となり、全店(95%)と比較しても遜色のない良好な結果であった。	【評価】 有効
---------	---	---------	---	------------

監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アンケート結果により理解度が良好であることから、有効であると評価する。			【評価】 有効
------	---	--	--	------------

総合評価及び今後の取組	アンケート分析結果より、良好な技術者倫理意識が醸成できていると確認できたため、技術者倫理教育再構築は完了したものと考える。 ケース・スタディを活用した研修の有効性が確認されたので、平成20年度も継続して実施する。			【総合評価】 A
-------------	---	--	--	-------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 8 ( )

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (3) 企業倫理遵守意識の更なる向上(倫理に反する行動を阻止)	実施項目	(a) 技術者倫理教育の内容再構築											
実施部署	総務部、 原子力・立地業務部 育成・倫理G	実施対象	本店、各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>「企業倫理遵守に関する行動基準」の充実 「企業倫理遵守に関する行動基準」の改訂を行う。 改訂した「企業倫理遵守に関する行動基準」の周知徹底と宣誓書署名を行う。 【全社大再発防止対策行動計画 の1項及び3項参照】</p>		計画	「企業倫理遵守に関する行動基準」の改訂(全社大)											
			<p>「企業倫理遵守に関する行動基準」の周知徹底と宣誓書署名(全社大) 冊子の作成(全社大) ● 8/下 冊子の配布(全社大)</p> <p>行動基準を活用した研修の実施</p>											
		実績	<p>「企業倫理遵守に関する行動基準」の改訂(全社大)</p> <p>「企業倫理遵守に関する行動基準」の周知徹底と宣誓書署名の実施(全社大) ● 冊子の作成(全社大) 8/下 冊子の配布</p> <p>各グループ会議等にて行動基準を活用した研修の実施</p>											
実施完了基準	(1)行動基準が改訂されていること。 (2)行動基準の周知と宣誓書署名が完了(傷病休職、留学、出向、派遣、嘱託者を除く)していること。 (3)行動基準を活用した研修が実施されていること。	実施結果	(1)5/31「行動基準」(全社大)を改訂 (2)6月より宣誓書署名を実施し、7月末で完了 (3)各グループ会議等で「行動基準」を活用した研修を実施									【評価】	完了	
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; 社員意識アンケートにて評価する。 (全社大アンケート:15番の新しい行動基準についての理解度)</p> <p>&lt;評価基準&gt; アンケート結果より、理解度が良好であること。</p>	実効性評価結果	アンケートの結果を分析すると、職位による理解度の差が若干見られたが、理解できたが原子力部門全体で87%となり、全社(89%)と比較しても遜色のない良好な結果であった。									【評価】	有効	
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</li> <li>アンケート結果により理解度が良好であることから、有効であると評価する。</li> </ul>											【評価】	有効	
総合評価及び今後の取組	アンケート分析結果より、良好な技術者倫理意識が醸成できていると確認できたため、技術者倫理教育再構築は完了したものとする。 「企業倫理遵守に関する行動基準」の周知徹底については、有効性が確認されたので、平成20年度も継続して実施する。											【総合評価】	A	

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (4) コミュニケーションの更なる活性化(もの言う風土の醸成)	実施項目	(a) 管理者の適正な関与・指導
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価G、 原子力・立地業務部 総括G	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
管理者が適正に関与・指導する仕組みを構築する。 説明責任を果たすことの重要性の価値観を浸透させる。	計画															
	実績															

原子力 - 5 参照

実施完了基準		実施結果		【評価】
実効性評価方法		実効性評価結果		【評価】
監査結果				【評価】
総合評価及び今後の取組				【総合評価】

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	しない風土の対策 意識面・仕組み面での対策 (4) コミュニケーションの更なる活性化(もの言う風土の醸成)	実施項目	(b) 協力企業の意見を吸上げる仕組みの更なる改善											
実施部署	原子力・立地業務部 原子力調査G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>エコー委員会等、協力企業の当社に対する意見を吸上げる仕組みが機能しているか、協力企業の意見および評価を聞き、仕組みを改善する。活動状況について評価を行い、必要に応じて見直しを行う。寄せられた苦情や意見に対しては誠意ある対応を行い、倫理に反する行動を防止する。企業倫理窓口については、各種媒体を通じて、適宜周知徹底を行う。</p>		計画	<p>各発電所の相談窓口(エコー委員会等)が、協力企業にとって相談しやすい環境になっているか評価を実施</p> <p>各発電所の相談窓口(エコー委員会等)はその期待されている機能を果たしていると評価されるため、活動状況を周知寄せられた苦情や意見に対しては誠意対応を実施 企業倫理窓口については、各種媒体を通じて、適宜、周知徹底</p> <p>活動状況について評価、必要に応じて見直し</p>											
		実績	<p>エコー委員会(福島第一)、パートナーシップ委員会(福島第二、柏崎刈羽)等について上記の観点から評価を実施</p> <p>エコー委員会、パートナーシップ委員会の相談処理状況を確認</p> <p>エコー委員会、パートナーシップ委員会の開催状況                  ・福島第一：毎週                  ・福島第二：毎月第2・第4火曜日                  ・柏崎刈羽：隔週金曜日</p> <p>2/下 評価実施</p>											
実施完了基準	<p>(1)エコー委員会、パートナーシップ委員会等、協力企業の意見および評価を聞いていること。                  (2)活動状況の評価及び必要に応じて見直しを行っていること。                  (3)エコー委員会、パートナーシップ委員会による相談・処理が継続実施されていること。                  (4)適宜、企業倫理窓口について周知を実施していること。</p>	実施結果	<p>(1)各発電所においてエコー委員会・パートナーシップ委員会を開催。                  《各委員会の開催状況》                  ・福島第一:月4回程度 / 福島第二:月2回程度 / 柏崎刈羽:月2回程度                  (2)委員会の活動に対しアンケート調査や意見交換などを実施し評価を行っている。                  (3)相談処理件数(2月15日現在)                  ・福島第一:受付157件完結149件 / 福島第二:受付56件、完結47件 / 柏崎刈羽:受付133件、完結106件                  (4)企業棟にポスター掲示、リーフレットを配付するなど企業倫理窓口の周知徹底を実施。</p>										【評価】	完了
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt;                  エコー委員会、パートナーシップ委員会の活動状況、相談・処理状況について自己評価を行う。</p> <p>&lt;評価基準&gt;                  過去の調査結果と同様、引き続き良好な評価であること。                  ・認知度                  ・満足度など</p>	実効性評価結果	<p>各アンケート結果より、各発電所の委員会等は従来からの取組みではあるが、非常に有効であると判断でき、今後も委員会の活動を継続する。また適宜、活動に対する評価を行い、活動の改善を行うことにより「しない風土の対策」の一環として効果が期待できる。</p> <p>福島第一：委員会活動の認知度：99%                  委員会活動の満足度：88%</p> <p>福島第二：委員会活動の認知度：99%                  委員会活動の満足度：85%</p> <p>柏崎刈羽：輪番参加アンケート結果より                  認知度：100% 満足度：89%</p>										【評価】	有効
監査結果	<p>・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。                  ・関係者への聞き取り及びアンケート結果により、認知度・満足度が良好であることから、有効であると評価する。</p>												【評価】	有効
総合評価及び今後の取組	<p>従来からも既に定着している活動であり、認知度・満足度は上昇傾向にある。今後もエコー委員会等の活動を業務計画に取り込み、継続して実施していく。</p>												【総合評価】	A



【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	しない風土の対策 (4)コミュニケーションの更なる活性化(もの言う風土の醸成)	意識面・仕組み面での対策	実施項目	(c)企業協議会の活用										
実施部署	原子力運営管理部	運営業務G	実施対象	企業協議会										
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>協力企業とのコミュニケーションをはかる場である企業協議会の協力を得て、協力企業の方が更に意見を言い出しやすい環境を整備する。 協力企業の意見を吸上げる仕組みについて棚卸しを行い、評価する。 上記の結果を踏まえて、意見を吸上げる環境の再構築案を策定する。 上記案について、協力企業を含めて評価を行う。 評価結果に基づき再構築案を見直し、実施する。 実施状況について評価を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>&lt;追記&gt; 新潟県中越沖地震の影響により、行動計画の見直し実施。国・県へも説明済み従って、本年度は までとし は次年度以降とした。</p>	計画		協力企業の意見を吸上げる仕組みの棚卸し・評価 (中断)							レビュー会議 12/1	上【評価の視点】 意見の吸上げは十分か 回答に対する満足度は十分か (あり方WGのレビュー)			
	実績		協力企業の意見を吸上げる仕組みの棚卸し・評価 (中断)			(各企業協議会と発電所所長付で、適宜意見交換を実施)					12/7 レビュー会議	1/15 レビュー会議	2/12 レビュー報告書 ・今後の取組方針決定	
			方策の実施			方策の実施					協力企業の評価 再構築案見直し 福島第一：2/13 福島第二：2/15 柏崎刈羽：2/21	企業協議会による レビュー内容確認 福島第一：2/13 福島第二：2/15 柏崎刈羽：2/21	企業協議会との 定例打合せ 福島：2/15 柏崎刈羽：2/21	
実施完了基準	(1)協力企業の意見を吸上げる仕組みについて、当社の評価が完了していること。 (2)意見を吸上げる仕組みの改善策が明確になっていること。 (3)協力企業からの評価がなされていること。 (4)仕組みの改善が実施に移されていること。	実施結果	(1)(2)意見を吸上げる仕組みについて棚卸しを行った結果、「よろず相談窓口の知名度が低いこと」「吸い上げた情報を当社と共有する機会が少ないこと」から、電子掲示板・ホームページ等のPR活動や企業協議会の重要な活動でもある、教育・訓練(失敗に学ぶ教室への参加)等を通じ、当社と共にPDCAを回す仕組みを方策として掲げ協議した。 2/8 (3)上記方針(案)について、協力企業からの評価を実施 福島第一：2/13、福島第二：2/15、柏崎刈羽：2/21 (4)評価結果について、企業協議会と定例打ち合わせを実施 福島企業協議会：2/15、柏崎刈羽企業協議会：2/21			【評価】	計画通り実施中							
実効性評価方法	<評価方法> 今後の対応方針について、企業協議会ならびに協力企業による評価がなされていることを確認。 <評価基準> 今後の活動方針(案)について、企業協議会ならびに協力企業からの理解が得られていること。	実効性評価結果	下記により、本対応方針(案)が有効であることが確認できた。 (1)協力企業から、活動方針案に対して理解を得ることができた。 ・福島第一(2/13)、第二の協力企業(2/15) ・柏崎刈羽の協力企業(2/21) (2)各企業協議会から、活動方針案に対して理解を得ることができた。 ・福島企業協議会(2/15) ・柏崎刈羽企業協議会(2/21) なお、地震対応により実施後の再評価までは実施出来なかったものの(期中で計画見直し済)、定期的な評価・見直しの仕組みが構築されていることから、これらの評価・見直しにより実効性が更に高められるものと思われる。			【評価】	有効							
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施され、計画通りに進捗しているものと判断する。(実施状況の評価については次年度以降) ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。	【評価】	有効 (要監視)											
総合評価及び今後の取組	計画変更後のアクションプランについては、改善策について企業協議会との協議を重ね、有効性が期待できるものと評価し実施に移行した。 なお、平成19年度で実施できなかった再評価については、平成20年度上期末の情報・意見交換の場で実施して行く予定であり、今後は日常管理の要監視項目として、再評価結果を管理責任者レビューに報告する。	【総合評価】	A (要監視)											

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 12、13

区分	させない仕組みの対策 (1) 海水温度データに関わる措置(海水温度データの改ざんを不可能にする)	実施項目	(a) 取放水温度管理データの公開 (b) 取放水温度差の管理方針及び公表方針の確立
実施部署	環境部、火力部、 原子力設備管理部、各発電所	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
取放水温度差の管理方針について検討し、方針を決定する。 原子力発電所は、管理方針に基づき当該温度差の具体的な管理手法及び公表方法を立案し、自治体等と協議し管理手法を確立する。(発電所の三次マニュアルに反映する。) 原子力発電所は、管理手法に基づき、取放水温度の管理・公表を実施する。 年間の測定結果を踏まえて評価を実施し、必要に応じ管理手法の見直しを行う。	計画	柏崎刈羽	管理方針決定						(中断)					指示文書発行	発電所のマニュアルに反映
		福島	具体的な管理手法・公表方法の立案、自治体等と協議						指示文書発行					放水温度差の管理・公表(準備整い次第、順次実施)	
	実績	柏崎刈羽	管理方針決定						(中断)					1/17	(再開)
		福島	具体的な管理手法・公表方法の立案、自治体等と協議						管理手法・公表方法を福島県温排水調査管理委員会にて説明、3/28指示文書発行					3/26	放水温度差の管理・公表(準備整い次第、順次実施)

実施完了基準	(1) 管理方針が決定されていること。 (2) 管理手法及び公表方法が確立され、三次マニュアルへの反映が完了していること。 (3) 管理手法に基づく、管理・公表が実施されていること。 (4) 必要に応じて管理手法の見直しが実施されていること。	実施結果	(1) (完了) 4/27管理方針が決定された。 (2) (実施中) 管理手法及び公表方法については、引き続き検討中であり運用には至っていない。 (3) (未完了) 柏崎：平成20年度上期末日目で取放水温度の管理・公表を実施予定。 福島：平成20年4月より取放水温度の管理・公表を実施。 (4) (未完了) 必要に応じ平成21年度中に管理手法の見直しを実施予定。	【評価】  継続中
--------	--	------	--	-----------------

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより目標は達成される。 管理手法及び公表方法の確立に時間を要し未完了であることから、実効性評価はできない。	実効性評価結果	――	【評価】  ――
---------	--	---------	----	----------------

監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されているが、管理手法及び公表方法については、引き続き検討中であることから、計画より遅延しているものと判断する。 ・アクションプランの一部のみ実施された段階であり、現状の仕組みについての評価ができていないため、現時点では判断はできない。			【評価】 现阶段では判断できず
------	--	--	--	--------------------

総合評価及び今後の取組	アクションプランの ~ が完了しておらず、平成20年度も個別に行動計画を策定のうえ、管理責任者レビューに実施状況を報告する。			【総合評価】  B
-------------	--	--	--	-----------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (1)海水温度データに関わる措置(海水温度データの改ざんを不可能にする)	実施項目	(c)プロセス計算機からの海水温度補正項の削除
実施部署	原子力品質・安全部(原子力設備管理部)	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
至近定検において、復水器出入口温度の補正項をプロセス計算機のプログラムから削除する。	計画															
	実績															

実施完了基準	以下の対象プラントについて、プロセス計算機のプログラムから補正項が削除されていること。 (対象プラント) 福島第一 1号機、3号機、4号機、5号機、6号機 福島第二 1号機、3号機 柏崎刈羽 1号機(取替)、2号機(取替)、3号機(取替)、4号機、5号機(取替)	実施結果	以下の定期検査又は期間にてプロセス計算機のプログラムから補正項を削除した。 福島第一 1号機:第24回定期検査(~H19/11),3号機:第22回定期検査(~H19/12),5号機:第22回定期検査(H20/1~継続中),6号機:第20回定期検査(~H20/2) 福島第二 1号機:第19回定期検査(~H19/12),3号機:第14回定期検査(~H19/6) 柏崎刈羽 1号機:第15回定期検査(H19/5~継続中),2号機:第12回定期検査(~H19/6),3号機:第10回定期検査(H19/9~継続中),4号機:第10回定期検査(H20/2~継続中),5号機:第12回定期検査(H18/11~継続中) 対応未完了の対象プラントについては以下の定期検査で対応する。 福島第一 4号機:第22回定期検査(H20/3~)	【評価】 計画通り実施中
--------	---	------	--	-----------------

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	———	【評価】 実施を以って完了
---------	---------------------------------	---------	-----	------------------

監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施され、計画通りに進捗しているものと判断する。(補正項削除の実施は次年度以降も継続) ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。			【評価】 有効 (要監視)
------	--	--	--	---------------------

総合評価及び今後の取組	計画通り進捗中。残りの対象プラントについては、日常管理の要監視項目として、実施状況を管理責任者レビューに報告する。 尚、対応未完了の福島第一4号機については第22回定期検査(H20/3~)において対策工事を実施予定である。			【総合評価】 A (要監視)
-------------	--	--	--	----------------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (2) データ管理の明確化(データ改ざんの誘因を取り除く)	実施項目	(a) プロセス計算機のプログラムの変更管理											
実施部署	原子力設備管理部 電気・機械技術G	実施対象	本店、各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度 10月	11月	12月	1月	2月	3月
変更履歴が設備図書へ反映されていることを確認する旨、設計管理基本マニュアルを改訂し、説明会により周知する。 各発電所において、設計管理基本マニュアルの改訂内容を踏まえて三次マニュアルの改訂の要否を判断し、必要な場合は三次マニュアルの改訂を行う。		計画	設計管理基本マニュアルの改訂 改定内容の発電所への周知 マニュアル遵守の徹底 必要に応じ三次マニュアルの改訂											
		マニュアル改定(4/9) 柏崎刈羽:6/5 福島第一:6/22 福島第二:6/25 改訂内容の発電所への周知、マニュアル遵守の徹底 福島第一マニュアル改訂(6/11) 福島第二、柏崎刈羽: マニュアル改訂の必要なし )												
実施完了基準	(1) 設計管理基本マニュアルの改訂が行われていること。 (2) 改訂された設計管理基本マニュアルが説明会の実施により周知されていること。 (3) 必要な場合は三次マニュアルが改訂されていること。	実施結果	(1)4/9 設計管理基本マニュアル改訂済み。 (2)6/25 発電所へ周知済み。 (3)6/11 福島第一において「計算機ソフトウェア管理要領」改訂完了。 福島第二、柏崎刈羽においては三次マニュアル改訂の必要性なし。									【評価】	完了	
実効性評価方法	<評価方法> マニュアルに基づきプログラムの変更管理が確実に実行されていることを確認する。 <評価基準> マニュアルに基づきプログラムの変更管理が確実に実行されていること。	実効性評価結果	・改訂されたマニュアルに基づきプロセス計算機のプログラムの変更管理が確実に実行されていることが確認されたことにより、データ改ざんの誘因を取り除くという観点から有効であると判断できる。 ・今後、改訂されたマニュアルに基づきプロセス計算機のプログラム変更管理を行い、日常業務として定着化させることにより、させない仕組みの対策の一環としての効果が期待できる。 ・なお、不適合管理システムから設計ミスに分類される不適合を抽出(H19/4/1~H20/1/23時点)し、マニュアル変更後、変更履歴が図書に反映されていないために発生した不適合がないことを確認した。									【評価】	有効	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・当該マニュアルに関する不適合がないことで、プログラムの変更管理が確実に実施されていることから、有効であると評価する。											【評価】	有効	
総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果は確認された。 今後は日常業務に定着化させ、設計管理基本マニュアルに基づく設計活動の中で管理する。											【総合評価】	A	

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (2) データ管理の明確化(データ改ざんの誘因を取り除く)	実施項目	(b) プロセス計算機のプログラムの確認											
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所検査部門											
アクションプラン		18年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検査前の検査用計器の適切性確認において、プロセス計算機についても確認することについての指示文書を発行する。 その他の検査で採取するデータの処理プロセスの妥当性についても検査前に確認することについて指示文書を発行する。 今後「(a)プロセス計算機のプログラムの変更管理」「(d)データ管理プロセスの一元化」「(e)データ管理の明確化」のマニュアル改定等の対策実施を踏まえて、指示文書の見直しを実施する。		計画	● 指示文書発行 (H18/12/25) 改ざんに気づけなかったことに対して、検査要領書にプログラムについても確認することを反映し、確実に管理を行う運用を実施											
		実績	● 指示文書発行 (H18/12/25) ● 指示文書改定 (H19/12/25) 運用を実施中											
実施完了基準	(1) 指示文書の発行が完了していること。 (2) 指示文書の見直しが完了していること。	実施結果	(1) の対応として「定期事業者検査等における検査用計器等の適切性確認について」を、 の対応として「定期事業者検査等に使用するデータ処理の妥当性確認について」を指示文書として発行した。 (H18/12/25) (2) 実運用を踏まえ、上記(1)の指示文書を改定した(H19/12/25)									【評価】	完了	
実効性評価方法	<評価指標> 指示文書に基づき確認が確実に実行されていることを確認する。 (使用前検査並びに定期検査において関連する指摘・要望事項がないことを確認する。) <評価基準> 使用前検査並びに定期検査の所見欄に関連する指摘・要望事項がないこと。	実効性評価結果	指示文書に基づき、検査前の検査用計器の適切性確認において、プロセス計算機についても確認すること、及び、その他の検査で採取するデータの処理プロセスの妥当性についても検査前に確認することが確実に実行されている。 必要な確認を合理的な運用で行えるよう改善を図り、既に(a)(d)(e)についてマニュアルが改定済みであり日常業務として定着化している。									【評価】	有効	
監査結果	・ 行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・ 指示文書に基づき確認が確実に実行されていることから有効であると評価する。											【評価】	有効	
総合評価及び今後の取組	指示文書に基づき的確に実施されている。 今後も「検査用計器の適切性の厳格な確認」への対応として、指示文書の運用は当面継続する。 (H19/12/25に実運用を踏まえ、指示文書の内容を見直し済)											【総合評価】	A	

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (2) データ管理の明確化 (データ改ざんの誘因を取り除く)	実施項目	(c) 位置付け・管理方針が明確でないデータの洗出し
実施部署	原子力運営管理部	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度														
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
各発電所のアンケート、聞き取り調査等から抽出された位置付け・管理方針及びその根拠が明確でないデータ等を決定、洗い出しを実施する。(ストームドレンのトリチウム測定等) 上記について、本店の所管グループによりデータを整理し、対応方針を検討し決定する。 これらの中から今後の対応が必要なものについて本店の所管グループの対応方針を踏まえ、発電所主管箇所にて対応方針を決定・周知する。合わせて力量管理としてマニュアルに反映する。 上記マニュアルに基づき、運用を行う。	計画		アンケート、聞き取り調査 本店所管グループにてデータ整理		本店所管グループにて対応方針決定												
	実績	アンケート、聞き取り調査 本店所管グループにてデータ整理			本店所管グループを主体として対応方針検討												

実施完了基準	(1)位置づけ・管理方針及びその根拠が明確でないデータが抽出されていること。 (2)抽出されたデータの対応方針が決定していること。 (3)今後の対応が必要な事項について、対応方針を決定し、周知していること(マニュアルの改訂が必要なものは、マニュアルの改訂が行われていること)。 (4)マニュアルに基づく運用が行われていること。	実施結果	(1)(2) 位置づけ・管理方針及びその根拠が明確でないデータの抽出と対応方針を検討した。 a.工認・使用前検査の相談体制の明確化 b.ラドウエスト運転管理の本店カウンターパートの明確化 c.福島第一電力積算計の読み取り値の扱い d.放出管理(ストームドレン等) (3)(4) a.bについては4/1本店組織改編の中で明確にした。 cについては、三次マニュアルに従うことを周知した。 dについては、H20/2現在 放出管理に係る考え方(案)を決定し、運用について調整を行い、マニュアルに反映する予定である。	【評価】 継続中
--------	--	------	--	-------------

実効性評価方法	<評価方法> 決定した管理方針がマニュアルに反映され、マニュアルに基づく運用が確実に行われていることを確認する。  <評価基準> 当該マニュアルに関する不適合がないこと。	実効性評価結果	c.電力積算計については、現状のマニュアルで管理されており問題となるものはない。 d.放出管理については、放出管理に係る考え方を明確にする。今後、二次マニュアルに反映させ、運用を開始することで、させない仕組みの対策の一環としての効果が期待できる。	【評価】 有効 (一部判断できず)
---------	---	---------	--	-------------------------

監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施されているが、抽出された課題のうち、放出管理については、引き続き検討中であることから、計画より遅延しているものと判断する。 ・そのため、実効性については、現段階では判断はできない。	【評価】 現段階では判断できず
------	--	--------------------

総合評価及び今後の取組	a~cについては、方策が定着化されており、有効と評価する。 d.の放出管理に関する考え方の運用については、平成20年4月以降になることから、B評価とした。今後は、個別に行動計画を策定のうえ、管理責任者レビューに実施状況を報告する。	【総合評価】 B
-------------	--	-------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (2) データ管理の明確化 (データ改ざんの誘因を取り除く)	実施項目	(d) データ管理プロセスの一元化																																																																																																
実施部署	【本店】原子力運営管理部 (運転管理 G、燃料管理 G、放射線管理 G)、 原子力設備管理部 (設備改良 P j G、電気・機械技術 G)、 原子力品質・安全部 (設備健全性診断 G) 【発電所】計測制御 G、技術 G 他	実施対象	各原子力発電所																																																																																																
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画</td> <td colspan="5">計器点検結果を踏まえた問題点把握</td> <td colspan="2">改善策の検討・立案</td> <td colspan="2">マニュアル等の改定</td> <td colspan="5">マニュアル等に基づく管理の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="5">計器点検結果を踏まえた問題点把握</td> <td colspan="7">データ管理箇所 (案) について内容確認【3発電所】</td> <td colspan="2">マニュアル等に基づく管理の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td colspan="5">改善策の検討・立案</td> <td colspan="2">データ管理箇所 (案) を3発電所に提示済み (7/13)</td> <td colspan="2">マニュアルを制定 (10/31)</td> <td colspan="5">「プラントデータ取扱い管理マニュアル」 施行 (11/15)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">改善策の検討・立案</td> <td colspan="7">データ管理箇所 (案) を3発電所に提示済み (7/13)</td> <td colspan="2">マニュアルを制定 (10/31)</td> <td colspan="2">「プラントデータ取扱い管理マニュアル」 施行 (11/15)</td> </tr> </tbody> </table>												18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画	計器点検結果を踏まえた問題点把握					改善策の検討・立案		マニュアル等の改定		マニュアル等に基づく管理の実施					計器点検結果を踏まえた問題点把握					データ管理箇所 (案) について内容確認【3発電所】							マニュアル等に基づく管理の実施		実績	改善策の検討・立案					データ管理箇所 (案) を3発電所に提示済み (7/13)		マニュアルを制定 (10/31)		「プラントデータ取扱い管理マニュアル」 施行 (11/15)					改善策の検討・立案					データ管理箇所 (案) を3発電所に提示済み (7/13)							マニュアルを制定 (10/31)		「プラントデータ取扱い管理マニュアル」 施行 (11/15)	
18年度	19年度																																																																																																		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																						
計画	計器点検結果を踏まえた問題点把握					改善策の検討・立案		マニュアル等の改定		マニュアル等に基づく管理の実施																																																																																									
	計器点検結果を踏まえた問題点把握					データ管理箇所 (案) について内容確認【3発電所】							マニュアル等に基づく管理の実施																																																																																						
実績	改善策の検討・立案					データ管理箇所 (案) を3発電所に提示済み (7/13)		マニュアルを制定 (10/31)		「プラントデータ取扱い管理マニュアル」 施行 (11/15)																																																																																									
	改善策の検討・立案					データ管理箇所 (案) を3発電所に提示済み (7/13)							マニュアルを制定 (10/31)		「プラントデータ取扱い管理マニュアル」 施行 (11/15)																																																																																				
実施完了基準	(1) 計器点検を踏まえた問題点が明確になっていること。 (報告書にて確認) (2) 改善策の指示文書が発行されていること (3) マニュアル改定が完了していること (4) マニュアルに基づく管理が実施されていること	実施結果	(1) 7/31 計器点検を踏まえた問題点を明確にした。(報告書にて確認) (2) 10/29 改善策の指示文書を発行した。 (3) 11/15 データの管理箇所について検討し、マニュアル(プラントデータ取扱い管理マニュアル)制定を完了した。また、11/19 マニュアル(計算機ソフトウェア管理要領)制定・改定が完了した。 (4) 設計管理基本マニュアル及び計算機ソフトウェア管理要領に基づく管理が実施されていることを確認した。	【評価】  完了																																																																																															
実効性評価方法	<評価指標> マニュアルに基づく運用が確実に実行されていることを確認する。 (当該マニュアルに関する不適合がないことを確認する)  <評価基準> マニュアルに基づく運用が確実に実行されていること。	実効性評価結果	データの検出から表示までのプロセスに係る設備・演算処理に関する変更管理及び図書の変更管理を適切に実施できるようマニュアルを改定し、そのマニュアルに基づく運用が確実に実行されていることを確認した。 今後もマニュアルに基づく管理を確実に実行し、日常業務として定着化させることにより、させない仕組みの対策の一環として効果が期待できる。 なお、不適合管理システムからマニュアル・設計ミスに分類される不適合を抽出 (H19/11~) し、マニュアル変更後に設備・演算処理に関する変更管理及びこれに伴う図書の変更管理に関する不適合が発生していないことを確認した。	【評価】  有効																																																																																															
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・当該マニュアルに関する不適合がないことで、マニュアルに基づく運用が確実に実行されていることから、有効であると評価する。			【評価】  有効																																																																																															
総合評価及び今後の取組	改定したマニュアルに基づく運用がされており、効果も期待できると思われることから有効と評価。 今後は、「設計管理基本マニュアル」等に基づく運用が確実に実行されていることを、不適合管理システムにより管理する。			【総合評価】  A																																																																																															

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (2) データ管理の明確化 (データ改ざんの誘因を取り除く)	実施項目	(e) データ管理の明確化
実施部署	【本店】原子力運営管理部 (運転管理G、燃料管理G、放射線管理G、保安管理G) 【発電所】計測制御G、技術G 他	実施対象	各原子力発電所
アクションプラン		18年度	19年度
		3月	4月
		5月	6月
		7月	8月
		9月	10月
		11月	12月
		1月	2月
		3月	
データの引用に際して、現状の問題点を把握する。 現状の問題点を踏まえ、データ管理責任箇所以外の部門が、データを引用する場合のルールを検討し、改善策を立案する。 改善策に基づき、マニュアル改定等を実施する。 マニュアル等に基づく管理を実施する。	計画	データ引用のルール検討・策定	マニュアル等の改定
	実績	データ引用のルール検討・策定	データを引用する場合のルール(案)について内容確認[3発電所] データを引用する場合のルール(案)を3発電所に提示済み(7/13) マニュアルを制定(10/31) 「プラントデータ取扱い管理マニュアル」 施行(11/15) マニュアル等に基づく管理の実施
実施完了基準	(1) データ管理責任箇所以外の部門がデータを引用する場合のルール検討し、マニュアル改定等が完了していること。 (2) マニュアル等に基づく管理が実施されていること。	実施結果	(1) 11/15 データ管理責任箇所以外の部門がデータを引用する場合のルールを検討し、マニュアル(プラントデータ取扱い管理マニュアル)制定を完了した。 (2) 同マニュアルに基づく管理が実施されていることを確認した。
実効性評価方法	<評価指標> マニュアルに基づく運用が確実に実行されていることを確認する。 (当該マニュアルに関する不適合がないことを確認する)  <評価基準> マニュアルに基づく運用が確実に実行されていること。	実効性評価結果	データの管理責任箇所を明確化し、データの管理責任箇所以外の部門がデータを引用する場合のルールを設定し、マニュアルに反映させ、そのマニュアルに基づく運用が確実に実行されていることを確認した。 今後もマニュアルに基づく管理を確実に実行し、日常業務として定着化させることにより、させない仕組みの対策の一環として効果が期待できる。 なお、不適合管理システムからマニュアル・データ管理に分類される不適合を抽出(H19/11~)し、マニュアル制定後にデータ引用のルールに関する不適合が発生していないことを確認した。
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・当該マニュアルに関する不適合がないことで、マニュアルに基づく運用が確実に実行されていることから、有効であると評価する。		
総合評価及び今後の取組	改定したマニュアルに基づく運用がされており、効果も期待できると思われることから有効と評価。 今後は、「プラントデータ取扱い管理マニュアル」に基づく運用が確実に実行されていることを、不適合管理システムにより管理する。		



【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (3) 組織としての問題共有と解決の実行(個人や担当箇所が問題を抱え込まない組織へ)	実施項目	(a) 不適合管理の仕組みの改善
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価G、設備健全性診断G	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度		19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
不適合情報からヒューマンエラー等の課題を抽出して組織的に解決する為に、改善すべき点を抽出し、分析手法や対策立案・フォローの仕組み等の改善策を立案する。 改善策の試運用を行う。 試運用の結果を踏まえ、本格運用するための評価を行う。 実務面での運用を開始する。	計画	不適合情報からヒューマンエラー等の課題を抽出して組織的に解決する為に、改善すべき点を抽出し、分析手法や対策立案・フォローの仕組み等の改善策を立案 柏崎刈羽での試運用 柏崎刈羽での試運用評価 福島第一・福島第二での試運用 本格運用開始(3発電所)													
	実績	不適合活用タスク(3/16)に新原因分類コードを使用した改善策(試運用状況)を報告 6/28 柏崎刈羽での試運用 安全管理GM会議にて福島第一、7/19本店から福島第一、福島第二福島第二への展開合意 試運用開始の指示文書発信 柏崎刈羽での試運用状況の評価 7/23福島第一、福島第二試運用開始(7/1分から適用) 9/14不適合管理PTにて3発電所への展開合意 ● 10/1 本格運用開始(3発電所)													

実施完了基準	(1)改善策が立案されていること。 (2)改善策の試運用が開始されていること。 (3)試運用評価を踏まえ、本格運用が実施されていること。	実施結果	(1) H19/3/16 不適合活用タスクに新原因分類コードを使用した改善策を報告 (2) H19/7/23 改善策の試運用(福島第一・第二)が開始された。 (3) 本格運用を開始するため、試運用の評価を行なった。 (4) H19/10/1 本格運用を開始した。	【評価】 完了
--------	--	------	--	------------

実効性評価方法	<評価方法> 新原因分類コードを活用し、データの収集・分析を行い、ヒューマンエラー低減活動として実施していることを確認する。 <評価基準> (1) 新原因分類コードのデータが集約されていること。 (2) ヒューマンエラーの改善すべき要因が抽出できていること。 (3) ヒューマンエラーの低減対策が抽出できていること。	実効性評価結果	新原因分類コードのデータが集約されていること、ヒューマンエラーの改善すべき要因が抽出できていること、及びヒューマンエラーの低減対策が抽出可能であることが確認できたことにより、組織としての問題共有と解決の実行(個人や担当箇所が問題点を抱え込まない組織へ)という観点から効果が期待できると判断できる。 今後もこの不適合管理の仕組みを活用し、不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアルを改訂して、日常業務として定着化させることにより、させない仕組みの対策の一環としての効果が期待できる。	【評価】 有効
---------	---	---------	---	------------

監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。			【評価】 有効
------	--	--	--	------------

総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が確認できた。 今後は「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」(平成20年3月改定)に基づき、不適合管理の仕組みの中で、日常業務として定着化させる。			【総合評価】 A
-------------	--	--	--	-------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (3)組織としての問題共有と解決の実行(個人や担当箇所が問題を抱え込まない組織へ)	実施項目	(b) 発電所に対する本店組織の明確化											
実施部署	原子力・立地業務部 原子力企画G	実施対象	本店											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原子力発電所各部の主要業務に対する支援・指示の関係を明確にし、課題や悩みの解決がより組織的に進むように、本店各部のミッションを明確化した組織に改編する。 【全社大再発防止対策行動計画 の6項参照】		計画	改編準備	● 改編実施										
		実績	4/1 改編準備	● 改編実施										
実施完了基準	【制度構築状況】 組織改編が完了していること。	実施結果	H19/4/1 組織改編を実施した。										【評価】 完了	
実効性評価方法	<評価方法> 組織改編を行った本店各部において自己評価を実施する。  <評価基準> 各部の自己評価が行われ、発電所の意見を踏まえ必要な改善がされていること。	実効性評価結果	本店各部の自己評価および日常業務を通じて把握した発電所意見に基づき、平成19年度上期の管理責任者の行うレビュー(H19./12/4実施)にて、改編半年後の評価および課題/改善策について議論。「現場に向き発電所と一体となった課題への対応」(原子力品質・安全部、原子力設備管理部)など、各部の主要ミッションの達成状況は概ね良好(発電所意見の例:「何かあれば現場にすぐ来てくれるようになった」など)。本店組織改編は組織としての問題共有と解決の実行(個人や担当箇所が問題点を抱えこまない組織へ)という観点から有効であったと判断できる。 上記レビューを通じ、「設備系全体の纏め役が曖昧」「発電所への指示の一元化が不徹底」などの課題が明らかになったことから、改善策として「保全関連会議の窓口/サポート箇所の再確認」「発電所への技術的指示文書の発信箇所一元化」などを実施。(保全部長会議がH19/11/19、H20/1/9に開催されるなど、対策が実行されていることも確認。) 上記の改善策を発電所へ説明(H19/12/20:福島第一、12/21:福島第二)。同時に得た発電所意見については、今後の本店業務運営の参考とすべく本店各部長に情報提供(H20/1/7)。										【評価】 有効	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、各部の自己評価に基づく改善もっており有効であると評価する。										【評価】 有効			
総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が期待できることから有効と評価。 本店/発電所の幅広い意見を収集・勘案しつつ、引き続き本店各部の自己評価および管理責任者の行うレビューの場を通じてフォローアップを行う。										【総合評価】 A			

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (4)品質保証体制の更なる改善(安全・品質の更なる向上)	実施項目	(a)設備の懸案事項・改造履歴等の組織的引継ぎの実施											
実施部署	原子力設備管理部	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度 10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表的な機器等について、これまでの対策・変遷等を記載した図書案を作成し、各発電所の意見を踏まえ、図書を改訂する。 運用結果を踏まえ、その他の機器等への展開を適宜実施する。 運用状況について評価を行い、必要に応じ見直しを実施する。		計画	代表的な機器等について、これまでの対策・変遷等を記載した図書案を作成し、各発電所の意見を踏まえ、図書を改訂する。 運用結果を踏まえ、その他の機器等についても適宜展開 運用状況について評価を実施、必要に応じ見直しを実施											
		実績	代表的な機器等について、これまでの対策・変遷等を記載した図書案を作成し、各発電所の意見を踏まえ、図書を改訂する。 各発電所の意見を踏まえて修正し、図書(OG系ノートブック)をリリース(6/29)・運用開始(7/2) 配管減肉・弁ノートブックリリース(9/28)・運用開始(10/1) ・原子力設備管理部イントラにノートブック掲載(10/17) 各発電所の意見を踏まえ、その他機器についても適宜展開 有効性の評価を実施(2/21)											
実施完了基準	(1)各発電所の意見を踏まえ図書(ノートブック)が作成されていること。 (2)ノートブックの有効性について評価を行っていること。	実施結果	(1)各発電所の意見を踏まえ、OG系(6/29)、配管減肉(9/28)、弁(9/28)のノートブックを作成した。 (2)2/21ノートブックの有効性について評価を行った。										【評価】 完了	
実効性評価方法	<評価方法> 有効性について自己評価を実施する。 <評価基準> ノートブックの作成・改訂体制が構築され、ノートブックの運用実績があること。	実効性評価結果	保守運転経験に基づく技術的経験・情報を引継ぐための仕組みとしてノートブックの作成・改訂体制が構築され、また、1Fにおいてプラント起動時に当直研修に活用されるなどの運用が開始されていることが確認されたことから、品質保証体制の更なる改善(安全・品質の更なる向上)という観点から有効であると判断できる。 今後も、運用結果を踏まえ、その他の機器等への展開を適宜実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを行い、日常業務として定着化させることにより、させない仕組みの対策の一環としての効果が期待できる。										【評価】 有効	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。										【評価】 有効			
総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が期待できることから有効と評価 今後は作成計画の立案を実施するとともに、設計管理基本マニュアル等に基づき、日常業務にノートブックの活用を定着化させるべく、活用方法の改善等を図っていく。										【総合評価】 A			

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 23 ( 61 , 72 )

区分	させない仕組みの対策 (5) 牽制機能の強化	実施項目	(a) 主任技術者による牽制機能の充実											
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>起動等の重要な保安活動において、主任技術者の牽制機能が発揮される仕組みについて検討し、基本方針案を決定する。 主任技術者会議にて、主任技術者の保安の監督のあるべき姿等について議論し、ガイドラインとして整理する。 主任技術者の独立性について検討し、独立性を確保するための基本方針（ライン部門からの独立等）案を決定する。 保安委員会にて、上記方針について審議し、決定する。 主任技術者の選任の考え方について検討し、主任技術者選任の基本方針（人事面・組織面）案を決定する。 保安委員会にて、上記方針について審議し、決定する。 上記結果を踏まえ、保安規定に反映し、変更申請を行う。 保安規定認可後、上記内容に基づき、主任技術者の牽制機能が発揮される仕組みについて適用を開始する。</p>		計画	<p>牽制機能について検討し、基本方針案を決定 ● 原子炉主任技術者会議 ―― 独立性について検討し、独立性を確保するための基本方針案を決定 ● 保安委員会 ―― 主任技術者の選任の考え方について検討し、主任技術者選任の基本方針案を決定 ● 7/4 保安委員会 ● 保安規定変更申請 牽制機能、独立性を確保した保安管理体制による保安の監督</p>											
		実績	<p>牽制機能の基本方針案決定 ● 4/20 原子炉主任技術者会議 ● 7/4 原子炉主任技術者会議 ● 5/23 保安委員会 ● 7/4 保安委員会 ● 7/26 保安委員会 ● 7/31 保安規定変更申請 ● 8/31 保安規定認可 ● 9/10 保安規定施行 ● 8/8 保安規定変更申請に係る発電所七ア ―― 独立性の基本方針案の検討 ● 9/10 「原子炉主任技術者職務運用基本マニュアル」の改定</p>											
実施完了基準	(1)保安委員会において主任技術者の牽制機能、独立性に関する基本方針を決定すること。 (2)保安規定に反映し、申請が完了していること。 (3)主任技術者に関するマニュアルが改定され運用されていること。	実施結果	<p>(1)主任技術者会議、保安委員会（7/4、7/26）にて、主任技術者の牽制機能、独立性に関する基本方針を決定した。 (2) 7/31 保安規定変更申請を行った。 (3) 9/10 保安規定を施行するとともに主任技術者を専任化し本店所属とした。</p> <p>また、「原子炉主任技術者職務運用基本マニュアル（現行名称：原子炉主任技術者職務運用マニュアル）」及び「トラブル等の報告マニュアル」の改定を行った。</p>									【評価】	完了	
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; 保安規定、マニュアルに基づき確実に運用が行われていることを確認する。</p> <p>&lt;評価基準&gt; 当該マニュアルに対する不適合がないこと。</p>	実効性評価結果	<p>LCO発生の都度社長に直接報告する（福島第一：8件、福島第二：2件2/15現在）等、マニュアルに基づく運用が確実に行われ、主任技術者の牽制機能の強化という観点から有効であると判断できる。また、マニュアルの適宜見直し等により牽制機能充実に向けPDCAを回している。 今後も、主任技術者が、牽制機能、独立性を確保した保安管理体制による保安の監督を実施し、日常業務として定着化させることにより、させない仕組みの対策の一環としての効果が期待できる。</p>									【評価】	有効	
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</li> <li>主旨に則りアクションプランが実施され、保安規定、マニュアルに基づく運用が確実に行われていることから有効であると評価する。</li> </ul>	【評価】	有効											
総合評価及び今後の取組	<p>方策が的確に実施され効果が確認できた。 今後もマニュアルに基づき管理していく。</p>	【総合評価】	A											

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (6) 制御棒引き抜けによる臨界事象の防止	実施項目	(a) 制御棒自然引き抜けの防止																																																																
実施部署	原子力運営管理部 運転計画G	実施対象	各原子力発電所																																																																
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画</td> <td colspan="3">具体的実施内容について検討し、改善内容を決定</td> <td colspan="3">手順書への反映</td> <td colspan="6">関係者への周知</td> </tr> <tr> <td colspan="12">適用開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td colspan="12">                     については、指示文書発行(6/19) については、指示文書発行(7/13)  <b>【福島第一・第二】</b>                      関係者への周知(第一8/27、第二9/18)                      手順書へ反映 手順書施行 HCU部分隔離・部分復旧手順は                      手順書変更指示文書により運用を開始(10/25) 関係者への周知  <b>【柏崎刈羽】</b>                      手順書への反映 手順書施行(11/16)                      適用開始【福島第一・第二】 適用開始【柏崎刈羽】                 </td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画	具体的実施内容について検討し、改善内容を決定			手順書への反映			関係者への周知						適用開始												実績	については、指示文書発行(6/19) については、指示文書発行(7/13) <b>【福島第一・第二】</b> 関係者への周知(第一8/27、第二9/18) 手順書へ反映 手順書施行 HCU部分隔離・部分復旧手順は 手順書変更指示文書により運用を開始(10/25) 関係者への周知 <b>【柏崎刈羽】</b> 手順書への反映 手順書施行(11/16) 適用開始【福島第一・第二】 適用開始【柏崎刈羽】											
18年度	19年度																																																																		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
計画	具体的実施内容について検討し、改善内容を決定			手順書への反映			関係者への周知																																																												
	適用開始																																																																		
実績	については、指示文書発行(6/19) については、指示文書発行(7/13) <b>【福島第一・第二】</b> 関係者への周知(第一8/27、第二9/18) 手順書へ反映 手順書施行 HCU部分隔離・部分復旧手順は 手順書変更指示文書により運用を開始(10/25) 関係者への周知 <b>【柏崎刈羽】</b> 手順書への反映 手順書施行(11/16) 適用開始【福島第一・第二】 適用開始【柏崎刈羽】																																																																		
	実施完了基準	(1) 、 についての指示文書が発行されていること。 (2) 、 について手順書へ反映されていること。 (3)手順書が関係者へ周知されていること。	実施結果	(1) についてはH19/7/13 については、H19/6/19 指示文書が発行された。 (2) についてH19/12/28までに、全17プラントにおいて、 手順書への反映が完了し施行した。 (3)H20/1/16までに、当社全17プラントにおいて、手順書を 関係者へ周知した。	【評価】 完了																																																														
実効性評価方法	<評価方法> 手順書に基き確実に運用が行われていることを確認する。 制御棒引き抜け事象の発生件数 <評価基準> 制御棒引き抜け事象の発生件数0件。	実効性評価結果	制御棒駆動水圧系の水圧上昇防止対策(運用面を強化する対策)としてHCU 隔離作業中のCRD冷却水の差圧指示値監視の確実な実施や、CRD冷却水差圧 高警報発生時の対応明確化を各手順書に反映し、そのマニュアルに基づき確 実に運用が行われ、制御棒引き抜け事象も発生していないことが確認できた ことにより、制御棒引き抜けによる臨界事象の防止という観点から有効であ ると判断できる。 今後も、手順書に基づく運用を確実にし、日常業務として定着化させるこ とにより、させない仕組みの対策の一環としての効果が期待できる。	【評価】 有効																																																															
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されたことにより、差圧指示値監視の確実性の向上等が図られたことから有効であると評価する。			【評価】 有効																																																															
総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が確認できた。 今後は日常業務に定着させ、既存の不適合管理システムの中で管理する。			【総合評価】 A																																																															

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (6) 制御棒引き抜けによる臨界事象の防止	実施項目	(a) 制御棒自然引き抜けの防止											
実施部署	原子力設備管理部 電気・機械技術G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度			19年度									
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(2)設備対応(ハード面の対策) CRD冷却水差圧高と差圧低の警報を分離する(差圧「高」警報の明確化)		計画	具体的実施内容について検討し、改善内容を決定			対策工事の実施 (21年度末まで)								
		実績	具体的実施内容について検討し、指示文書発行(7/20)			● 7/20	対策工事の実施			福島第一3,6号機、福島第二1号機は工事完了 その他プラントは準備中				
実施完了基準	(1)具体的実施内容を検討し、デザインレビュー委員会で了承されていること。 (2)技術検討書が承認されていること。 (3)指示文書が発行されていること。 (4)順次対策工事が実施されていること。	実施結果	(1) 4 / 2 7 デザインレビュー委員会で了承済 (2) 7 / 2 0 技術検討書が承認された。 (3) 7 / 2 0 指示文書が発行された。 (4) 順次対策工事が実施されていることを確認した。 ・福島第一3、6号機 ・福島第二1号機 完了 ・柏崎刈羽については、新潟県中越沖地震の復旧対応が優先であり、まだ実施されていない。									【評価】  継続中		
実効性評価方法	<評価方法> 指示文書に基づき確実に対策工事が行われていることを確認する。 制御棒引き抜け事象の発生件数を確認する。  <評価基準> 指示文書に基づき確実に対策工事が行われていること。 対策が完了したのものについて制御棒引き抜け事象の発生件数0件。	実効性評価結果	制御棒駆動水圧系の水圧上昇防止対策(設備対応)としてCRD冷却水差圧高と差圧低の警報を分離(差圧「高」警報の明確化)する対策工事が指示文書に基づき確実に行われ、制御棒引き抜け事象も発生していないことが確認できたことにより、制御棒引き抜けによる臨界事象の防止という観点から有効であると判断できる。 今後も、対策工事を順次行うことにより、させない仕組みの対策の一環として効果が期待できる。 尚、改造工事は運転計画に併せH21年3月までには完了する予定である。									【評価】  有効 (一部判断できず)		
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施され、計画通りに進捗しているものと判断する。(対策工事については次年度以降も継続) ・アクションプランを実施することにより、差圧「高」発生時の対応の迅速化が図られることから有効であると評価する。											【評価】  有効 (要監視)		
総合評価及び今後の取組	計画通り定期検査に併せ実施中であるが、柏崎刈羽については中越沖地震の復旧対応が優先的であり、まだ実施に至っていない。 残りの対象プラントについては、定期検査時に順次実施していくが、柏崎刈羽の実施計画も含め、個別に行動計画を策定のうえ、管理責任者レビューに実施状況を報告する。											【総合評価】  B		

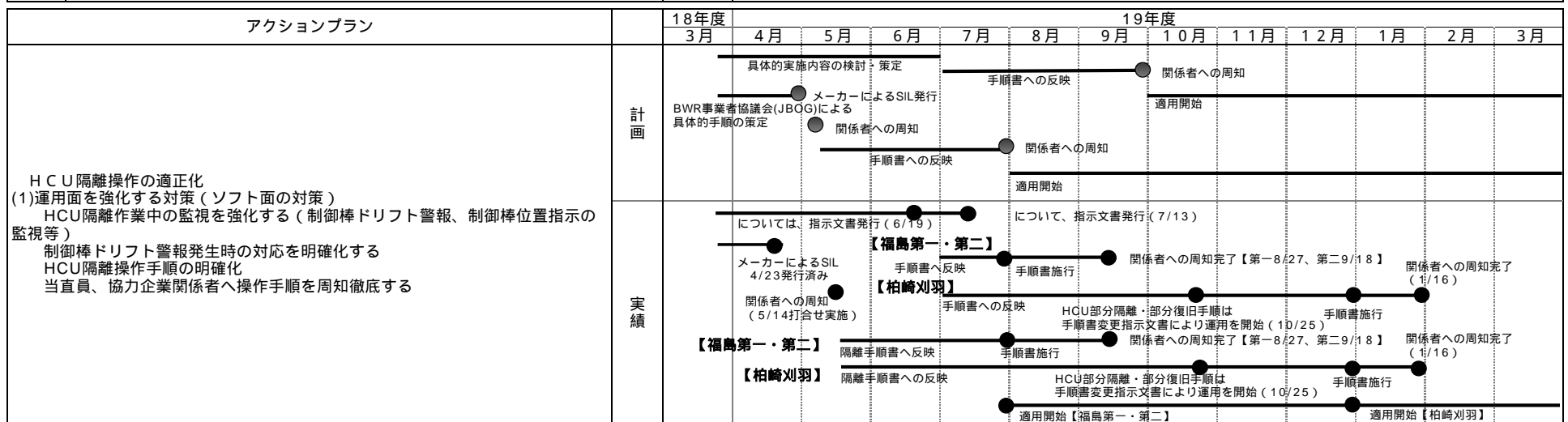
【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 26

区分	させない仕組みの対策 (6) 制御棒引き抜けによる臨界事象の防止	実施項目	(a) 制御棒自然引き抜けの防止																																																																							
実施部署	原子力設備管理部 電気・機械技術G	実施対象	各原子力発電所																																																																							
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">                     (3) 新たなインターロック採用の検討                      冷却水の差圧が高くなった場合に自動的に差圧を下げるような動作を行うインターロック等を追加する                 </td> <td>計画</td> <td colspan="3">BWR事業者協議会(JBOG)にて検討を行い、改造案を策定</td> <td colspan="3">メーカーによるSIL発行</td> <td colspan="5">詳細設計について検討し、改造内容を決定( DRによる承認等含む)</td> <td colspan="3">対策工事の実施 (21年度末まで)</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td>6/19 メーカーによるSIL発行済</td> <td>7/13 1次DR</td> <td colspan="2">詳細設計</td> <td>9/28 2次DR</td> <td>10/26 2次DR(報告)</td> <td colspan="3">2次DRでのコメントについて報告</td> <td colspan="3">H19/10-H20/7 福島第一/福島第二の複数プラントでのデータを確認する。(技術検討を実施) 工事着工はH20/9以降となる見通し</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">対策方針決定・周知</td> <td colspan="2">プラントデータの採取</td> <td colspan="3">技術検討書作成</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(3) 新たなインターロック採用の検討 冷却水の差圧が高くなった場合に自動的に差圧を下げるような動作を行うインターロック等を追加する	計画	BWR事業者協議会(JBOG)にて検討を行い、改造案を策定			メーカーによるSIL発行			詳細設計について検討し、改造内容を決定( DRによる承認等含む)					対策工事の実施 (21年度末まで)			実績		6/19 メーカーによるSIL発行済	7/13 1次DR	詳細設計		9/28 2次DR	10/26 2次DR(報告)	2次DRでのコメントについて報告			H19/10-H20/7 福島第一/福島第二の複数プラントでのデータを確認する。(技術検討を実施) 工事着工はH20/9以降となる見通し									対策方針決定・周知		プラントデータの採取		技術検討書作成				
18年度	19年度																																																																									
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																														
(3) 新たなインターロック採用の検討 冷却水の差圧が高くなった場合に自動的に差圧を下げるような動作を行うインターロック等を追加する	計画	BWR事業者協議会(JBOG)にて検討を行い、改造案を策定			メーカーによるSIL発行			詳細設計について検討し、改造内容を決定( DRによる承認等含む)					対策工事の実施 (21年度末まで)																																																													
	実績		6/19 メーカーによるSIL発行済	7/13 1次DR	詳細設計		9/28 2次DR	10/26 2次DR(報告)	2次DRでのコメントについて報告			H19/10-H20/7 福島第一/福島第二の複数プラントでのデータを確認する。(技術検討を実施) 工事着工はH20/9以降となる見通し																																																														
						対策方針決定・周知		プラントデータの採取		技術検討書作成																																																																
実施完了基準	(1) 具体的実施内容を検討し、デザインレビュー委員会(DR)で了承されていること。 (2) 技術検討書が承認されていること。 (3) 指示文書が発行されていること。 (4) 順次対策工事が実施されていること。	実施結果	(1) 7/13 DR(一次)実施 9/28 DR(二次)実施 10/26 DR(追加報告)実施 (2) 2/21 技術検討書承認 (3) 2/26 指示文書発行 (4) 対策工事については、未実施であるが、21年度中には完了の予定である。	【評価】 継続中																																																																						
実効性評価方法	<評価方法> 指示文書に基づき確実に対策工事が行われていることを確認する。 制御棒引き抜け事象の発生件数を確認する。  <評価基準> 指示文書に基づき確実に対策工事が行われていること。 対策が完了したものについて制御棒引き抜け事象の発生件数0件。	実効性評価結果	制御棒駆動水圧系の水圧上昇防止対策として新たなインターロック採用(冷却水の圧力が高くなった場合にCRDポンプを停止し自動的に圧力を下げるような動作を行うインターロックを追加)する対策工事が行われることは、制御棒引き抜けによる臨界事象の防止という観点から有効であると考えられるが、現時点ではまだ対策工事が開始されていないため、有効性は確認されていない。	【評価】 —																																																																						
監査結果	・ 行動計画に基づきアクションプランが実施され、計画通りに進捗しているものと判断する。 ・ 主旨に則りアクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるが、対策工事の実施が次年度以降になることから、現時点では判断できない。			【評価】 現段階では判断できず																																																																						
総合評価及び今後の取組	指示文書の発行後、順次、対策工事を実施する。 次年度については、個別に行動計画を策定のうえ、管理責任者レビューに実施状況を報告する。			【総合評価】 B																																																																						

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (6) 制御棒引き抜けによる臨界事象の防止	実施項目	(a) 制御棒自然引き抜けの防止
実施部署	原子力運営管理部 運転計画G、運転管理G	実施対象	各原子力発電所



実施完了基準	(1) 、 、 についての指示文書が発行されていること。 (2) 、 、 について手順書へ反映されていること。 (3)手順書が関係者へ周知されていること。	実施結果	(1) についてはH19/7/13 についてはH19/6/19 指示文書が発行された。 (2) についてH19/12/28までに、全17プラントにおいて、手順書への反映が完了し施行した。 (3)H20/1/16までに、当社全17プラントにおいて、手順書を関係者へ周知した。	【評価】 完了
--------	---	------	--	------------

実効性評価方法	<評価方法> マニュアルに基き確実に運用が行われていることを確認する。 制御棒引き抜け事象の発生件数を確認する。 <評価基準> 制御棒引き抜け事象の発生件数0件。	実効性評価結果	HCU隔離操作の適正化対策(運用面を強化する対策)として、HCU隔離作業中の監視強化、制御棒ドリフト警報発生時の対応明確化、HCU隔離操作手順の明確化が各手順書に反映され、制御棒引き抜け事象も発生していないことが確認できたことにより、制御棒引き抜けによる臨界事象の防止という観点から有効であると判断できる。 今後は、指示文書または手順書に基づき確実に運用し、日常業務として定着化させることにより、させない仕組みの対策の一環として効果が期待できる。	【評価】 有効
---------	---	---------	--	------------

監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されたことにより、HCU隔離作業中の監視強化等が図られたことから有効であると評価する。			【評価】 有効
------	---	--	--	------------

総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が確認できた。 今後は日常業務に定着化させ、既存の不適合管理システムの中で管理する。			【総合評価】 A
-------------	---	--	--	-------------



【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (6) 制御棒引き抜けによる臨界事象の防止	実施項目	(a) 制御棒自然引き抜けの防止											
実施部署	原子力運営管理部 運転計画G、燃料管理G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度					
HCUを含む制御棒駆動水系の管理の高度化 (1)上記対策に加えて、万一複数の制御棒が予期せず引き抜けてしまったとしても原子炉が臨界にならないようHCUを隔離する際の全体的な手順等について、制御棒の引き抜け防止に効果的な管理方法を検討する。		計画		実効的な管理方法を検討し、採用の可否を判断						採否の判断に基づき、対応を実施				
		実績		実効的な管理方法について、各発電所・本店で調整・検討を実施					●	実効的な管理方法を本店より3発電所に提示(10/12) 採否の判断に基づき、対応を実施 【管理番号:2.4.2.7項目にて手順書へ反映済】				
実施完了基準	新たな管理方法を採用する場合は、手順書等への反映が完了していること。採用否の場合は、本店実施責任者の承認が完了していること。	実施結果	管理の高度化の方策として、万一複数の制御棒が予期せず引き抜けてしまったとしても原子炉が臨界にならないよう、隣接しない制御棒どうしをグループ化し、各グループ単位でHCU操作を行う手順の採用を検討したが、この手順を採用した場合、HCU操作時の移動が複雑となり操作対象のHCUを間違えるリスクがあること、及び、今回実施した対策を講じることで制御棒の引き抜け防止対策として十分な管理方法となっていることから、新たな管理方法については適用否とする結論に至った。 本内容については、10/10に検討結果として取りまとめ、本店実施責任者の承認を得た。									【評価】	完了	
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	—									【評価】	実施を以て完了	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施されていることから完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。										【評価】	有効		
総合評価及び今後の取組	再発防止対策完了										【総合評価】	A		

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	させない仕組みの対策 (6) 制御棒引き抜けによる臨界事象の防止	実施項目	(a) 制御棒自然引き抜けの防止											
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月												
		19年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月												
(2)安全措置のためにHCUを隔離することが、かえって制御棒引き抜けのリスクを生んでいることを踏まえ、HCUの隔離作業自体を最小限にするようなシステム運用の在り方について、定期検査の手順の見直し等も含めて検討する。		計画	海外での運用実態等の調査 具体的実施内容を検討し適用の可否を判断 適用可否の判断に基づき、対応を実施											
		実績	海外での運用実態等の調査済 具体的実施内容を検討し適用の可否を判断中 検討の結果、適用否とした(10/15) ● 検討内容を整理・取りまとめ											
実施完了基準	新たな管理方法を採用する場合は、手順書等への反映が完了していること。採用否の場合は、本店実施責任者の承認が完了していること。	実施結果	海外における隔離方策の調査及び適用性について検討したが、HCU操作時の移動が複雑となり操作対象のHCUを間違えるリスクがあること、及び、今回実施した対策を講じることで制御棒の引き抜け防止対策として十分な管理方法となっていること等の理由から、海外における隔離方策については適用否とする結論に至った。 本内容については、10/15に検討結果として取り纏め、本店実施責任者の承認を得た。									【評価】 完了		
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	—									【評価】 実施を以て完了		
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施されていることから完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。											【評価】 有効		
総合評価及び今後の取組	再発防止対策完了											【総合評価】 A		

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 30 ( 64 , 74 )

区分	させない仕組みの対策 (6) 制御棒引き抜けによる臨界事象の防止	実施項目	(b) NUCIAによる電力間情報共有の強化										
実施部署	原子力運営管理部 運転管理G	実施対象	各原子力発電所										
アクションプラン		18年度 3月											
		19年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月											
<p>現在も日本原子力技術協会（JANTI）の運営するNUCIAにトラブル情報等を登録し、電力間で情報共有を進めているが、これらの運転情報を共有する仕組みについて、より効果的に活用していく。 NUCIA保全品質情報の入力基準を策定する。 入力基準に基づき、NUCIA登録を実施する。 【全社大再発防止対策行動計画】の3項参照</p>		計画	<p>入力基準の策定（電事連大で実施） ● 関係者へ周知</p> <p>新基準による入力開始（全電力で実施） ●</p>										
		実績	<p>JANTIによるNUCIA運用手引きの改定 ● 関係者へ周知</p> <p>● 新基準による入力開始（5/31）</p> <p>● 関連マニュアル（トラブル等の報告マニュアル）改定（6/25）</p>										
実施完了基準	<p>【制度構築・運用状況】</p> <p>1)NUCIAの運用手引きに基づき入力を開始すること。</p> <p>(2)関連マニュアルが改定されていること。</p>	実施結果	<p>(1) 5 / 3 1 NUCIA運用手引きを改定</p> <p>(2) 5 / 3 1 NUCIA運用手引きに基づき入力を開始</p> <p>(3) 6 / 2 5 関連マニュアル（トラブル等の報告マニュアル）を改定</p>								【評価】	完了	
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; 関連マニュアル等に基づき登録及び検討が確実に実行されていることを確認する。</p> <p>&lt;評価基準&gt; 関連マニュアル等に基づき登録及び検討が確実に実行されていること。 (参考指標として、登録件数、検討件数、フィードバック件数等)</p>	実効性評価結果	<p>関連マニュアルに基づき、確実に登録し、当社のトラブル情報を電力大で共有するとともに、他社のトラブル情報を共有し、当社への展開の必要性について検討が行われ、発電所へ適切に指示していることが確認できたことにより、トラブルの未然防止、再発防止の観点から有効であると判断する。今後も、関連マニュアルに基づき確実に運用することにより、トラブルの未然防止、再発防止に効果が期待できる。</p> <p>なお、NUCIAの運用手引き改定以降、第2、第3四半期における当社の法令報告情報及び保全品質情報登録件数は46件であり、そのうち運用手引き改定に伴い保全品質情報として登録した件数は26件（内、運用手引き改定以前においては、その他情報として登録していた件数は15件）であった。</p> <p>また、他社トラブル情報の当社への要否検討件数は212件（保全品質情報及びその他情報）であり、そのうち当社への活用件数は11件であった。</p>								【評価】	有効	
監査結果	<p>・ 行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</p> <p>・ 主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。</p>											【評価】	有効
総合評価及び今後の取組	<p>方策が的確に実施され効果が期待できることから有効と評価。 今後は日常業務に定着化させ、既存QMS（トラブル等の報告マニュアル、不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル、国内外原子力発電所及び他産業事故・故障情報処理マニュアル）の中で管理する。</p>											【総合評価】	A

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 3.1

区分	言い出す仕組みの対策 (1) 地域・社会のご意見を業務に反映させる仕組みの強化(地域・社会の要求を正しく認識する)	実施項目	(a) 基本的行動規範の策定
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価G 原子力・立地業務部 総括G	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
職責毎に「基本的行動規範」を定め、ものを言うことを良しとする価値観、社外 の様々なステークホルダーの意見を聴き、話し合うことを重要視する価値観を明記 する。	計画															
	実績															

原子力 - 5 参照

実施完了 基準		実施結果		【評価】
実効性 評価方法		実効性 評価結果		【評価】
監査結果				【評価】
総合評価 及び 今後の取組				【総合評価】

区分	言い出す仕組みの対策 (1) 地域・社会のご意見を業務に反映させる仕組みの強化(地域・社会の要求を正しく認識する)	実施項目	(b) 委員会組織の設置																																																																																																
実施部署	立地地域部	実施対象	本店、各原子力発電所																																																																																																
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="11">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													18年度		19年度											3月	4月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画		●																											実績		●																										
	18年度		19年度																																																																																																
	3月	4月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																					
計画		●																																																																																																	
実績		●																																																																																																	
地域の声本店及び発電所の業務や広報活動に反映し、成果を地域にフィードバックすることを促進するため、委員会組織を設置する。 ○委員会組織による活動を推進する。 各期の初回の委員会において活動状況の評価を行う。 【全社大再発防止対策行動計画 の1項参照】		以後四半期毎に委員会開催(地域の声を反映した発電所業務・広報活動の推進)・各期の初回の委員会において活動状況の評価を実施																																																																																																	
本店地域の声委員会 発足(4/18) 第1回委員会開催(5/11)		本店地域の声委員会 発足(4/18) 第1回委員会開催(5/11) 第2回委員会は本店へのデータ提出による情報共有に変更(8/14) 第3回委員会開催(11/9) 第4回委員会開催(2/12)																																																																																																	
発電所委員会 <委員会設置時期および頻度> 福島第一：H15.10(原則として毎週) 福島第二：H18. 2(四半期ごと) 柏崎刈羽：H19. 4(毎月) 東通：H19. 8(毎月)		立地地域部長レビュー(5/15) 原子力・立地本部長レビュー(5/21) 中越沖地震の影響に関する地域の声情報共有会議(10/1)																																																																																																	
		地域との対話活動を随時実施し、各期の初回の委員会において声の分析評価結果を審議するとともに、改善策の立案を行う。																																																																																																	
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 (1)管理番号「原子力-3」 地域との対話活動の充実を図ることで、情報発信・広聴機能の強化が行われていること。 (2)地域の声委員会が設置されていること。 (3)本店、各発電所で地域の声委員会が定期的開催されていること。 (4)上期および下期における初回の本店委員会にて、活動状況の評価が行われていること。	実施結果	(1)対話活動を充実させるため、地域との懇談会や意見交換会など日常の広聴活動の頻度を増やし、情報発信および広聴機能の強化を図った。また、対話活動により得た声については、地域の声委員会にて管理・運用を図った。 (2)地域の声委員会設置 本店：H19/4/18、福島第一：H15/10、福島第二：H18/2、柏崎刈羽：H19/4、東通：H19/8 (3)本店委員会の開催 四半期ごと(第1回：H19/5/10、第3回：H19/11/9、第4回：H20/2/12) 第2回はデータ提出による情報共有に変更(H19/8/14) 各発電所委員会の開催 福島第一(原則として毎週)、福島第二(四半期ごと)、柏崎刈羽(毎月)、東通(毎月)において地域の声委員会を開催。そのうち、分析評価結果の報告は四半期ごとに実施。 (4)上期および下期における初回の本店委員会において分析評価を審議し改善策を立案(H19/5/11、H19/11/9)	【評価】	完了																																																																																														
実効性評価方法	<評価方法> 地域の声から抽出したアクションが業務に反映されていることを確認する。 (地域の声委員会の実施状況に基づく自己評価) <評価基準> (1)半期毎に地域の声から抽出したアクションが決定されていること。 (2)四半期毎に地域の声から抽出したアクションの実施状況確認(フォロー・改善策の検討)が行われていること。 (議事録にて確認)	実効性評価結果	地域との懇談会や意見交換会等、対話活動の頻度が、平成18年度と平成19年度の比較において各発電所で増加したことを確認するとともに、対話活動により得た声の管理・運用について、今後継続可能なPDCAの確立を確認した。 (1)特別な場合を除き、定期的(四半期毎)に委員会を開催し、対象期間における地域の声分析評価結果の審議ならびに改善策立案を行っている。 (2)立案した改善策について、定期的(四半期毎)に開催した委員会で、進捗管理を実施した。	【評価】	有効																																																																																														
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。			【評価】	有効																																																																																														
総合評価及び今後の取組	方策的確実に実施され効果が確認できた。 対話活動で得た声を適切に管理・運用するため、半期ごとに分析評価を行い、その結果を「地域の声活用業務マニュアル」にて定める原子力・立地本部長レビュー/立地地域部長レビュー/所長レビューへ報告する。			【総合評価】	A																																																																																														

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	言い出す仕組みの対策 (2) 失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備(言い出す文化の醸成)	実施項目	(a) 失敗情報を重要視する価値観の浸透
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価G、 原子力・立地業務部 総括G	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度					
									10月	11月	12月	1月	2月	3月
「基本的行動規範」に失敗情報を重要視する価値観を明記し、浸透させる。	計画	<h1>原子力 - 5 参照</h1>												
	実績													

実施完了基準		実施結果		【評価】
--------	--	------	--	------

実効性評価方法		実効性評価結果		【評価】
---------	--	---------	--	------

監査結果				【評価】
------	--	--	--	------

総合評価及び今後の取組				【総合評価】
-------------	--	--	--	--------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 3 4

区分	言い出す仕組みの対策 (2) 失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備(言い出す文化の醸成)	実施項目	(b) 不適合管理の仕組みの改善																																																																																												
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価G	実施対象	各原子力発電所																																																																																												
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画</th> <th colspan="13">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">                     所管箇所が避けられなかったエラーを報告した場合、これ責めない考え方を明確にする。                      不適合管理委員会は上記の考え方に基づき運営を行う。                      上記の実施状況について、評価を実施し、必要に応じ見直しを実施する。                 </td> <td>                     不適合管理の仕組みの改善案検討                 </td> <td></td> <td></td> <td>                     不適合管理二次マニュアルの改定                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>                     実施状況について、評価を実施し、必要に応じ見直しを実施                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>                     不適合管理の仕組みの具体的な改善内容検討、発電所と協議済                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     不適合管理二次マニュアルの改定(7/1)                      マニュアルに基づき運用中                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>                     実施状況について、評価を実施(2/21)                 </td> </tr> </tbody> </table>													計画	19年度													3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	所管箇所が避けられなかったエラーを報告した場合、これ責めない考え方を明確にする。 不適合管理委員会は上記の考え方に基づき運営を行う。 上記の実施状況について、評価を実施し、必要に応じ見直しを実施する。	不適合管理の仕組みの改善案検討			不適合管理二次マニュアルの改定																						実施状況について、評価を実施し、必要に応じ見直しを実施	実績	不適合管理の仕組みの具体的な改善内容検討、発電所と協議済													不適合管理二次マニュアルの改定(7/1) マニュアルに基づき運用中												実施状況について、評価を実施(2/21)
計画	19年度																																																																																														
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																		
所管箇所が避けられなかったエラーを報告した場合、これ責めない考え方を明確にする。 不適合管理委員会は上記の考え方に基づき運営を行う。 上記の実施状況について、評価を実施し、必要に応じ見直しを実施する。	不適合管理の仕組みの改善案検討			不適合管理二次マニュアルの改定																																																																																											
													実施状況について、評価を実施し、必要に応じ見直しを実施																																																																																		
実績	不適合管理の仕組みの具体的な改善内容検討、発電所と協議済																																																																																														
	不適合管理二次マニュアルの改定(7/1) マニュアルに基づき運用中												実施状況について、評価を実施(2/21)																																																																																		
実施完了基準	(1)関連するマニュアルに反映されていること。 (2)必要に応じて見直しが行われていること。	実施結果	(1)H19/7/1 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアルを改定し反映した。 (2)H20/2 当社社員及び協力企業にアンケートを実施し、評価を実施した。										【評価】 完了																																																																																		
実効性評価方法	<評価方法> (1)「不適合の責めない考え方」の浸透状況について、所員及び協力企業にアンケートにより確認する。 <評価基準> (1)アンケート結果が良好なこと。	実効性評価結果	アンケート結果より不適合の「責めない考え方」がほぼ実践されていること(約80%)が確認できた。これは失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備という観点から有効であったと考える。 なお、今後も引き続き、当社社員と協力企業に不適合の「責めない考え方」を継続して周知し、より浸透させていく。										【評価】 有効																																																																																		
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・不適合管理委員会の運営状況の確認及び関係者からの聞き取りにより、「責めない考え方」が実践されていることから、有効であると評価する。											【評価】 有効																																																																																			
総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が確認できた。 なお、今後も引き続き不適合の「責めない考え方」を継続して周知していく。											【総合評価】 A																																																																																			

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	言い出す仕組みの対策 (2)失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備(言い出す文化の醸成)	実施項目	(c)業務の集中的見直し																																																																
実施部署	原子力品質・安全部 運営改善推進G	実施対象	本店、各原子力発電所																																																																
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <p>業務の集中的な見直しについて、具体的な実施方法を検討し、策定する。(全社大で問題行為・リスクの確認を行う「業務の点検月間」を設置等) 本店業務主管部門がテーマを選定し、各発電所・本店でグループ討議を実施する。</p> <p>洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直す。 重大な法令違反等が確認された場合は、速やかに情報公開する。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項参照】</p> </td> <td>計画</td> <td colspan="12"> <p>具体的実施方法の策定(全社大)</p> <p>● 経営層店所訪問(全社大)</p> <p>● 5/18 本店・各発電所へ周知</p> <p>● テーマ設定</p> <p>● 設定したテーマに基づき、発電所にて討議</p> <p>● 9/13 リスク管理委員会へ報告(全社大)</p> <p>● 発電所から提示された事例も含め、本店にて討議</p> <p>● 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し</p> </td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td colspan="12"> <p>具体的実施方法の策定(全社大)</p> <p>● 経営層店所訪問(全社大)</p> <p>● 5/18 テーマ選定し各発電所へ周知</p> <p>● 「業務の点検月間(発電所)」</p> <p>● 各発電所にて討議を実施、7/13に完了</p> <p>● 本店説明会 7/11</p> <p>● 「業務の点検月間(本店)」</p> <p>● 7/23 発電所から提示された事例も含め、本店にて討議</p> <p>● 9/13 リスク管理委員会へ報告(全社大)</p> <p>● 10/24 フォローの仕組みについて、本店・発電所へ周知を実施</p> <p>● 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し</p> </td> </tr> </tbody> </table>													18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>業務の集中的な見直しについて、具体的な実施方法を検討し、策定する。(全社大で問題行為・リスクの確認を行う「業務の点検月間」を設置等) 本店業務主管部門がテーマを選定し、各発電所・本店でグループ討議を実施する。</p> <p>洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直す。 重大な法令違反等が確認された場合は、速やかに情報公開する。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項参照】</p>	計画	<p>具体的実施方法の策定(全社大)</p> <p>● 経営層店所訪問(全社大)</p> <p>● 5/18 本店・各発電所へ周知</p> <p>● テーマ設定</p> <p>● 設定したテーマに基づき、発電所にて討議</p> <p>● 9/13 リスク管理委員会へ報告(全社大)</p> <p>● 発電所から提示された事例も含め、本店にて討議</p> <p>● 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し</p>												実績	<p>具体的実施方法の策定(全社大)</p> <p>● 経営層店所訪問(全社大)</p> <p>● 5/18 テーマ選定し各発電所へ周知</p> <p>● 「業務の点検月間(発電所)」</p> <p>● 各発電所にて討議を実施、7/13に完了</p> <p>● 本店説明会 7/11</p> <p>● 「業務の点検月間(本店)」</p> <p>● 7/23 発電所から提示された事例も含め、本店にて討議</p> <p>● 9/13 リスク管理委員会へ報告(全社大)</p> <p>● 10/24 フォローの仕組みについて、本店・発電所へ周知を実施</p> <p>● 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し</p>											
18年度	19年度																																																																		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
<p>業務の集中的な見直しについて、具体的な実施方法を検討し、策定する。(全社大で問題行為・リスクの確認を行う「業務の点検月間」を設置等) 本店業務主管部門がテーマを選定し、各発電所・本店でグループ討議を実施する。</p> <p>洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直す。 重大な法令違反等が確認された場合は、速やかに情報公開する。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項参照】</p>	計画	<p>具体的実施方法の策定(全社大)</p> <p>● 経営層店所訪問(全社大)</p> <p>● 5/18 本店・各発電所へ周知</p> <p>● テーマ設定</p> <p>● 設定したテーマに基づき、発電所にて討議</p> <p>● 9/13 リスク管理委員会へ報告(全社大)</p> <p>● 発電所から提示された事例も含め、本店にて討議</p> <p>● 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し</p>																																																																	
	実績	<p>具体的実施方法の策定(全社大)</p> <p>● 経営層店所訪問(全社大)</p> <p>● 5/18 テーマ選定し各発電所へ周知</p> <p>● 「業務の点検月間(発電所)」</p> <p>● 各発電所にて討議を実施、7/13に完了</p> <p>● 本店説明会 7/11</p> <p>● 「業務の点検月間(本店)」</p> <p>● 7/23 発電所から提示された事例も含め、本店にて討議</p> <p>● 9/13 リスク管理委員会へ報告(全社大)</p> <p>● 10/24 フォローの仕組みについて、本店・発電所へ周知を実施</p> <p>● 洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し</p>																																																																	
実施完了基準	<p>(1) 討議テーマを選定し、本店・発電所全グループが討議を終了し、リスク管理委員会に討議結果が報告されていること。</p> <p>(2) フォローの仕組みについて、本店・発電所へ周知されていること。</p>	実施結果	<p>(1) H19/9/13 本店・発電所の討議結果について、リスク管理委員会に報告した。</p> <p>(2) H19/10/24 フォローの仕組みについて、本店・発電所へ周知した。</p>										【評価】	完了																																																					
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt;</p> <p>(1)フォローの仕組みに基づき、洗い出された事例が確実に見直されていることを確認する。</p> <p>(2)全社大で実施するアンケートに基づき評価を実施する。(当面アンケートを継続して実施)</p> <p>(アンケートは、今まで言えなかったようなことも言えるようになったか、課題と感ずるテーマについて討議できたか、討議は法令遵守・業務品質の向上に役立ったか、の観点で実施する。)</p> <p>&lt;評価基準&gt;</p> <p>言い出す仕組みが機能し、確実に業務の見直しが行われていること。</p>	実効性評価結果	<p>言い出す仕組みが機能していること、フォローの仕組みに基づき確実に業務の見直しが行われていることが確認されたことから、本取り組みは有効であると評価できる。(下記アンケート結果 参照)ただし、アンケート および の結果から、約6割が肯定的ではあるが、テーマ選定等実施方法について改善の余地があると考えられる。</p> <p>&lt;アンケート結果(原子力部門集計結果)&gt;</p> <p>今まで言えなかったようなことも言えるようになった : 78%</p> <p>課題と感ずるテーマについて討議できた : 69%</p> <p>討議は法令遵守・業務品質の向上に役立った : 66%</p>										【評価】	有効																																																					
監査結果	<p>・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</p> <p>・アンケート結果では「言い出す仕組み」として肯定的な結果が得られており、次年度も継続していくことにより効果が期待できることから、有効であると評価する。</p>												【評価】	有効																																																					
総合評価及び今後の取組	<p>新たな取組みであり、継続することで、更なる効果が期待出来ると評価。</p> <p>効果的な取組みとして、引き続き次年度も全社大で「業務の点検月間」を実施するが、実施方法については改善を加えることとする。</p> <p>次年度も同様のアンケートを用いて、平成19年度に比べて結果が向上または減少しているかを評価基準とすることで、改善度合いを確認していく。</p>											【総合評価】	A																																																						



【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	言い出す仕組みの対策 (2) 失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備(言い出す文化の醸成)	実施項目	(d) 失敗に学ぶ体制整備											
実施部署	原子力・立地業務部 育成・倫理G、 原子力品質・安全部 品質・安全評価G、 各原子力発電所	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>安全性向上に資するため、失敗を体系的に研究し、協力企業を含めて研修を実施する体制・プロセスを検討し、実施案を策定する。 上記実施案について承認を得る。 実施案に基づき、実施に向けた対応を実施する。 失敗に学ぶため、継続的に教育を実施すべき事項について抽出を行う。 抽出した結果に基づき、事例教育を行うための教材の作成・教育方法の検討・立案を行い、教育を実施する。</p>		計画	失敗事例を研究し、教育に反映するための体制・プロセスの案を策定											
			<p>継続的に教育を実施すべき事項の抽出</p> <p>事例を教育する教材の作成・教育方法の策定・教育の実施</p> <p>実施案の承認</p> <p>実施に向けた対応</p>											
		実績	失敗事例を教育に反映するための体制・プロセスの案を検討											
			<p>継続的に教育を実施すべき事例の抽出</p> <p>教育すべき知識、技能、態度の抽出</p> <p>科目の作成</p> <p>教材の作成</p> <p>事例を教育する教材の作成・教育方法の策定・教育の実施</p> <p>実施に向けた対応</p> <p>実施案の承認 2/27</p> <p>完成したものをから順次教育開始予定</p>											
実施完了基準	(1) 失敗事例を教育に反映させるための体制・プロセスの案が策定、承認されていること。 (2) 事例教育を行うための教材の作成・教育方法が策定されていること。 (3) 事例教育が実施されていること。	実施結果	(1) 失敗事例を教育に反映させるための体制・プロセスの案を作成し、2/27に承認された。 (2) 継続的に教育すべき事例を抽出し、教材の案を作成した。 (3) 事例教育を3月に実施した。(3/24完了)											
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; 教育実施後、受講者に対してアンケートを実施し、その結果に基づき評価する。(アンケートは教育の都度実施する) (アンケートは、研修内容を今後の業務に活かせるか、今後の業務に活かしたいと思うか、今後も研修を継続した方がよいか、の観点で実施する。)</p> <p>&lt;評価基準&gt; アンケート結果が良好であること。</p>	実効性評価結果	<p>アンケートの結果は以下の通り「良好」な結果が得られたことより、実効性があったと判断する。 研修内容を今後の業務に活かせるか [活かせる側の回答が96%] 今後の業務に活かしたいと思うか [活かしたい側の回答が98%] 今後も研修を継続した方がよいか [継続した方がよいの回答が98%]</p>											
監査結果	<p>・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施されており、これらの対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。</p>											【評価】 有効		
総合評価及び今後の取組	<p>方策が的確に実施され効果が確認できた。 今後は、研修を継続して実施するとともに、失敗事例を教育に反映する体制・プロセスを日常業務に定着化させるため要領書(教育及び訓練基本マニュアルの参考文書)に基づき実施していく。</p>											【総合評価】 A		

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	言い出す仕組みの対策 (2) 失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備(言い出す文化の醸成)	実施項目	(e) 安全に関するセミナー等の開催
実施部署	原子力品質・安全部 運営改善推進G、品質・安全評価G、 原子力・立地業務部 原子力調査G、立地地域部 広報G	実施対象	各原子力発電所、協力企業、地元

アクションプラン		18年度	19年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
地域のご意見・参画を頂きながら、安全に関するセミナー等を定期的で開催する。	計画		セミナー等の方針及びカリキュラムの策定、運営方法の検討	講師日程調整 開催日程見直し												
	実績		方針案検討	第1回プロジェクト会議 (方針決定)				(9/3)(中止) セミナー開催(柏崎刈羽地区)			12/3 セミナー開催(柏崎刈羽地区)					
								9/25 セミナー開催(福島地区)								3/4 セミナー開催(福島地区)

実施完了基準	(1)安全に関するセミナーが定期的で開催されていること。	実施結果	安全に関するセミナーの開催実績は以下の通りであり、定期的で開催されている。 ・9/25、3/4 福島地区 ・12/3 柏崎刈羽地区	【評価】 完了
--------	------------------------------	------	---	------------

実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; (1)セミナー参加者から得られたアンケートによる評価を行う。(アンケートはセミナーの都度実施する) (アンケートは、有益なセミナーであったか、今後もセミナーへの参加を希望するか、の観点で実施する。)</p> <p>&lt;評価基準&gt; アンケート結果が良好であること。</p>	実効性評価結果	アンケート結果から、福島、柏崎地区共に参加者のセミナー内容に対する評価は高く(福島地区95%、柏崎地区94%)、また共に具体的な講演で、「マニュアルを余り当てにするな」「現場の人間は真実を見抜いているものだ」「本音で現場と語れ」「失敗をさせよ」などなど、有益な示唆に富む話が有り、今後日々の活動の中で反映する有益な提案が多くあったが、これをしっかり受止めたアンケート結果であった。	【評価】 有効
---------	--	---------	--	------------

監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。</li> <li>参加者からは高い評価を受けており、継続して実施することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。</li> </ul>			【評価】 有効
------	---	--	--	------------

総合評価及び今後の取組	<p>方策が的確に実施され効果が確認できた。 今後も、示唆に富む講演を企画し、協力企業を含む発電所を刺激し、啓蒙する。安全月間、品質月間等にて本セミナーを継続的に開催する。</p>			【総合評価】 A
-------------	--	--	--	-------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 3 8

区分	言い出す仕組みの対策 (3) 本店の発電所支援機能の強化(発電所の業務プレッシャーの軽減)	実施項目	(a) 本店組織の改編
実施部署	原子力・立地業務部 原子力企画G	実施対象	本店

アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
原子力発電所への的確支援、課題や悩みの解決がより組織的に進むよう本店組織を改編する。	計画	<h1>原子力 - 21 参照</h1>													
	実績														

実施完了基準		実施結果		【評価】
--------	--	------	--	------

実効性評価方法		実効性評価結果		【評価】
---------	--	---------	--	------

監査結果				【評価】
------	--	--	--	------

総合評価及び今後の取組				【総合評価】
-------------	--	--	--	--------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	電事連大で展開する再発防止対策を踏まえ追加して実施する対策 (1) コンプライアンス意識の一層の定着・浸透	実施項目	(a) 組織風土評価の活用	
実施部署	原子力設備管理部 原子炉安全技術G 原子力・立地業務部 原子力調査G	実施対象	各原子力発電所	
アクションプラン	<p>日本原子力技術協会 (JANTI) の組織風土評価結果に基づき、改善策を検討・実施する。</p> <p>&lt;追記&gt; 新潟県中越沖地震の影響により、行動計画の見直し実施。国・県へも説明済み従って、本年度は改善策の検討までとする。</p>	<p>18年度 3月</p> <p>3/9 柏崎でのアンケート調査 (JANTI) ● 5/25 調査結果の中間報告 (JANTI)</p> <p>19年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月</p> <p>改善等のコンサルティング (JANTI) 平成20年度以降に繰り延べ</p> <p>行動計画に従い、柏崎刈羽原子力発電所における組織風土については、日本原子力技術協会によるアンケート調査を計画とおり実施したものの、新潟県中越沖地震の影響により、詳細な評価・分析のためのヒアリングや業務環境の調査等が実施できない見通しである。福島第一・第二原子力発電所について実施することを検討する。</p> <p>9/下 発電所変更に伴う 対外調整 ● 9/26 JANTI部会に より承認 10/下 調整・準備</p> <p>調査説明会 (福島第二・福島第一) ● ● 福島第二 11/6 福島第一 11/13 11/中 12/上 アンケート調査 (対象 福島第二、福島第一)</p> <p>3/9 柏崎でのアンケート調査 (JANTI) ● 5/25 調査結果の中間報告 (JANTI)</p> <p>3/12 ● 福島第二 への報告 (JANTI)</p> <p>改善策の検討</p>		
実施完了基準	JANTIによる組織風土調査結果 (アンケート等) により改善策の検討・実施が行われていること。	実施結果	<p>(柏崎刈羽) : JANTIによるアンケート調査をH19/2~3に実施 改善策の検討中に新潟県中越沖地震により計画見直し (福島第一、福島第二) : H19/11~12にアンケート調査を実施 アンケート結果 - 柏崎刈羽の意識調査結果報告 (H16/4/26) - 安全文化測定アンケート結果報告 (柏崎刈羽) 柏崎刈羽は向上が見られた - 安全文化測定アンケート結果報告 (福島第一) 福島第一は柏崎刈羽と同程度 - 安全文化測定アンケート結果報告 (福島第二) 福島第二は高い水準 H20/2から改善策の検討を実施。 各発電所は、計画を策定し、保安運営委員会に図り、平成20年度から実施する予定。</p>	【評価】 継続中
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	—	【評価】 —
監査結果	<p>・見直し後の行動計画に基づき、アクションプランが実施され、計画通りに進捗しているものと判断する。</p> <p>・主旨に則りアクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるが、改善策の検討・実施が平成20年度になることから、現時点では判断できない。</p>			【評価】 現段階では判断できず
総合評価及び今後の取組	アンケート結果を基に改善策の計画を策定中であり、計画が明確になっていないため、個別に行動計画を策定し、管理責任者レビューに報告する。			【総合評価】 B

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 4 0

区分	電事連大で展開する再発防止対策を踏まえ追加して実施する対策 (1) コンプライアンス意識の一層の定着・浸透	実施項目	(b) 安全文化醸成にかかる教育の充実											
実施部署	原子力・立地業務部	実施対象	本店、各原子力発電所											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本原子力技術協会 (JANTI) 等のe-ラーニングを活用し、安全文化に係る教育の充実を図る。		計画	JANTIのシステム変更 当社業務用PCのソフトウェアバージョンアップ 受講対象者への受講方法の周知 発電所等でのe-ラーニングの実施											
		実績	JANTIのシステム変更済 (50 / 100 アクセスへ) e-ラーニングの実施 (福島第一) 当社業務用PCソフトウェアバージョンアップの検証実施 8/3 e-ラーニングの実施 (柏崎刈羽) ソフトウェアの配付・e-ラーニングの実施 (福島第二) e-ラーニングの実施 (本店・東通)											
実施完了基準	(1)JANTIのe-ラーニングを安全文化に係る教育として位置づけ、周知がされていること。 (2)受講が完了していること。	実施結果	(1) 8 / 3にJANTIのe-ラーニング受講について周知し、8 / 7から受講を開始した。 (2) 本店・全サイトにて受講を完了した。										【評価】 完了	
実効性評価方法	<評価方法> e-ラーニングの受講率を確認し、活用状況を評価する。 <評価基準> 受講率100% ここでの教育は日本原子力技術協会制作のe-ラーニングを受講するものであり、反復して受講するものではなく、安全文化醸成に関する動機付けとなるものである。 e-ラーニングのコンテンツには設問が設けられ、これに答えた後に解説がなされるという構成となっており、本人が誤った認識を持っていた箇所について、理解を深めることができる。したがって、e-ラーニングを受講することにより安全文化の理解につながると判断できるため受講率を指標とした。	実効性評価結果	福島第二、福島第一、東通、柏崎刈羽では、期限内に受講率100%を達成したため実効的であったと判断する。 本店については、期限内受講率99%であった。期限内の100%は達成できなかったが高値であることから実効的であったと判断する。なお未受講者について教育を受講するようフォローを実施し、速やかに(2月中旬までに)100%を達成した。										【評価】 有効	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、安全文化の理解につながると判断できるため、有効であると評価する。												【評価】 有効	
総合評価及び今後の取組	再発防止対策完了												【総合評価】 A	

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 4 1

区分	電事連大で展開する再発防止対策を踏まえ追加して実施する対策	実施項目	( a ) 協力事業者との情報共有												
実施部署	原子力品質・安全部 品質・安全評価 G	実施対象	各原子力発電所												
アクションプラン		18年度	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不適合情報（NUC I A 情報を含む）などについて、協力企業との品質連絡会等の場を利用して情報共有を図る。 BWR事業者協議会（BWRオーナーズ会議）を通じて、プラントメーカーと継続して情報共有を図る。		計画	不適合情報等を協力企業と共有する方法について検討・立案												
			検討結果に基づく情報の共有化												
		実績	BWR事業者協議会を通じた、プラントメーカーとの情報の共有化												
			不適合管理システムを使った自企業3発電所の不適合情報の共有方法の検討 8/9東電QA連絡会の開催（共有化の開始） 検討結果に基づく協力企業との情報の共有化 4/23 BWR事業者協議会 第3回ステアリング会議 10/17 BWR事業者協議会 第4回ステアリング会議 BWR事業者協議会を通じた、プラントメーカーとの情報の共有化												
実施完了基準	(1)品質連絡会等を通じ協力事業者との情報共有がされていること。 (2) BWR事業者協議会を通じてプラントメーカーとの情報共有が継続的に実施されていること。	実施結果	(1) H19/8/9 東電QA連絡会を通じ協力事業者との情報共有がされていることを確認した。 (2) BWR事業者協議会を通じてプラントメーカーとの情報共有が原則毎月実施されていることを確認した。												【評価】 完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	—												【評価】 実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・主旨に則りアクションプランが実施することにより、当初の目的が達成されるため、有効であると評価する。												【評価】 有効		
総合評価及び今後の取組	方策が的確に実施され効果が確認できた。 日常業務の中で定着化しており、引き続き対応する。												【総合評価】 A		

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	再発防止対策の評価と確認 (1) 今回の再発防止対策の進捗状況と実効性の評価	実施項目	(a) 自己評価の実施
実施部署	原子力・立地業務部 原子力企画G、 原子力品質・安全部 運営改善推進G	実施対象	本店、各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度															
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
原子力検討会の下に「再発防止対策フォローアップ会議」を新たに設け、再発防止対策の進捗状況の確認、実効性の評価を定期的(四半期毎)に実施し検証する。必要に応じ、再発防止対策の見直しを実施する。 マネジメントレビューの仕組みを活用した進捗状況・実効性評価の具体的実施方法を検討し立案する。 自己評価と管理者レビューを定期的に実施する。 【全社大再発防止対策行動計画 再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善参照】	計画					● 実施方法周知												
	実績				● 6/7東通 6/8 福島第一、福島第二 6/11 柏崎刈羽		● 6/12「第1回再発防止対策フォローアップ会議」実施 ● 8/22要領書改定	● 8/27「第2回再発防止対策フォローアップ会議」実施	● 11/20「第3回再発防止対策フォローアップ会議」実施					● 3/3「第4回再発防止対策フォローアップ会議」実施				

実施完了基準	<b>【制度構築・運用状況】</b> アクションプランの ~ の実施を持って完了とする。 (1)再発防止対策フォローアップ会議については、四半期毎に会議を開催し、76項目の評価を持ち、会議の完了宣言とする。 (2)管理責任者の行うレビューについては、半期毎に実効性評価を検証すること。	実施結果	(1)再発防止対策フォローアップ会議については、四半期毎に会議を開催し、76項目の評価を完了した。 開催実績は、第1回6/12、第2回8/27、第3回11/20、第4回3/3 (2)9/19管理責任者レビューにおける実効性評価要領制定 (3)12/4管理責任者レビュー実施 3/3半期毎の管理責任者の行うレビューではないが、再発防止対策フォローアップ会議に自己評価結果をインプットした。	【評価】 完了
--------	---	------	---	------------

実効性評価方法	アクションプランを実施(自己評価の実施)することにより、当初の目的(今回の再発防止対策の進捗状況と実効性の評価を行い、改善を行っていくこと)が達成される。	実効性評価結果	———	【評価】 実施を以て完了
---------	---	---------	-----	-----------------

監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、アクションプランが実施され、計画通りに進捗しているものと判断する。</li> <li>アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。</li> </ul>			【評価】 有効
------	---	--	--	------------

総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月3日開催した「第4回フォローアップ会議」において、全76項目の実効性評価を審議した。実効性が確認できなかった9項目については、「管理責任者レビュー」に実施状況をインプットしていくこととし、これらを除く67項目については、既存の業務管理の仕組み(品質マネジメントシステム)の中で、管理・監視していく。</li> <li>管理責任者レビューでの実効性評価については、年度末に行った再発防止対策フォローアップ会議における評価結果を必要に応じて実施要領に反映し、半期毎に実施する管理責任者のレビューに自己評価結果をインプットしていく。</li> </ul>			【総合評価】 A
-------------	---	--	--	-------------

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	再発防止対策の評価と確認 (1) 今回の再発防止対策の進捗状況と実効性の評価	実施項目	(b) 原子力品質監査部による評価																																																																		
実施部署	原子力品質監査部	実施対象	本店、各原子力発電所																																																																		
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     テーマ設定                      4/13                      4/3,4                      年度品質監査計画策定                 </td> <td colspan="5">                     原子力安全・品質保証会議にて選定                      監査計画作成                 </td> <td colspan="2">                     監査の実施                 </td> <td colspan="5">                     常務会へ報告                      原子力安全・品質保証会議へ報告                      12/21                      3/5                      再発防止策検討部会へ報告                 </td> </tr> <tr> <td colspan="13">                     再発防止対策の実施状況と実効性の確認。                      原子力安全・品質保証会議のテーマ監査として実施する。                      監査後、2ヶ月を目途に常務会、原子力安全・品質保証会議に報告する。                      再発防止の視点を織り込んだ業務品質監査の実施。                      H19年度の原子力品質監査方針に再発防止の視点を織り込み、業務品質監査における監視機能を充実する。                      【全社大再発防止対策行動計画 の2項及び再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善参照】                 </td> <td>                     4/13                      テーマ設定                      原子力安全・品質保証会議にて選定                      実施計画書発行8/3                      監査計画作成                      テーマ監査の実施                      9/13～11/20                      12/11                      原子力安全・品質保証会議へ報告                      12/21                      監査実施報告書発行                      12/21                      フォローアップ監査（特別監査）の実施                      2/12～2/27                 </td> </tr> <tr> <td colspan="13">                     監査計画に基づき、本店及び原子力発電所にて業務品質監査を実施                 </td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	テーマ設定 4/13 4/3,4 年度品質監査計画策定	原子力安全・品質保証会議にて選定 監査計画作成					監査の実施		常務会へ報告 原子力安全・品質保証会議へ報告 12/21 3/5 再発防止策検討部会へ報告					再発防止対策の実施状況と実効性の確認。 原子力安全・品質保証会議のテーマ監査として実施する。 監査後、2ヶ月を目途に常務会、原子力安全・品質保証会議に報告する。 再発防止の視点を織り込んだ業務品質監査の実施。 H19年度の原子力品質監査方針に再発防止の視点を織り込み、業務品質監査における監視機能を充実する。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項及び再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善参照】													4/13 テーマ設定 原子力安全・品質保証会議にて選定 実施計画書発行8/3 監査計画作成 テーマ監査の実施 9/13～11/20 12/11 原子力安全・品質保証会議へ報告 12/21 監査実施報告書発行 12/21 フォローアップ監査（特別監査）の実施 2/12～2/27	監査計画に基づき、本店及び原子力発電所にて業務品質監査を実施												
18年度	19年度																																																																				
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																									
テーマ設定 4/13 4/3,4 年度品質監査計画策定	原子力安全・品質保証会議にて選定 監査計画作成					監査の実施		常務会へ報告 原子力安全・品質保証会議へ報告 12/21 3/5 再発防止策検討部会へ報告																																																													
再発防止対策の実施状況と実効性の確認。 原子力安全・品質保証会議のテーマ監査として実施する。 監査後、2ヶ月を目途に常務会、原子力安全・品質保証会議に報告する。 再発防止の視点を織り込んだ業務品質監査の実施。 H19年度の原子力品質監査方針に再発防止の視点を織り込み、業務品質監査における監視機能を充実する。 【全社大再発防止対策行動計画 の2項及び再発防止対策の実施状況の確認と対策の見直し・改善参照】													4/13 テーマ設定 原子力安全・品質保証会議にて選定 実施計画書発行8/3 監査計画作成 テーマ監査の実施 9/13～11/20 12/11 原子力安全・品質保証会議へ報告 12/21 監査実施報告書発行 12/21 フォローアップ監査（特別監査）の実施 2/12～2/27																																																								
監査計画に基づき、本店及び原子力発電所にて業務品質監査を実施																																																																					
実施完了基準	再発防止対策の実施状況と実効性の確認。 (1)再発防止対策の実施状況と実効性の確認がテーマ監査として実施されていること。 (2)監査後、常務会、原子力安全・品質保証会議、再発防止対策検討部会に報告されていること。 再発防止の視点を織り込んだ業務品質監査の実施。 (3)再発防止の視点を織り込んだ業務品質監査が実施されていること。	実施結果	(1)再発防止対策の実施状況と実効性の確認をテーマ監査として実施し、12/21に監査実施報告書を発行した。 (2)監査後、12/11に常務会、12/21に第17回原子力安全・品質保証会議に報告した。また、その後のフォローアップ監査の結果を含めて、3/5の再発防止策検討部会に報告した。 (3)監査計画に基づき、本店及び原子力発電所にて業務品質監査（社外提出データの適切性確認）を実施。（実施率100%：133件/133件中）	【評価】 完了																																																																	
実効性評価方法	・テーマ監査により、再発防止対策への取組みが、主旨に則り確実に行われていることを確認する。 ・業務品質監査において、社外提出データのサンプリングチェックにより、担当部署への注意喚起を行うこと。	実効性評価結果	・テーマ監査により、再発防止対策の取組みが主旨に則り確実に行われていることを確認し、今後、より有効な対策としていくための課題を抽出したことは有効であると評価する。 ・業務品質監査の都度、社外提出データのサンプルチェックを実施し注意喚起がなされたため、有効であると評価する。	【評価】 有効																																																																	
監査結果				【評価】 -																																																																	
総合評価及び今後の取組	再発防止対策の実施状況と実効性の確認について監査を実施し、結果を再発防止策検討部会に報告したこと、及び従前の業務品質監査に加え、再発防止の視点を織り込んだ監査（社外提出データの適切性確認）を実施したことから、当初の目的が達成されたため、完了とする。 なお、計画に対して遅れているもの、計画通りに進んでいるが完了が平成20年度のものについては、平成20年度も監査活動で確認する。また、再発防止の視点を織り込んだ監査も継続して実施する。			【総合評価】 A																																																																	



【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 4.4

区分	再発防止対策の評価と確認 (2) 今後、疑義のある事案が見つかった場合の体制の整備	実施項目	(a) 受け皿の整備											
実施部署	リスク管理委員会、不適合管理委員会、企業倫理相談窓口 等	実施対象	本店、各原子力発電所											
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	19年度 10月 11月 12月 1月 2月 3月					
今回の調査実績を踏まえ、今後の事案に対する調査方法・プロセス・体制を整備する。		計画	今後の業務点検等において疑義のある事案が見つかった場合は、今回の調査実績を踏まえ、社内の適切な既存組織で対応											
		実績	継続対応中 不適合管理二次マニュアルの改訂(7/1)											
実施完了基準	今回の調査実績を踏まえ、今後の事案に対する調査方法・プロセス・体制を整備していること。	実施結果	不適合の範囲に、改ざん等の疑義が事実であると判明した事項を明確にした(平成19年7月1日、不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル改訂)。 また、改ざん等が確認された場合には、「リスク管理規定」に則り、リスク管理委員会(専門部会含む)に報告され、審議されることを確認した。なお、今までに対応実績はない。									【評価】 完了		
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	今回疑義のある事案が見つかった場合の調査方法・プロセス・体制を明確にしたことから、今後の確に処理されることが期待される。									【評価】 有効		
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため有効であると評価する。										【評価】 有効			
総合評価及び今後の取組	今回疑義のある事案が見つかった場合の調査方法・プロセス・体制を明確にしたことから、今後の確に処理されることが期待される。										【総合評価】 A			

【原子力発電設備に関する再発防止対策の実施状況及び実効性の評価】

区分	再発防止対策の評価と確認 (3) 企業体質改善の取組みについて第三者委員会の評価を受ける仕組み	実施項目	(a) 第三者委員会による評価												
実施部署	原子力品質監査部	実施対象													
アクションプラン		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
再発防止対策を原子力安全・品質保証会議へ報告・審議する。 会議の議事詳細をホームページ（HP）に掲載する。 会議体としてのメッセージをHP等で開示・発信する。		計画	● 4/13 会議開催（第15回） ● 4/17 議事内容 HP公開 ● 4/27 所感 HP公開	再発防止対策の評価								● 12/21 会議開催（第16回） 再発防止対策の実施状況と 有効性の評価			
		実績	● 会議開催（第15回） ● 議事内容 HP公開 ● 所感 HP公開	再発防止対策の評価								● 12/21 会議開催（第17回） 再発防止対策の実施状況と 有効性の評価 ● 議事内容 12/25 HP公開			
実施完了 基準	(1)再発防止対策を原子力安全・品質保証会議に報告・審議すること。 (2)再発防止対策の実施状況と有効性について、原子力安全・品質保証会議に報告・審議すること。 (3)会議の議事内容、会議体としてのメッセージをホームページで公開すること。	実施結果	(1) 4/13 再発防止対策を第15回原子力安全・品質保証会議へ報告・審議した。 (2) 12/21 再発防止対策の実施状況と有効性について、第17回原子力安全・品質保証会議に報告し、評価を受けた。 (3) 4/17に第15回会議の議事内容、4/27に会議体としてのメッセージ、12/25に第17回会議の議事内容をホームページで公開した。										【評価】 完了		
実効性 評価方法	・原子力安全・品質保証会議を通じ、再発防止対策及び再発防止対策への取組み状況について第三者である委員の評価を受けること。	実効性 評価結果	・原子力安全・品質保証会議で、再発防止対策及び再発防止対策への取組み状況について、第三者の委員の方々に審議して頂き、評価を受けたことは有効であると評価する。										【評価】 有効		
監査結果		-											【評価】 -		
総合評価 及び 今後の取組	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されたため、完了とする。 なお、テーマ監査で抽出された課題と、原子力安全・品質保証会議の委員から頂いたコメントについては、次回の原子力安全・品質保証会議（H20/5）でフォロー予定。											【総合評価】 A			

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	2 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実												
実施部署	総務部	実施対象	管理職												
アクションプラン		19年度													
		18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【管理職に対する研修】 -1 管理職に対する研修を必修化し、各企業倫理担当へ実施を依頼。 -2 役割に応じて求められるケース・メソッド等の研修を実施。		計画	3/23 ● 実施依頼	各職場における管理職への研修										10/中 ● 上期分の実績報告	
		実績	3/23 ● 実施依頼	各職場における管理職への研修 上期分の実績報告 H19.4～H20.1の実績報告 企業倫理講演会 9/3、6（本店） ● 事例研修等（1F） 8/7 ● ケースメソッド（2F） 9/18 ● 9/28 ● 10/29（2F） ● 11/12-14 ● 12/25 ● 1/28 ● 1/29 ● 1/15 ● 1/28（KK） ● 2/中旬 ●											
実施完了基準	【制度構築状況】 ・管理職への研修の実施依頼（3/23） 【運用状況】 ・特別管理職研修の受講率（目標100%）	実施結果	【制度構築状況】 ・完了：管理職への研修の実施依頼（3/23） 【運用状況】 ・完了：特別管理職研修の受講率 99%（3977人/3978人） 研修受講率がほぼ100%となったことから、対策の実施は完了 <原子力部門> 全て100% ・本店：146/146人 ・福島第一：100/100人 ・福島第二：74/74人 ・柏崎刈羽：121/121人 ・東通：19/19人										【評価】 完了		
実効性評価方法	<評価方法> 特別管理職を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ・行動基準の実践度合い（Q4 継続） ・管理職としての役割に関する再認識の度合いQ18 新規） <評価基準> アンケート結果が良好なこと。	実効性評価結果	特別管理職を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり >全社大では ・（Q4）：プラス評価が87%、対前回+4.4%向上 ・（Q18）：プラス評価が99% >原子力部門では ・（Q4）：プラス評価が87%、対前回+2.5%向上 ・（Q18）：プラス評価が98%であり、全社同等の実践度・認識度が認められた。 行動基準の実践度合いが向上しており、役割の再認識度合いも高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考える。										【評価】 有効		
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アンケート結果により良好な結果が得られているため、有効であると評価する。											【評価】 有効			
総合評価及び今後の取組	・方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るためには、特別管理職がその職責・役割を強く認識し、企業倫理遵守を率先垂範していくことを繰り返し徹底する必要があることから、平成20年度も、特別管理職への研修を継続して実施していく。 ・また、研修内容は各職場の自主性に任せつつ、各所からの研修用ツールの提供要望を踏まえ、研修用ツールもさらに充実させていく。											【総合評価】 A			

【全社大再発防止対策（原子力部門）の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 4.7

区分	意識面（しない風土）の対策	実施項目	4 部門間、事業所間の人材交流の推進																																																																																												
実施部署	労務人事部	実施対象	工務部門、火力部門、原子力部門等																																																																																												
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計画</td> <td>●</td> <td colspan="3">関係各部との調整</td> <td>●</td> <td colspan="8">必要に応じて適宜実施</td> </tr> <tr> <td colspan="4">異動方針周知</td> <td colspan="2">7/1 異動実施</td> <td colspan="6">チェック&amp;フォロー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>●</td> <td colspan="3">関係各部との調整</td> <td>●</td> <td colspan="8">必要に応じて適宜実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3/30 平成19年度定期異動方針周知</td> <td colspan="2">7/1 異動実施</td> <td colspan="6"></td> <td>●</td> <td colspan="2">1/28 異動実施</td> <td>●●</td> <td>2/上~下旬 人材交流に関するアンケート実施</td> </tr> </tbody> </table>													18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計画	●	関係各部との調整			●	必要に応じて適宜実施								異動方針周知				7/1 異動実施		チェック&フォロー						実績	●	関係各部との調整			●	必要に応じて適宜実施								3/30 平成19年度定期異動方針周知		7/1 異動実施								●	1/28 異動実施		●●	2/上~下旬 人材交流に関するアンケート実施
18年度	19年度																																																																																														
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																			
計画	●	関係各部との調整			●	必要に応じて適宜実施																																																																																									
	異動方針周知				7/1 異動実施		チェック&フォロー																																																																																								
実績	●	関係各部との調整			●	必要に応じて適宜実施																																																																																									
	3/30 平成19年度定期異動方針周知		7/1 異動実施								●	1/28 異動実施		●●	2/上~下旬 人材交流に関するアンケート実施																																																																																
実施完了基準	【制度構築・運用状況】 定期異動方針による部門交流異動の具体的指示。 をふまえた交流異動の実施。	実施結果	【制度構築・運用状況】 完了：平成19年度定期異動方針周知（3/30）  完了：52名 新潟県中越沖地震発生に伴う対応により、その後やむなく5名を引き戻し  新潟県中越沖地震の影響等があったものの、概ね予定どおり実施。								【評価】  完了																																																																																				
実効性評価方法	部門交流者を対象としたアンケートにおいて、以下の点に関する結果が良好であることを確認する。 ・部門交流者の視野の拡大、新しい仕事の進め方の習得等につながっているか。 ・他部門の経験を通じて、従来とは異なる視点に立った部門業務の見直しにつながっているか。	実効性評価結果	部門交流者を対象としたアンケートの結果は、以下のとおり。 ・「視野の拡大」、「新しい仕事の進め方の習得」等、部門交流により得るものがあったと回答した者 97%  ・他部門の経験を通じて「部門業務の改善につなげている」と回答した者 83%  良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。								【評価】  有効																																																																																				
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。 ・アンケート結果により良好な結果が得られているため、有効であると評価する。											【評価】  有効																																																																																			
総合評価及び今後の取組	一部新潟県中越沖地震の影響を受けたものの、行動計画に基づき概ね予定どおり実施し、一定の成果が得られた。 部門交流は、法令遵守面のみならず人材育成にも寄与することから、関係部門と調整を行いつつ、継続的に実施していく。											【総合評価】  A																																																																																			

区分	仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施項目	業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化																																																																	
実施部署	総務部	実施対象	全社員																																																																	
アクションプラン		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>5/下 周知・徹底方法の策定</td> <td></td> <td>6/上 宣誓書配布</td> <td>7/上 社報へ掲載</td> <td>8/下 eラーニング配信</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>各企業倫理担当へ依頼</td> <td></td> <td>6/中 取り組み状況報告</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="12">各職場における取組 適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			5/下 周知・徹底方法の策定		6/上 宣誓書配布	7/上 社報へ掲載	8/下 eラーニング配信								各企業倫理担当へ依頼		6/中 取り組み状況報告											各職場における取組 適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備											
18年度	19年度																																																																			
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																								
		5/下 周知・徹底方法の策定		6/上 宣誓書配布	7/上 社報へ掲載	8/下 eラーニング配信																																																														
	各企業倫理担当へ依頼		6/中 取り組み状況報告																																																																	
	各職場における取組 適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備																																																																			
【企業倫理相談窓口の全社員へのさらなる周知・徹底】 -1 イン트라ネットを利用した周知・徹底。 -2 宣誓書署名にあわせた周知・徹底。 -3 社報による周知・徹底。 -4 eラーニングによる周知・徹底。 -5 各職場の企業倫理担当への相談体制を充実。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th colspan="12">19年度</th> </tr> <tr> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>5/29 周知・徹底方法の策定</td> <td></td> <td>6/上 宣誓書配布</td> <td>7/上 社報へ掲載</td> <td>8/29 eラーニング配信</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>各企業倫理担当へ依頼</td> <td></td> <td>6/中 取り組み状況報告</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="12">各職場における取組 適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度												3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			5/29 周知・徹底方法の策定		6/上 宣誓書配布	7/上 社報へ掲載	8/29 eラーニング配信								各企業倫理担当へ依頼		6/中 取り組み状況報告											各職場における取組 適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備											
18年度	19年度																																																																			
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																								
		5/29 周知・徹底方法の策定		6/上 宣誓書配布	7/上 社報へ掲載	8/29 eラーニング配信																																																														
	各企業倫理担当へ依頼		6/中 取り組み状況報告																																																																	
	各職場における取組 適宜、企業倫理担当へ相談しやすいよう環境を整備																																																																			
実施完了基準	(1)窓口に関する各種周知。 イントラ、宣誓書携帯カード、社報、eラーニングなどによる周知。 (2)各企業倫理担当において、相談しやすい職場に向けた工夫を開始。	実施結果	(1)5/29～窓口に関する各種周知の開始 イントラ、宣誓書携帯カード、社報、eラーニングなどによる周知を実施 (2)各企業倫理担当において、メッセージ発信やイントラ掲示板の充実等、相談しやすい職場に向けた工夫を実施（19年度通年） 各種媒体を用いて全社に対して相談窓口の周知を図るとともに、各職場においても企業倫理担当が相談しやすい職場づくりに向けて工夫を行っており、対策の実施は完了	【評価】 完了																																																																
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; 全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ・相談窓口への連絡方法の認知度（Q25 新規） ・相談窓口の相談者保護のルール認知度（Q26 新規） 相談件数が増加していることを確認する。</p> <p>&lt;評価基準&gt; アンケート回答結果が良好であること。</p>	実効性評価結果	(1)全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり >全社大では ・（Q25）：プラス評価が80% ・（Q26）：プラス評価が88% >原子力部門では ・（Q25）：プラス評価が70% ・（Q26）：プラス評価が84% であり、相談窓口の認知度（Q25）が全社平均より若干低めではあるが、大半の人に理解されていることが解った。 相談件数については、以下のとおり 223件（平成19年度）：対前年同期で、+14件（+7%）増加。 特に、各種周知活動を重点的に行った上期（平成19年4月～9月）は134件と、対前年同期で、+37件（+38%）増加 相談窓口への連絡方法および相談者保護ルールの認知度は高く、相談件数も増加していることから、一定の効果が得られたものと考え	【評価】 有効																																																																
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</li> <li>アンケート結果により良好な結果が得られているため、有効であると評価する。</li> </ul>			【評価】 有効																																																																
総合評価及び今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、平成20年度も、研修等の機会を捉えて、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動を継続していく。</li> </ul>			【総合評価】 A																																																																



区分		実施項目	1 保安規定の変更命令（炉規制法第37条第3項）
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン		18年度	19年度														
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<p>以下の内容を保安規定に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国に報告すべき事象など重大な事態が発生した場合に、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築し、経営責任者による安全確保に対する関与を強める。</li> <li>・原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすることができるように独立性を高める。</li> <li>・作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保修工事に係る記録を追加し、記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるようにする。</li> <li>・想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するようにする。異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行う。</li> <li>・運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときに、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行う。</li> </ul> <p>上記内容を保安規定への具体的な記載内容について検討し、記載案を策定する。また、保安委員会の審議結果を踏まえ、記載内容の見直しを行う。 保安委員会にて、記載案について審議、記載の決定を行う。 保安規定を改定し、変更申請を行う。 保安規定認可後、各発電所に周知する。</p>	計画		5/7 ● 保安規定変更命令 記載案の策定・見直し 保安委員会 ● 保安委員会														
	実績		5/7 ● 保安規定変更命令 記載案の策定・見直し 5/23 ● 保安委員会開催 6/22 ● CR変更申請 7/4 ● 保安委員会 7/9 ● CR変更認可 7/26 ● 保安委員会 7/31 ● CR以外をCR以外を施 8/8 ● 変更申請の審査の一環としてNISAが発電所ヒアを実施 8/下-9/上 ● 変更認可 9/10 ● 保安規定変更に伴う説明会実施														

実施完了基準	保安規定への具体的な記載内容について検討、記載案を策定し、保安委員会の審議結果を踏まえ、記載内容の見直しが行われていること。 保安規定を改定し、変更申請が行われていること。 保安規定認可後、各発電所に周知されていること。	実施結果	保安規定への具体的な記載内容について検討、記載案を策定し、保安委員会の審議結果を踏まえ、記載内容の見直しを行った。 ・6/22 保安規定変更命令の内、「制御棒の引き抜け時の対応」については、保安規定の変更申請を行い、7/9に変更認可を受け施行した。 ・7/31 その他の変更命令については、保安規定の変更申請を行い、8/31に変更認可を受け、9/10に施行した。 8月下旬から9月上旬に各発電所にて、本項での保安規定変更に伴う説明会を実施した。	【評価】 完了
--------	--	------	---	------------

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-	【評価】 実施を以て完了
---------	---------------------------------	---------	---	-----------------

監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。			【評価】 -
------	---	--	--	-----------

総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了、今後は日常業務に定着化させ、管理する。			【総合評価】 -
-------------	-------------------------------	--	--	-------------

【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

区分			実施項目	4 電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定												
実施部署	原子力・立地業務部 原子力品質・安全部	原子力調査G、 運営改善推進G、品質・安全評価G	実施対象	本店、各原子力発電所												
アクションプラン			18年度	19年度												
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
再発防止対策を具体的に実現していくために、行動計画を策定する。 実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報公開に向けた取り組みを行う。			計画	「行動計画」一次案策定・レビュー 「行動計画」案改定・レビュー 「行動計画」確定 ● 「行動計画」提出 「行動計画」に基づく再発防止対策の実行・実施状況の確認・計画の見直し 逐次、地域の会等にて実施状況を説明												
			実績	行動計画策定 ● 5/21 「行動計画」提出 ● 8/29 福島第一：8.29福一維新の日 福島 所在町会議 ● 5/30 ● 7/27 福島第二：8.29再生の日 ● 12/25 福島県原子力発電所安全確保 柏崎刈羽 地域の会 ● 6/6 ● 6/22（臨時会）8/1（定例） 福島県技術連絡会へ ● 11/27 福島県原子力発電所安全確保 県・町からの要請7項目 ● 2/27 福島県技術連絡会へ の実施状況を説明 県・町からの要請7項目 ● 2/27 福島県技術連絡会へ の実施状況を説明 新潟県へ説明												
実施完了基準	行動計画が策定されていること。 実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報公開に向けた取り組みが行われていること。		実施結果	5/21 再発防止対策 行動計画を策定。 自治体に対し、再発防止対策実施の運営が適切に行われていることを説明し確認を頂いている。												【評価】 完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。 策定した再発防止対策 行動計画に基づいて、各実施項目の進捗状況を管理し、計画に対し必要な見直しを図っている。		実効性評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。															【評価】 -
総合評価及び今後の取組	・今後も「所在町情報会議」や「技術連絡会」の場を通じて、地元自治体等に説明していく。 ・業務として定着したことから、今後は「管理責任者レビュー」「所長レビュー」の項目として管理していく。															【総合評価】 A



【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	6 直近の定期検査における特別な検査の実施												
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	柏崎刈羽1号機、福島第一3号機、福島第二4号機												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>定期検査の延長・前倒しを検討し、各プラントの検査実施期間を明確にする。各プラントにおいて、国の行う特別な検査の実施内容について検討し、当社の対応方針を決定する。</p> <p>各プラントにおいて、通常の定期検査に加え、特別な検査を受検する。</p> <p>( ) 原子炉停止中の安全装置の作動状態の確認</p> <p>( ) 定期検査前の準備段階毎の現場確認</p> <p>( ) 検査判定基準の設置許可や工事計画等に遡った確認</p> <p>( ) 検査計器の校正記録や補正係数などの確認</p>		計画	<p>● 特別な検査の指示</p> <p>各プラントの検査実施期間の明確化 国の行う特別な検査の実施内容について検討し、当社の対応方針を決定</p> <p>柏崎刈羽1号機他 定期検査における特別な定期検査の受検                  ・柏崎刈羽1号機：5月4日開始（当初予定は5月13日～）                  ・福島第一3号機：特別な保安検査（6月頃実施）の後、速やかに開始予定（当初予定は9月1日～）                  ・福島第二4号機：12月開始予定（当初予定は平成20年2月8日～）</p>												
		実績	<p>● 5/8（保安院）特別な検査の指示</p> <p>5/4 柏崎刈羽1号機 特別な検査開始</p> <p>8/31 福島第一3号機 特別な検査 1/24</p> <p>柏崎刈羽1号機他 定期検査における特別な定期検査の受検                  ・柏崎刈羽1号機：5月4日開始（当初予定は5月13日～）                  ・福島第一3号機：8月31日開始（当初予定は9月1日～）                  ・福島第二4号機：平成20年2月3日開始予定（当初予定は20年2月8日～）</p> <p>2/3 福島第二4号機 特別な検査開始</p>												
実施完了基準	<p>定期検査の延長・前倒しを検討し、各プラントの特別な検査の実施期間が明確にされていること。</p> <p>各プラントにおいて、国の行う特別な検査の実施内容について検討され、当社の対応方針が決定されていること。</p> <p>各プラントにおいて、通常の定期検査に加え、特別な検査を受検していること。</p>		実施結果	<p>・柏崎刈羽1号機は、5/4より定期検査を開始し、特別な検査を実施中（現在、中越沖地震の影響により中断）。</p> <p>・福島第一3号機は、8/31より定期検査を開始し特別な検査を実施、H20/1/24に終了した。</p> <p>・福島第二4号機は、H20/2/3定期検査を開始し、特別な検査を実施中。先行号機の運用を踏まえ、各発電所において、対応方針（検査の事前準備など）を決定した。</p>										【評価】	保安院の指導に基づき対応中
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。		実効性評価結果	-										【評価】	実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施され、原子力安全・保安院の指導に基づき、計画通りに進捗しているものと判断する。													【評価】	-
総合評価及び今後の取組	国からの指導に基づき対応中。国からの指導に基づき実施する。													【総合評価】	-

【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 5.3

区分		実施項目	7 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督												
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所												
アクションプラン			18年度	19年度											
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保安院の特別原子力施設監督官による、特別な監視・監督を受審する。		計画		● 特別な監督の指示	特別な原子力施設監督官による特別な監視・監督を受審										
		実績		● 特別な監督の指示	5/28～6/22 柏崎刈羽にて特別原子力施設監督官立会いの保安検査を実施。 6/4～6/29 福島第一、福島第二にて同様の保安検査を実施。 6/12～6/15 本店にて本店保安検査を実施。  2/4～3/25に本店・各発電所にて、第4回保安検査を受検 9/3～9/28に各発電所にて、第2回保安検査を受検 11/19～12/14に各発電所にて、第3回保安検査を受検										
実施完了基準	保安院の特別原子力施設監督官による、特別な監視・監督を受審していること。	実施結果	・特別原子力施設監督官立会いの下、通常3週間の保安検査を4週間に延長（各発電所）し、第1、第2、第3、第4四半期の保安検査を受検した。 3/31に原子力安全・保安院より通知を受け、特別な保安検査を終了した。												【評価】 完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。												【評価】 -		
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了。												【総合評価】 -		

【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 54 (70)

区分		実施項目	8 警報等印字記録（アラームタイパー）の原子力保安検査官による監視等													
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所													
アクションプラン			18年度	19年度												
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>アラームタイパーの記録を保安検査官に提示する。 アラームタイパーの内容を現地の保安検査官事務所で監視する方法について検討する。 アラームタイパーの記録の保存ルールを規定する。</p>		計画		● 警報等印字記録の監視指示												
		実績		● 警報等印字記録の監視指示 タイパーの記録確認開始 タイパーの伝送方法の決定	● 省令案パブコメ実施	● 6/30 福島第一:5/16、福島第二:6/4、柏崎刈羽:5/下旬	● 8/9 省令公布		● 9/18 保安委員会	● 9/28 保安規定変更申請	● 11/27 保安規定変更補正申請	● 12/3 第9回検査制度運用改善PT	● 12/14 施行	● 3/28 検査制度運用改善PT		
実施完了基準	<p>アラームタイパーの記録が保安検査官に提示されていること。 アラームタイパーの内容を現地の保安検査官事務所で監視する方法について検討されていること。 アラームタイパーの記録の保存ルールが規定されていること。</p>	実施結果	<p>警報装置の対象は省令62号第21条の「警報装置等」であることを保安院に確認し、各発電所で運用開始している。 第9回検査制度運用改善PT（12/3開催）において、緊急時対応支援システム（ERSS）を改修し活用（平成20年度下期に運用開始予定）すること、また、システム導入までの暫定運用が3/28の検査制度運用改善PTにて決定された。 アラームタイパーの記録の保存ルールについては、9/28の省令施行（炉規則7条）より記録の運用を開始した。また、9/28に保安規定の変更申請、補正申請を11/27に行い、12/14に施行した。</p>												【評価】	完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-												【評価】	実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。												【評価】	-		
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了、今後は日常業務に定着化させ、管理する。												【総合評価】	-		

【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 56 ~ 59

区分		実施項目	10 法令遵守体制等の保安規定への明確化												
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G 原子力・立地業務部 育成・倫理G 他（アクションプラン欄を参照）	実施対象	各原子力発電所												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>法令遵守の体制 法令遵守の体制を、保安規定において明確化する。 実施部署：原子力運営管理部 保安管理G、 原子力・立地業務部 育成・倫理G</p> <p>安全文化醸成の体制 安全文化醸成の体制を、保安規定において明確化する。 実施部署：原子力設備管理部 原子炉安全技術G、 原子力品質・安全部 品質・安全評価G</p> <p>根本原因の究明 事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明することを、保安規定において明確化する。 実施部署：原子力品質・安全部 運営改善推進G、品質・安全評価G</p> <p>公開情報発信 公開可能な安全上の情報の発信を、保安規定において明確化する。 実施部署：立地地域部、原子力運営管理部</p>		計画	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施												
		実績			6/1 ● 省令案パブコメ開始		8/9 ● 省令公布		9/18 ● 保安委員会		9/28 ● 省令施行を踏まえた保安規定変更申請を 実施	11/7 11/27 ● 保安委員会 補正申請	12/14 ● 施行		
												11/30 迄 ● 第3条に根本原因分析の追加	12/14 ● 施行		
実施完了基準	以下の内容が保安規定において明確化されていること。 法令遵守の体制 安全文化醸成の体制 事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明すること 公開可能な安全上の情報の発信	実施結果	<p>～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/9に省令改正案が公布され、その内容を踏まえた保安規定変更案を検討し、9/28に保安規定変更申請を実施したが、申請後の審査において保安院より補正の要求があり、補正申請案を検討した。</li> <li>・11/27に補正申請を実施し、12/14に施行した。</li> <li>・「根本原因の究明」については、11/30に申請を実施し、12/13に認可を受け、12/14に施行した。</li> </ul>										【評価】	完了	
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-										【評価】	実施を以て完了	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。											【評価】	-		
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了、今後は日常業務に定着化させ、管理する。											【総合評価】	-		

区分		実施項目	1 1 保安の措置のために講ずべき措置の追加											
実施部署	原子力設備管理部 設備計画G 原子力品質・安全部 品質・安全評価G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>作業手順書等を適正に作成し、これを遵守して保安活動を行う。 メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な調達管理上の措置を行う。</p>		計画	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施											
		実績	<p>6/1省令改正案発布 同バブコメ開始</p> <p>6/30 バブコメ提出</p> <p>8/8バブコメ集約発表 【作業手順書】</p> <p>9/28 保安規定変更申請 11/27 12/14 作業手順書に関する保安規定記載記載案検討 保安規定変更補正申請 施行</p> <p>9/28 保安規定変更申請 11/27 12/14 【安全技術共有】 保安規定変更補正申請 施行</p> <p>具体的に安全情報として共有する範囲の検討、明確化 情報の共有・利用に当たってのルールの検討 守秘義務、知的財産等に関する意見徴収、課題抽出</p> <p>10/17 JBOG 37171717 会議議論 BWRオーナーズグループ等での共有仕組みに関する検討 PWR電力会社との情報の共有の仕組み検討（既存会議体の活用を含）</p>											
実施完了基準	<p>保安に関する文書と保安規定条文との関係を保安規定において明確にし保安活動を行うこと。 安全に関する技術情報の入手、及び電気事業者間での共有のための措置。 (1)「保安のための技術情報入手のための調達上の措置」を構築すること。 (2)技術情報を電力事業者・プラントメーカー間で共有するための仕組みを構築すること。</p>	実施結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の承認行為を含め管理に必要な事項を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定することとした。また、同様の内容を原子炉施設保安規定にも規定している。</li> <li>・実用炉則改正を受けた具体的な保安規定記載案を他電力、およびプラントメーカーとともに策定、保安院とも合意している。</li> <li>・9/28に保安規定変更申請を実施したが、保安院より補正を要求され、補正申請を11/27に実施、12/14に施行した。</li> </ul>										【評価】	完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-										【評価】	実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。												【評価】	-
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了。 今後も日常的に必要な応じマニュアルを見直していく。 また、メーカーとの安全技術については、BWR事業者協議会を通じ積極的な情報共有に努め、日常業務に定着化させる。												【総合評価】	-

【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	13 制御棒引き抜け等の報告義務化												
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作したのについては、国への報告対象とする。		計画	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施												
		実績	制御棒の予期せぬ引き抜けを、保安規定の「異常時の対応」として位置づけるべく、 6/15 ● 省令施行 保安規定記載案の策定・見直し 5/2 ● 保安委員会 6/22 ● 保安規定変更申請 7/9 ● 保安規定変更認可 福島第一 7/12 施行 福島第二 7/10 施行 柏崎刈羽 7/10 施行 条文案について折衝												
実施完了基準	制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作したのについては、国への報告対象とされていること。	実施結果	・今回の確認された停止中の制御棒の引き抜け事象を鑑み、停止中の制御棒の想定外の動作についても、確認・対応事項について適切な対応ははかれるよう、設備別操作手順に反映した。 ・6/22に保安規定変更申請を行い、7/9に変更認可を受け、各発電所の保安規定を施行した。 ・また、「トラブル等の報告マニュアル」において、想定外の制御棒引き抜けの扱いを保安院への通報連絡業務に適用する旨の指示文書を発行した。										【評価】	完了	
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-										【評価】	実施を以て完了	
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。										【評価】	-			
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了、今後は日常業務に定着化させ、管理する。										【総合評価】	-			

【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 63 (73)

区分		実施項目	14 原子力発電施設の保安検査の結果の公開											
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
トラブル情報等の説明の具体的な進め方について検討し、方針を明確にする。 上記に基づき、国と協調して、事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取り組み状況等について説明する。		計画	● 保安検査結果の公開指示 トラブル情報等の説明の具体的な進め方について検討、方針の明確化 各プラントの保安検査の結果の公開、説明会のサポート											
		実績	● 保安検査結果の公開指示 5/23保安検査終了時のプレス方針について保安院と協議済み ● 6/22: 柏崎刈羽 ● 6/29: 福島第一、福島第二 保安検査結果についてプレス実施 ● 7/26: 福島第一、福島第二、柏崎刈羽 保安検査の結果についてプレス実施 ● 9/28: 3発電所 H19年度第2回保安検査 についてプレスを実施 (プレスの主体は保安院) ● 10/29: 福島第一、福島第二 保安検査の結果についてプレス実施 ● 12/14: 3発電所 H19年度第3回保安検査 についてプレスを実施 (プレスの主体は保安院) ● 2/7: 福島第一、福島第二 保安検査の結果について プレス実施											
実施完了基準	トラブル情報等の説明の具体的な進め方について検討し、方針が明確にされていること。 上記に基づき、国と協調して、事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取り組み状況等について説明していること。	実施結果	5/23保安院原子力発電検査課が保安検査の結果を原子力安全委員会に報告した後に、保安検査の結果をプレスに説明する。また、その際に東電も同席し不適合の発生状況等を報告する。なお、柏崎刈羽は保安検査直後のプレスに当社が同席していることから、原子力安全委員会後のプレスには当社は同席しないことを保安検査官と合意した。 保安検査終了後毎に保安検査の状況を検査官（当社同席）がプレスを実施した。										【評価】	完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-										【評価】	実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。											【評価】	-	
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了、今後は日常業務に定着化させ、管理する。											【総合評価】	-	

【経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力）の実施状況及び実効性の評価】

原子力 - 65 (75)

区分		実施項目	18 検査制度見直しの一部先行実施および充実											
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現在進めている検査制度を、今回の総点検の結果も踏まえて一部先行的に実施するとともに、内容充実を図る。		計画	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施											
		実績	( ) ( )	省令改正	6/1 省令案パブコメ開始	8/9 省令公布	9/30 省令施行	12/14 保安規定施行	省令施行					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 原子炉の起動・停止の操作時に行う保安検査への対応（9月施行）</li> <li>( ) 保全計画書にプラント停止時の安全管理を記載することへの対応（H20/4施行目途）</li> <li>( ) 保全計画書に定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動を記載することへの対応（H20/4施行目途）</li> <li>( ) (国)プロセス確認型定期検査の徹底のため、定期検査執務要領の改訂（本年度未予定）</li> <li>( ) (学協会)保守管理規程（JEAC4209）等の民間規格の整備への対応（順次整備中）</li> <li>( ) 運転上の制約の逸脱が発生した場合の国への通報（9月施行）</li> </ul> <p>【( )の実績】 — 福島第一1号機にて起動時の保安検査を実施した。（10/29～11/5）</p> <p>【( )の実績】 — 福島第二4号機にて停止時の保安検査を実施した。（2/1～2/3）</p>												
実施完了基準	現在進めている検査制度を、今回の総点検の結果も踏まえて一部先行的に実施するとともに、内容充実が図られていること。	実施結果	検査制度の見直しに関する施行状況 9/30省令施行。 12/14保安規定施行。									【評価】 保安院の指導に基づき対応中		
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-											
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施され、原子力安全・保安院の指導に基づき、計画通りに進捗しているものと判断する。												【評価】 -	
総合評価及び今後の取組	国からの指導に基づき対応中。 国からの指導に基づき実施する。												【総合評価】 -	



区分		実施項目	19 運転データ情報の監視															
実施部署	原子力設備管理部 原子力運営管理部	設備計画G、 保安管理G、	原子力立地・業務部 情報技術G、 運転計画G、	運転管理G、	防災安全G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン			18年度 3月	19年度														
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
必要に応じ、運転データ情報を原子力保安検査官事務所に伝送する。		計画	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施															
		実績																
				5 / 18	検査制度運用改善PT						12 / 3	検査制度運用改善PT		3 / 28	検査制度運用改善PT			
				(今後の取り組み) 当社発電設備側：伝送項目の選定と、プロセス計算機等の改造・更新計画の立案 ネットワーク側：インターフェイス仕様、およびセキュリティに関する検討 システム構築完了までの暫定運用ルールの立案														
実施完了基準	検査制度運用改善PTにて決定した方針に基づき、必要なデータ伝送を行うための設備改造・設置を行うこと。（設置までの暫定期間は、保安検査官への定時報告にてデータ報告を行う様、体制の整備を行う）	実施結果	第9回検査制度運用改善PT（12 / 3開催）において、緊急時対応支援システム(ERSS)を改修し活用（平成20年度下期に運用開始予定）すること、また、システム導入までの暫定運用が3 / 28の検査制度運用改善PTにて決定した。										【評価】	保安院の指導に基づき対応中				
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-										【評価】	実施を以て完了				
監査結果	・行動計画に基づき、アクションプランが実施され、原子力安全・保安院の指導に基づき、計画通りに進捗しているものと判断する。										【評価】	-						
総合評価及び今後の取組	国からの指導に基づき対応中。 データ伝送に必要な設備改造に関する国との合意形成を図りつつすすめていくことになっている。										【総合評価】	-						

区分		実施項目	20 情報へのフリーアクセスの確保											
実施部署	原子力運営管理部 保安管理G	実施対象	保安検査官											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業者の保安活動に伴う記録類や保安運営委員会等の保安活動全般に係る情報に対して、保安検査官が日常的に確認できるよう措置する。 検査官・検査員の指摘事項の文書による明確化と、確認事項に対する事業者からの速やかな報告を徹底する。		計画	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施											
		実績	<p>5 / 18 検査制度運用改善PT</p> <p>10 / 19 保安検査 GM会議</p> <p>12 / 3 第9回検査制度運用改善PT</p> <p>1 / 24 保安検査 GM会議</p> <p>情報(会議対等)へのアクセスフリーについては、今後、検査制度運用改善PTの中で検討することで、保安院と合意</p> <p>会議体のフリーアクセスの社内運用を開始                  福島第一:11/14 福島第二:10/22                  柏崎刈羽:11/20</p> <p>情報(会議体、文書及び記録)のフリーアクセスについて、基本方針を決定。</p>											
実施完了基準	保安活動に伴う記録類や保安運営委員会等の保安活動全般に係る情報に対して、保安検査官が日常的に確認できるよう措置されていること。 検査官・検査員の指摘事項の文書による明確化と、確認事項に対する事業者からの速やかな報告が徹底されていること。	実施結果	・保安検査GM会議（10/19）にて、会議体のフリーアクセスの範囲を「原則、人・金・経営に係る会議以外のQMSの主要な会議、保安上重要な会議体」とした。また、その範囲について発電所毎に保安検査官と合意形成を図り、運用を開始した。 ・検査制度運用改善PT(12/3)にて、国 - 電事連間でフリーアクセスの対象が議論され、「発電所の保安活動に係るQMSの会議体」、「個人情報、経営、経理、作成途上以外のQMSの文書及び記録」と決定された。これは既に自主的に運用を開始している内容と同様であり、現状の運用を継続することとした。 各発電所で適切に実践していることを確認した。（保安検査GM会議（1/24））										【評価】	完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-										【評価】	実施を以て完了
監査結果	・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。												【評価】	-
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了、今後は日常業務に定着化させ、管理する。（原子力 - 7と同様）												【総合評価】	-

区分		実施項目	(2) 関係法令遵守のための保安教育の徹底											
実施部署	原子力・立地業務部 育成・倫理G	実施対象	各原子力発電所											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれに関連する法令を遵守するため、以下の内容で保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにする。</p> <p>○下記を中心とした、原子炉等規正法並びに関連法規遵守のための教育とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用炉規則の改正も含めた原子炉等規制法</li> <li>・保安規定改定内容を中心とした保安規定</li> </ul> <p>○保安規定改定内容を踏まえ、教育内容の検討を行い、教材の作成等を行う。</p> <p>○教育内容・教材等を踏まえ、教育方法を決定する。（現状は集合研修による教育を計画する）</p> <p>○各原子力発電所所員（保安教育の対象者全員）を対象に、上記保安教育を実施する。（本年度内に実施する）</p>		計画					保安規定改定内容等を踏まえ、教育内容について検討し、教材の作成等を行う							
		実績					教育内容・教材を踏まえ、教育方法を決定する			各原子力発電所にて教育を実施する				
実施完了基準	保安規定改定内容を中心とした教育が、各発電所にて実施されていること。	実施結果	柏崎刈羽は12月に、福島第一・第二は1月に教育を開始し、3月に完了した。										【評価】 完了	
実効性評価方法	<p>&lt;評価方法&gt; 保安教育の対象者に試験を行い、理解度を測定する。</p> <p>&lt;評価基準&gt; 試験結果が良好であること。 良好：全員が合格（70点以上）</p>	実効性評価結果	傷病、休職者を除き、全員が理解度確認に合格したため「良好」と判断する。										【評価】 有効	
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画に基づき、すべてのアクションプランが実施・運用されていることから完了しているものと判断する。</li> <li>・アクションプランを実施することにより、保安規定の改正の理解につながるため、有効であると評価する。</li> </ul>												【評価】 有効	
総合評価及び今後の取組	再発防止対策は完了。今後は、本教育内容を「その他反復教育」の教材に反映することにより教育を継続していく。（保安教育の「その他反復教育」として実施する。）												【総合評価】 A	

# 経済産業省指示事項(30項目)に対する取り組み の個別評価

【経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	2 保安規程の変更命令 【行政処分】												
実施部署	技術部、品質・安全監査部、工務部、火力部 他	実施対象	水力部門、火力部門												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>保安規程の変更命令に基づき、保安規程を変更する。合わせて、社内規程・マニュアルの改定を行う。</p> <p>保安規程の変更命令                      a. 主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるように独立性を確保し、責任範囲を適切な規模とすること。                      b. 主任技術者の職務に記録を点検し、その内容を確認することを追加すること。                      c. 保安教育として、電気事業法等の法令の内容についての理解を深めさせるための教育プログラムを追加する。その際、保安教育の実施について「必要に応じて」、「原則として」といった曖昧な記述を削除し、計画的に実施すること。                      d. 工事計画の届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、届出を行う必要がある場合には、電気事業法の規定に基づいて届出を行う手続きが取られたかどうかを確認するための手続きを設けること。                      e. 作成し保存すべき記録について、適正に記録し、適切に管理することを確実にすること。</p>		計画													
		実績													
実施完了基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安規程の変更</li> <li>保安規程の変更に伴う社内規定・マニュアルの改定</li> </ul>	実施状況 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了：保安規程変更届出(7/31)</li> <li>完了：社内規程・マニュアルの改定（指示文書での対応含む）</li> </ul>												【評価】  完了
実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果			-												【評価】 -
今後の取組	再発防止対策は完了。今後は保安規程の変更内容を日常業務に定着させていく。												【総合評価】 -		

【経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	3 技術基準適合命令 【行政処分】											
実施部署	工務部	実施対象	水力部門											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
設備改修計画を策定し、工事を実施する		計画		● 5/7 技術基準適合命令					● 48条申請	● 工事実施	● 使用前自主検査 安全管理審査			
		実績		● 5/7 技術基準適合命令					● ボーリング調査					● 48条申請 (平成20年4月予定)
実施完了基準	経済産業省の指示事項が実施されていること。	実施状況評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備改修計画に関する経産省との協議を完了。</li> <li>現在、国土交通省と改修の施工工程について協議中。</li> </ul>											【評価】 着工準備中
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-											【評価】 実施を以て完了
監査結果												【評価】 -		
今後の取組	国との調整結果に基づき設備改修計画の届出を行い、工事を実施する。											【総合評価】 -		

区分		実施項目	4 再発防止対策に係る行動計画の策定												
実施部署	企画部、工務部、火力部 他	実施対象	全社												
アクションプラン		18年度	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
再発防止対策を具体的に実現していくために、行動計画を策定。実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報公開に向けた取り組みの実施。		計画		「行動計画」一次案策定・レビュー 「行動計画」案改定・レビュー 「行動計画」確定 ● 「行動計画」提出											
		実績		「行動計画」一次案策定・レビュー 「行動計画」案改定・レビュー 「行動計画」確定 ● 5/21 「行動計画」提出				9/27 進捗確認 ● 「再発防止策検討部会」		12/25 進捗確認 ● 「再発防止策検討部会」			3/5 進捗確認 ● 「再発防止策検討部会」		
				「行動計画」に基づく再発防止対策の執行・実施状況の確認・計画の見直し 逐次、地域の会等にて実施状況を説明											
実施完了基準	・再発防止対策の行動計画の策定	実施状況評価結果	・完了：行動計画の策定（5/21提出、公表）												
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-												
監査結果			-												
今後の取組	再発防止対策は完了。		-												

【経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	21 水力・火力分野における立入検査の実施												
実施部署	工務部、火力部	実施対象	水力部門、火力部門												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
立入検査を受検する。		計画	立入検査受検												
		実績	<水力発電所> H18/12/29～H19/11/21 立入検査受検（49発電所） <火力発電所> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6/14,15 東扇島火力発電所 西火力事業所</li> <li>● 6/28,29 広野火力発電所</li> </ul>												
実施完了基準	立入検査の受検 ・水力：49発電所 ・火力：2発電所(1事業所含む)	実施状況評価結果	・水力 改修工事終了後に立入検査予定の上来沢川ダムを除き完了。（49発電所） ・火力 完了：東扇島火力発電所(西火力事業所含む)(6/14,15) 広野火力発電所(6/28,29)												【評価】 水力：上来沢川ダムを除き完了 火力：完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果	-												【評価】 -		
今後の取組	上来沢川ダムについては改修工事後に立入検査を受検する。												【総合評価】 -		



区分		実施項目	22 電事法に基づく保安規程の記載内容の充実（省令改正に伴う対応）												
実施部署	技術部、品質・安全監査部、工務部、火力部 他	実施対象	水力部門、火力部門												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>電事法施行規則の改正に対応し、保安規程を変更する。 合わせて、社内規程・マニュアルの変更を行う。</p> <p>【施行規則改正概要】 以下の内容を保安規程に定めることを追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規程遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</li> <li>主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</li> <li>保安教育（関係法令及び保安規程の遵守、保安のための技術、保安教育の計画的な実施並びに継続的な点検と必要な改善）に関すること。</li> <li>発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置（保安についての方針及び体制、実施、評価、改善）に関すること。</li> <li>発電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順に関すること。</li> <li>前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること。</li> <li>事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。</li> <li>発電用の事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に関すること。</li> <li>保安規程の実施状況の定期的な点検及びこれに基づく必要な改善に関すること。</li> </ul>		計画	<p>● 電事法施行規則の改正</p> <p>保安院の取り組み結果を踏まえ対応を検討し実施</p>												
		実績	<p>● 8/9 改正施行規則公布</p> <p>● 9/30 改正施行規則施行</p> <p>● 10/31 保安規程変更 社内規程・マニュアル改定</p> <p>変更の検討 社内規程・マニュアル改定作業</p>												
実施完了基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行規則の改正に対応した保安規程の変更</li> <li>保安規程の変更に伴う社内規程・マニュアルの改定</li> </ul>	実施状況評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了：保安規程変更届出(10/31)</li> <li>完了：社内規程・マニュアルの改定(10/31)</li> </ul>												【評価】 完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果	-												【評価】 -		
今後の取組	再発防止対策は完了。今後は保安規程の変更内容を日常業務に定着させていく。												【総合評価】 -		

区分		実施項目	23 法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底（保安規程の変更に伴う）												
実施部署	品質・安全監査部	実施対象	水力部門・火力部門												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育内容、方法の検討を行い、必要となるマニュアル制定等を実施する。 で定めた内容による教育訓練を徹底する。 <b>【特記事項】</b> 水力・火力部門独自の教育については下記参照 ・水力発電設備の再発防止対策 - 1 ・火力発電設備の再発防止対策 - 2		計画				内容の検討・ マニュアル等環境整備									
		実績				内容の検討・ マニュアル等環境整備	7/12 法令教育のマニュアル制定								2/26 保安院による 実施状況確認
実施完了 基準	・教育マニュアルの制定 ・eラーニングの実施	実施状況 評価結果	・完了：マニュアル制定(7/12) ・ほぼ完了：対象者21,556人中21,137人完了 98%（H20/3/31現在）												【評価】 完了
実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	-												【評価】 -
監査結果			-												【評価】 -
今後の取組	再発防止対策は完了。今後日常業務として実施する。														【総合評価】 -

【経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	24 電気主任技術者等の役割の強化（保安規程の変更に伴う）												
実施部署	工務部、火力部	実施対象	水力部門、火力部門												
アクションプラン		18年度	19年度												
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
主任技術者に関するマニュアルの改定 独立性を確保した主任技術者の配置と補佐の選任		計画	経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画の項目2に記載												
		実績	<p>社内規程・マニュアルの改定</p> <p>独立性を確保した主任技術者の配置と補佐の選任</p> <p>ダム管理保安担当職位の明確化（人事発令） ダム水路主任技術者</p> <p>保安院による実施状況確認</p> <p>2 / 26 保安院による実施状況確認</p>												
実施完了基準	・主任技術者に関するマニュアルの改定 ・独立性を確保した主任技術者の配置と補佐の選任	実施状況評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了：主任技術者に関するマニュアルの改定</li> <li>完了：独立性を確保した主任技術者の配置と補佐の選任</li> </ul>												【評価】 完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果	-												【評価】 -		
今後の取組	再発防止対策は完了。												【総合評価】 -		

区分		実施項目	25 水力、火力分野に係る規格基準の見直し（河川法との整合・溶接安全管理検査制度）												
実施部署	工務部、火力部	実施対象	水力部門、火力部門												
アクションプラン			19年度												
		18年度	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>国による技術基準の見直しを受け、必要な対応（マニュアル見直し等）を行う。</p> <p>【国による見直し内容】                      水力：電気事業法と河川法の不整合点の整合化                      火力：溶接安全管理検査制度に係る規制の見直し(火力設備の技術基準の解釈の改正及び溶接事業者検査の解釈の新規制定)</p>		計画	保安院の取組み結果を踏まえ対応を検討し実施												
		実績	<p>&lt;水力&gt; ● 技術基準等（水力）の見直し要望書を提出                      保安院からの依頼事項に適宜対応</p> <p>&lt;火力&gt; ● 火力設備の技術基準の解釈の改正及び溶接事業者検査の解釈の新規制定（7/10制定,8/1施行）                      マニュアル改定・社内周知</p>												
実施完了基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>水力：電気事業法と河川法について国の調整結果を受け対応</li> <li>火力：見直しを受けたマニュアル改定・社内周知の実施</li> </ul>	実施状況評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>水力：国の検討結果待ち</li> <li>河川法との整合に向けた発電用電力設備に係る技術基準等の見直し要望書を保安院へ提出。</li> <li>現在、保安院、国土交通省が整合化について検討を行っており、保安院からの依頼事項について適宜対応中。</li> <li>火力：完了</li> <li>溶接安全管理検査制度の見直しを受け、マニュアル改定・社内周知の実施</li> </ul>												【評価】 水力：国の検討結果待ち 火力：完了
実行性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実行性評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果	-												【評価】 -		
今後の取組	水力：国の今後の調整結果を踏まえ対応を検討する。 火力：再発防止対策は完了。												【総合評価】 -		

【経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	26 部門を超えた取組みの強化												
実施部署	工務部、火力部	実施対象	水力部門、火力部門												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>電気、制御設備については、既に工務・火力・原子力技術連絡会、制御技術研究会において情報共有を行っているが、これまで以上に事故トラブルの未然防止や信頼性の向上に寄与できるよう、運営方法の改善を図っていく。</p> <p>今回の総点検で設置した発電対策部会及び再発防止策検討部会を当面存続させ、部門をまたがる問題について対応していく。</p>		計画			組織、運営方法等の検討		社内ルール化		部門間情報共有の実践			保安院による実施状況確認			
		実績		工務・火力・原子力技術連絡会 ● 4/4		組織、運営方法等の検討		社内ルール化	● 8/1	● 8/3	● 9/19	● 10/3	● 10/3	● 12/20	● 2/6
実施完了基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>工務・火力・原子力技術連絡会の運営方法の社内ルール化(制御技術研究会は制定済み)</li> <li>発電対策部会及び再発防止策検討部会の当面の存続</li> </ul>	実施状況評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了：工務・火力・原子力技術連絡会の運営要項制定(8/31)</li> <li>完了：経営会議にて発電対策部会と再発防止策検討部会を当面存続させることを承認(3/11)</li> </ul>												【評価】 完了
実行性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実行性評価結果	-												【評価】 実施を以て完了
監査結果			-												【評価】 -
今後の取組	再発防止対策は完了。各連絡会・研究会については今後日常業務として実施する。発電対策部会、再発防止策検討部会については、平成20年度も引き続き継続して、部門横断の問題に対応していく。														【総合評価】 -

【経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの実施状況及び実効性の評価】

経産省 - 10

区分		実施項目	27 他社、他産業から得られた教訓的的確な反映												
実施部署	工務部、火力部	実施対象	水力部門、火力部門												
アクションプラン			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電力会社間の情報共有を進め、他産業から得られた知見を活用する仕組みとして、電事連に「情報共有委員会」を設置し、半期に1回程度開催する。		計画			● 情報共有委員会（電事連）設置										
		実績			● 情報共有委員会（電事連）設置 ● 6/12 第1回水力発電設備（電気） 情報共有委員会（水力） ● 6/14 第1回水力発電設備（土木） 情報共有委員会（水力） ● 6/4 第1回情報共有委員会（火力）						● 11/5 第2回水力発電設備（電気） 情報共有委員会（水力） ● 11/20 第2回水力発電設備（土木） 情報共有委員会（水力） ● 11/8 第2回情報共有委員会（火力） ● 2/26 保安院による 実施状況確認				
実施完了 基準	・情報共有委員会の設置	実施状況 評価結果	・完了：情報共有委員会の設置(5/28)												【評価】 完了
実行性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実行性 評価結果	-												【評価】 実施を以て 完了
監査結果													【評価】 -		
今後の取組	再発防止対策は完了。今後日常業務として実施する。												【総合評価】 -		

【経済産業省指示事項（30項目）に対する取り組みの実施状況及び実効性の評価】

区分		実施項目	28 保安規程等を遵守するための仕組みの検討											
実施部署	品質・安全監査部	実施対象	水力部門・火力部門											
アクションプラン		18年度	19年度											
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保安規程の変更（保安に必要な文書とその位置づけの明確化） 内部監査の実施とその結果を踏まえた改善に関する仕組みの検討		計画								● 保安規程変更届出				
		実績								● 10/31 保安規程変更届出				
実施完了基準	・保安規程の変更 ・内部監査（保安監査）の実施	実施状況評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了；保安規程を変更し、以下の内容を追加（10/31）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>保安に必要な文書とその位置づけ</li> <li>保安の評価と改善（内部監査結果を踏まえた改善に関する仕組み）</li> </ul> </li> <li>完了：内部監査を実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>10店所中10店所完了</li> </ul> </li> </ul>											【評価】  完了
実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	-											【評価】  -
監査結果													【評価】  -	
今後の取組	今後も継続して保安監査を実施し、保安規程の遵守状況を確認していく。												【総合評価】  -	